

古平町地域防災計画

令和5年5月
古平町防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は次表による。

図表 標記説明表

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
町	古平町
道	北海道
町防災会議	古平町防災会議
本部長	古平町災害対策本部長
町防災計画	古平町地域防災計画
道防災計画	北海道地域防災計画
防災会議構成機関	古平町防災会議条例に定める委員を構成する機関
災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化して災害応急対応が困難になる事象

〔目 次〕

一般災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の構成	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	3
第4節 計画の修正要領.....	3
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第6節 住民及び事業者の基本的責務等.....	10
第2章 町の概況	13
第1節 自然的条件	13
第2節 社会的条件	16
第3節 既往災害の状況.....	20
第3章 防災組織	21
第1節 組織計画.....	21
第2節 気象業務に関する計画	35
第4章 災害予防計画	49
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.....	51
第2節 防災訓練計画	55
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	57
第4節 相互応援体制整備計画	58
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	60
第6節 避難体制整備計画	65
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	75
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	81
第9節 建築物災害予防計画.....	83
第10節 消防計画.....	84
第11節 水害予防計画	86
第12節 風害予防計画	109
第13節 雪害予防計画	112
第14節 融雪災害予防計画	117
第15節 高波、高潮災害予防計画	120
第16節 土砂災害予防計画	121
第17節 積雪・寒冷対策計画	128
第18節 複合災害に関する計画.....	131
第19節 業務継続計画の策定	132

第5章 災害応急対策計画	135
第1節 災害情報収集・伝達計画	135
第2節 災害通信計画	140
第3節 災害広報・情報提供計画	144
第4節 避難対策計画	149
第5節 応急措置実施計画	163
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	169
第7節 広域応援・受援計画	174
第8節 ヘリコプター等活用計画	177
第9節 救助救出計画	181
第10節 医療救護計画	183
第11節 防疫計画	188
第12節 災害警備計画	191
第13節 交通応急対策計画	193
第14節 輸送計画	200
第15節 食料供給計画	203
第16節 給水計画	206
第17節 衣料、生活必需物資供給計画	208
第18節 石油類燃料供給計画	211
第19節 電力施設災害応急計画	213
第20節 ガス施設災害応急計画	215
第21節 上下水道施設対策計画	217
第22節 応急土木対策計画	218
第23節 被災宅地安全対策計画	220
第24節 住宅対策計画	222
第25節 障害物除去計画	226
第26節 文教対策計画	228
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	231
第28節 家庭動物等対策計画	234
第29節 応急飼料計画	235
第30節 廃棄物等処理計画	236
第31節 災害ボランティアとの連携計画	238
第32節 労務供給計画	240
第33節 職員派遣計画	242
第34節 救助法の適用と実施	244
第6章 地震・津波災害防災計画	248
第7章 原子力災害防災計画	249
第8章 事故災害対策計画	250

第1節 海難対策計画（海上災害対策計画）	250
第2節 流出油等対策計画（海上災害対策計画）	255
第3節 航空災害対策計画	261
第4節 道路災害対策計画	265
第5節 危険物等災害対策計画	270
第6節 大規模な火事災害対策計画	278
第7節 林野火災対策計画	282
第8節 大規模停電災害対策計画	286
第9章 災害復旧・被災者援護計画	293
第1節 災害復旧計画	293
第2節 被災者援護計画	294

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、町防災会議が策定する計画であり、町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは町の区域に所在する指定地方行政機関、道、町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害時の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

町防災計画は、本編（一般災害防災計画編）の他、次の各編から構成する。

- 1 地震・津波災害防災計画編
- 2 原子力防災計画編
- 3 資料編
- 4 原子力防災計画資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組みあわせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策では限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、道、防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう、必要な措置を講ずる。

1 町

機 関 名	事務又は業務
町 長 部 局	(1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 古平町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講じること。 (4) 自主防災組織の充実を図ること。 (5) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (7) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
教 育 委 員 会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事務又は業務
北後志消防組合 古平支署及び 古 平 消 防 団	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

3 指定地方行政機関（後志総合振興局地域災害対策要綱に規定する機関とする。）

機 関 名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局 小 樽 出 張 所	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 町の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、り災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における町への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること。
北海道労働局 小樽労働基準 監 督 署	(1) 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
小 樽 公 共 職 業 安 定 所	(1) り災地域における労働力の供給に関すること。 (2) り災失業者の職業紹介に関すること。 (3) 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 (4) 雇用保険の、り災受給資格者に対し各種対策に関すること。

機 関 名	事務又は業務
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に関する確認等に関すること。
北海道森林管理局 石狩森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所管国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道開発局 小樽開発建設部 小樽道路事務所 小樽港湾事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 第3種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第一管区 海上保安本部 小樽海上保安部	(1) 気象等に関する特別警報、警報、注意報並びに気象情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸 上 自 衛 隊 第 11 特 科 隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 (4) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救護物資の緊急輸送道路・水路の応急啓開、応急医療、救護及び防疫、給水等の支援に関すること。

5 道

機 関 名	事務又は業務
後志総合振興局 (地域創生部 地域政策課)	(1) 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方行政機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 救助法の適用及び実施に関すること。
教 育 庁 (後志教育局)	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
小樽建設管理部	(1) 水防技術の指導に関すること。 (2) 災害時の関係河川の水位雨量の情報収集及び報告に関すること。 (3) 災害時の関係協土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 (4) 被災地の交通情報の収集及び道路網の確保に関すること。
保 健 環 境 部 保 健 行 政 室	(1) 医療班の編成、調整及び指導に関すること。 (2) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 (3) 薬品の保有状況調査、応急措置連絡調整に関すること。 (4) 防疫活動、特に調査指導に関すること。 (5) 検病調査及び健康診断に関すること。 (6) 避難所における衛生施設管理に関すること。 (7) 患者等の収集に関すること。 (8) 防疫薬剤の供給あっせんに関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 (余市出張所)	(1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。
後志総合振興局 保 健 環 境 部 保 健 行 政 室 余市地域保健支所	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における防疫活動に関すること。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関すること。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること。
後志総合振興局 森 林 室	(1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。
後 志 家 畜 保 健 衛 生 所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。
後志農業改良 普及センター 北 後 志 支 所	(1) 農産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事務又は業務
北海道札幌方面 余市警察署 (古平駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取り締まりに関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
日本郵便株式会社 (古平郵便局、古平浜町郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱い業務を行うこと。 (4) 郵便局窓口掲示板を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道支店設備部 災害対策室	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 気象官署からの気象警報の伝達を行うこと。
株式会社NTTドコモ 北海道支社 KDDI株式会社 北海道支社 ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力株式会社 余市ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本放送協会 札幌放送局	(1) 防災に係わる知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）警報、特別警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本赤十字社 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本銀行 札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本通運株式会社 小樽支店物流センター	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 日本コミュニティ放送協会 北海道地区協議会 株式会社S T V ラジオ	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）警報、特別警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般財団法人 北海道医師会及び 一般社団法人余市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 北海道歯科医師会 及び一般財団法人 後志歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会 及び 支 部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人 北海道獣医師会 及び後志支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
北海道土地改良 事業団体連合会 後 志 支 部	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
ハートランドフェリー 株式会社などフェリー会社	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての支援を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会 公益社団法人 北海道トラック協会 及び小樽支部	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会及び支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道L P ガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1) 被災地におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
(1)新おたる農業協同組合 (2)東しゃこたん漁業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策、救難、救助等に対する協力に関すること。 (2) 被害応急対策、指導の実施に関すること。 (3) 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力に関すること。 (4) 物資等移送の協力に関すること。 (5) 共同利用施設の防災対策及び復旧に関すること。 (6) 被災組合員に対する物資及び融資のあっせんに関すること。 (7) 災害情報の伝達に関すること。
古 平 町 商 工 会	(1) 食料、物資の調達に関すること。 (2) 災害情報の伝達に関すること。 (3) 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保協力に関すること。 (4) 被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (5) 災害時における商工業者の経営指導等に関すること。
社 会 福 祉 法 人 会 古 平 福 祉 人 会	(1) 災害時における避難所等の開設及び運営に関すること。 (2) 毛布、寝具及び食料等の必要な物資の調達に関すること。 (3) 福祉避難所の開設における、要配慮者に係る介護支援者の確保及び日常生活用品、医薬材料等の必要な物資の補給等避難行動要支援者の受け入れに関すること。
社 会 福 祉 法 人 古平町社会福祉協議会	(1) ボランティアの受入れに関すること。 (2) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金融資あっせんに関すること。
古 平 建 設 協 会	(1) 災害時における応急対策及び災害復旧に関すること。
よ う て い 森 林 組 合	(1) 被災組合員に対し融資のあっせんを行うこと。 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
北海道中央バス株式会社 余 市 営 業 所	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等について関係機関への支援を行うこと。
札幌地区トラック協会 北 後 志 支 部	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
一 般 運 送 事 業 者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
空 港 運 営 権 者	(1) 災害時における航空輸送の確保を行うこと。
医 療 機 関	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
避 難 所 等 の 管 理 者	(1) 避難所等の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
町 内 会	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 (3) 非常食等の炊出し及びボランティア活動に関すること。 (4) 避難所運営に関すること。

第6節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、町による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティーにおいて住民等が力をあわせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、さまざまな主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法を確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給油用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 防災無線（戸別受信機）の電池交換等、町の防災情報に対する受信環境の整備
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱

を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。

- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえて防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定めた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するためのさまざまな取組を行い、広く住民の参加を呼びかける。

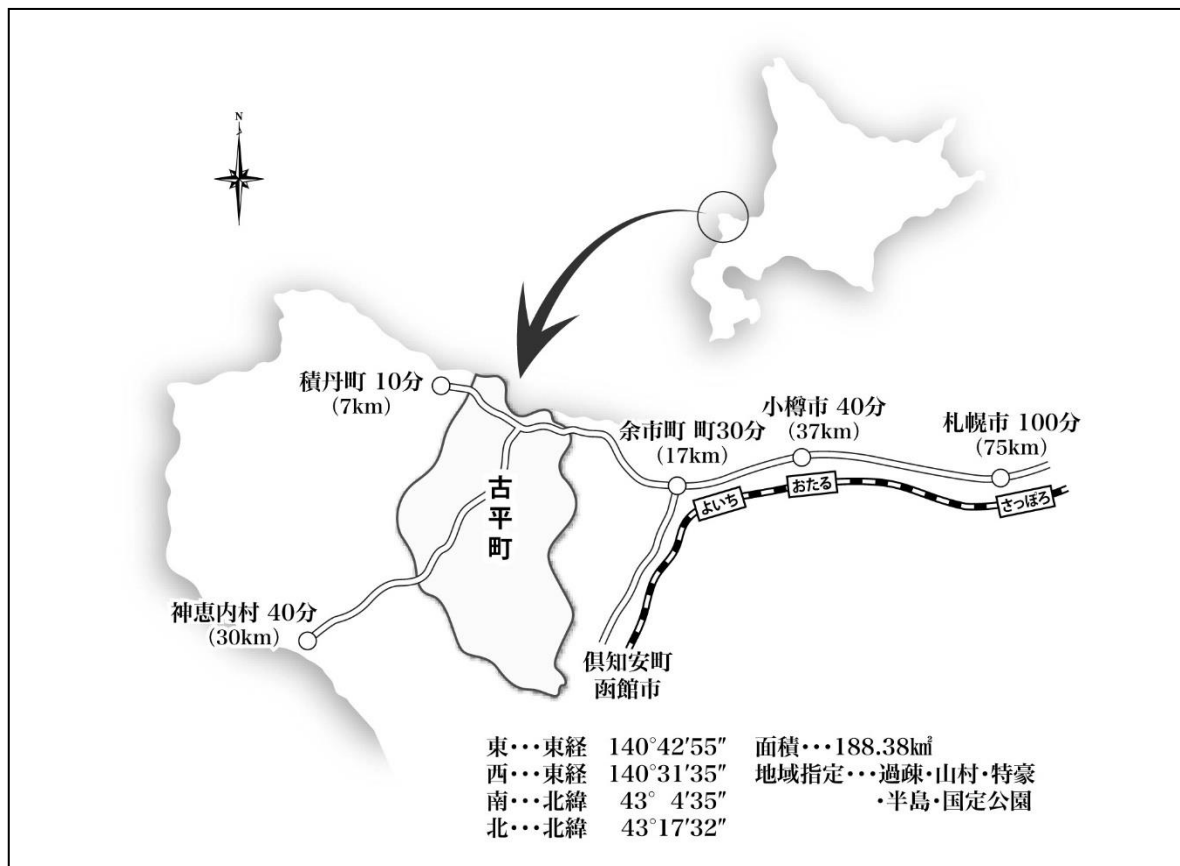
第2章 町の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び地勢

町は積丹半島の東側中央部に位置し、東西 12 km、南北 16 km、総面積 188.38 km²、札幌市から約 75 km の距離にある。東・南・西の 3 方向を余市町など 6 町村と各々山地を介して接し、北方は日本海に面している。

図表 町の位置図

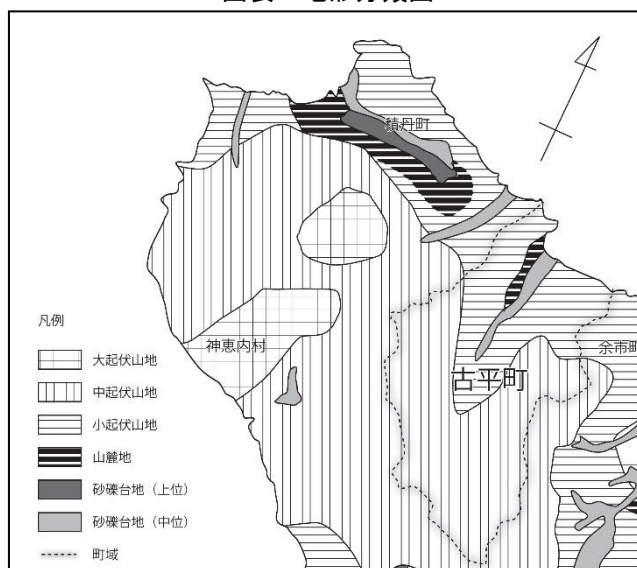


総面積の約 90% が山地で、地形は南北に長く、その中央を古平川が縦貫して河口周辺に平坦地をつくり、この地区と西北部を流れる丸山川沿いに人口が集中している。海岸線は浸食によって急峻ながけ地となっているが、古平川沿線に砂礫台地となっているほかは、山麓地及び小起伏山地に分類され起伏は比較的小さい。町域南部の山林地域は中起伏山地に区分され、比較的なだらかな山地である。

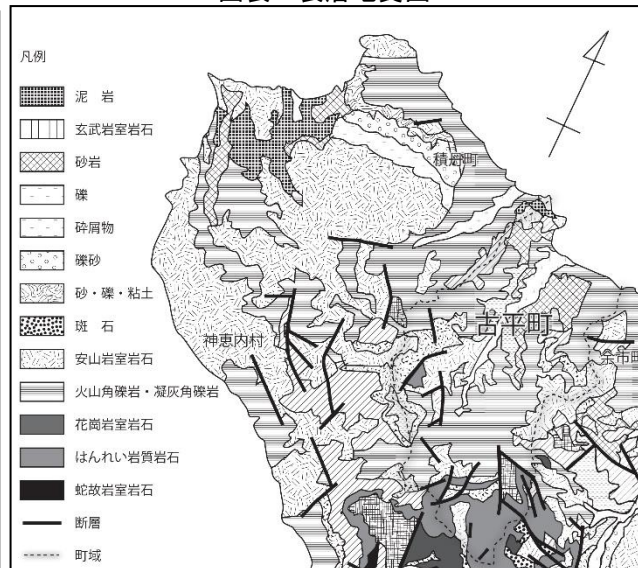
地質は新三紀層の黒松内層に属し、低地帯は良質な沖積土で覆われている。また、丘陵地帯は重粘層で山岳は那須火山系の新第三紀中新世火成岩層で岩質は砂岩、礫、碎屑物、凝灰角礫岩等で構成されている。

また、町域南西部においては、断層があり、泥岩、花崗岩室岩石、はんれい岩質岩石等が混在する表層地質となっている。

図表 地形分類図



図表 表層地質図



土地分類基本調査（国土交通省）より作成

2 気 候

町は、対馬暖流の影響により寒暖の差は比較的少ない。過去 10 年の平均値では、近隣の積丹町美国の平均気温が 8.1℃、降水量が約 1,871 mm、余市町の降雪量は 745 cm である。

濃霧の発生することはまれで、降霜の時期も短く、冬期間は北西の季節風を受けるため積雪が多く、特別豪雪地帯に指定されているが、概して温暖で地表の凍結はまれである。

図表 過去 10 年間の気象状況

年 \ 項 目	年平均気温 (℃)	日最高気温 の平均 (℃)	日最低気温 の平均 (℃)	降水量 (mm)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
平成 25 年	7.6	11.9	3.3	2,008.0	868	148
平成 26 年	7.7	12.2	2.9	2,024.0	839	148
平成 27 年	8.4	12.7	4.1	1,870.5	841	134
平成 28 年	7.8	12.0	3.3	1,771.5	759	95
平成 29 年	7.6	12.0	3.0	2,025.5	737	118
平成 30 年	7.9	12.2	3.5	2,057.5	826	128
平成 31 年	8.3	12.9	3.4	1,483.5	583	99
令和 2 年	8.4	12.7	4.1	1,703.0	629	88
令和 3 年	8.5	13.3	3.8	2,107.5	686	124
令和 4 年	8.6	13.2	3.8	1,659.0	681	123
平均値	8.1	12.5	3.5	1,871.0	745	121

資料：気象庁アメダス(美国)、降雪量、最深積雪（余市）

3 自然条件にみる災害の要因

自然的な条件から発生する災害の要因は多様で、しかも突然発生する。その要因を十分制御できない限り、異常現象が引き起こされ、それがある程度まで進行すると災害に転化する。

町の場合、風水害による災害が最も懸念され、水源地である林野地帯には荒廃地が多く、豪雨時の貯水機能が低下していると思われる。

このため、土砂の流出とあいまって水害の要因ともなりやすい。また、地滑りや土砂崩れ、崖崩れによる基幹交通網の寸断によって孤立化も懸念される。

災害へ発展する素因は常に内在しているが、それらのうち特に風水害・地盤災害として考えられる要因には次のものがある。

(1) 地形上の課題と対策

【課題】

- ・一部の丘陵地帯では起伏の激しい地形となっており、また海に面しているため危険個所を抱えている。
- ・近年山林の乱伐、乱開発等により森林機能が失われつつある。
- ・海岸は高波等により浸食され逐次復旧事業等の対策が講じられてはいるが、進行状況は立ち後れている。
- ・川沿いでも低地、あるいは山間部の居住地は水害や地滑り、また、海岸においては高波や津波に、巻き込まれる危険性が大きい。

【対策】

- ・森林が持つ保水、砂防等の機能を保持するため、保安林の機能配備を図り、森林の健全な育成を促し、自然環境の保護を図りつつ、予防治山、治水を推進する必要がある。
- ・古平川の保全については、町づくりの一環として住民の憩いの場所として改修保全に努めていく必要がある。
- ・海岸保全については高波、浸食から住民の生命財産を守り安全を確保するために、さらに積極的に推進する必要がある。

(2) 気象災害の特性

【課題】

- ・町は、冬季間は北西の季節風を受けるため多雪地帯である。近隣の余市町の最深積雪の過去10年の平均値は121cmに及ぶ。
- ・異常降雪等による雪害はもちろん、春先の融雪による古平川の増水のため、洪水が発生する危険性がある。

【対策】

- ・これまでと同様に、災害発生のおそれのある箇所の危険区域指定、防止対策の促進、情報伝達の整備等、総合的防災対策をより一層強化する必要がある。

第2節 社会的条件

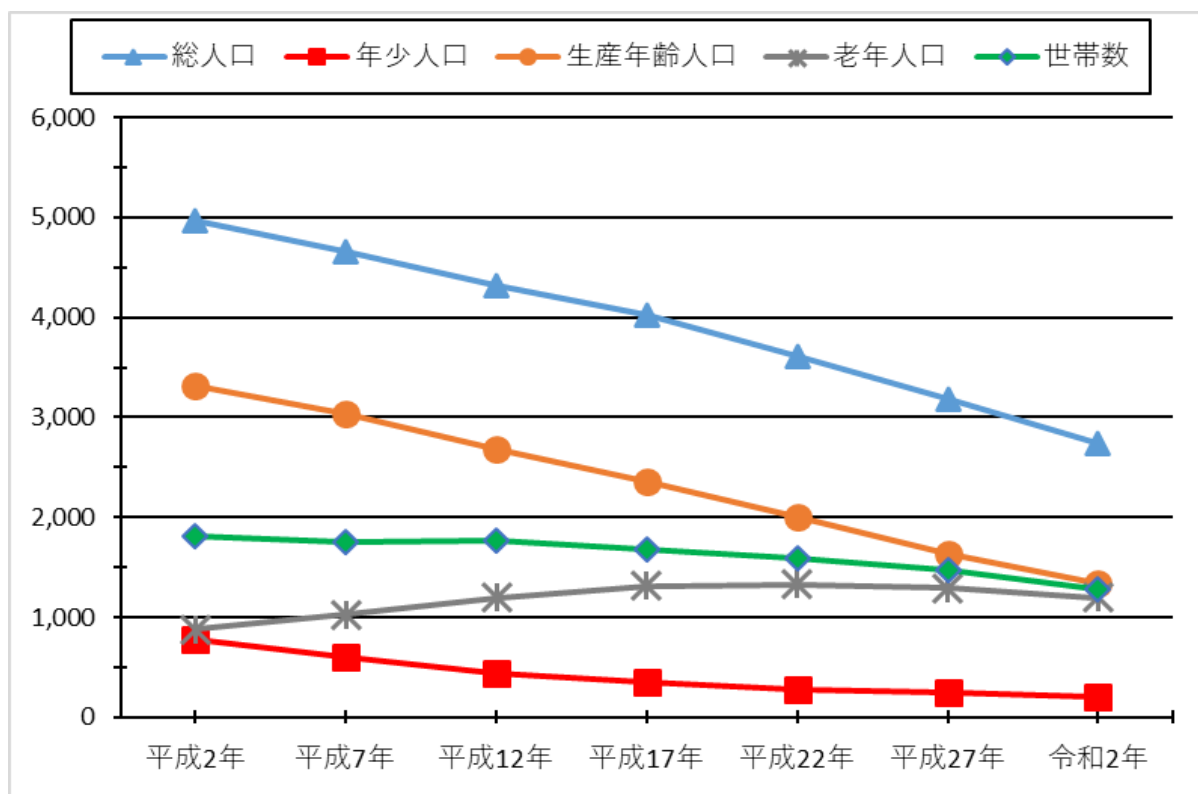
1 人口構造

令和2年の国勢調査人口は2,745人、世帯数は1,282戸となっており、人口が最も多かった昭和30年に比べると1/4程度にまで減少している。年齢別にみると、年少人口や生産年齢人口が減少し、高齢者人口の増加が顕著で令和2年における高齢化率は43.7%となっている。一方、世帯数は微減傾向が続き、1世帯当たり人員は2.1人まで減少している。

図表 人口構造及び世帯数の推移

項目\年	昭和30年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口 (人)	10,073	4,967	4,654	4,318	4,021	3,611	3,188	2,745
年少人口 (人)	3,708	774	596	439	355	279	253	209
生産年齢 人口 (人)	5,840	3,312	3,030	2,682	2,352	2,002	1,641	1,336
老年人口 (人)	525	881	1,028	1,197	1,314	1,330	1,294	1,200
世帯数 (世帯)	1,728	1,810	1,760	1,763	1,679	1,588	1,466	1,282
1世帯当 たり人数 (人)	5.8	2.7	2.6	2.4	2.4	2.3	2.2	2.1
高齢化率	5.2%	17.7%	22.1%	27.7%	32.7%	36.8%	40.6%	43.7%

資料：国勢調査



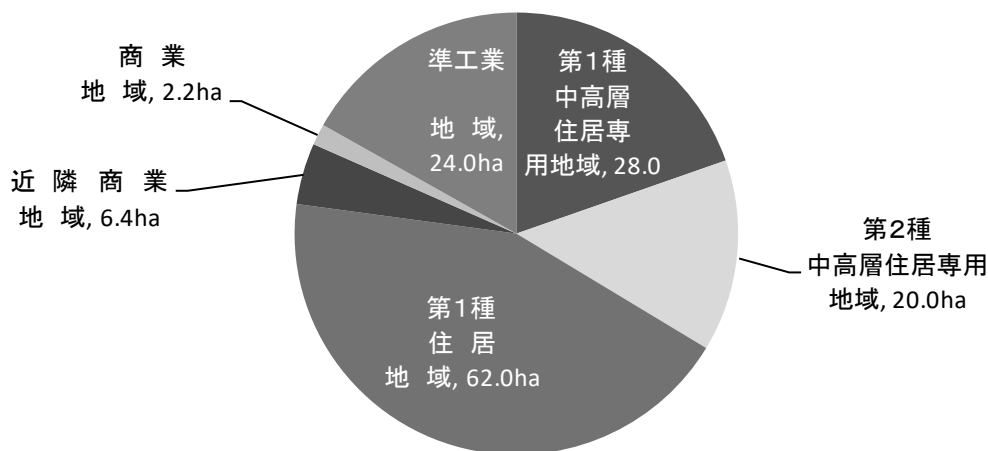
2 土地利用状況

町の行政区域面積は 188.38k m²で、このうち山林が 170.95k m²と 91%を占めている。所有区分の内訳は国有林が 82.4%、私有林が 15.1%、町有林が 2.5%となっている。

平坦地は古平川流域、丸山川沿いの地域などに限られ、市街地は、古平川河口周辺の平坦地を中心に、海岸線と一般道道古平神恵内線沿線を中心に形成されている。

また、行政区域のうち約 682ha が古平都市計画区域（非線引き都市計画区域）に指定され、古平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における土地利用の方針では、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針」として、洪水、たん水、崖崩れその他の災害発生の可能性のある地区に対し、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る旨が掲げられている。

図表 都市計画用途地域面積（142.6ha）の構成



3 産業

町の産業は、日本海の豊かな水産資源を背景とした漁業と水産加工業を基幹産業として発展してきたが、200 カイリ漁業専管水域の設定による大幅な漁場の縮小、また、沖合域における乱獲による資源の減少、沿岸の磯焼けなどにより漁獲量は漸減している。

農業は米、野菜、イチゴが主体であるが、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化が進んでいる。肉牛飼育の安定経営を図るため町営牧場の整備を進めてきたが、平成3年度から牛肉の輸入が自由化され、厳しい状況にある。

このほか、サービス業や小売業、運輸業などの第3次産業の就業人口も減少している。

今後の産業振興については、町民の高齢化と後継者不足などの問題を踏まえ、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている海岸線に象徴される自然環境や、景観を活かした地場産業の新たな取組による若者定住を進めるなどの活性化対策が検討されている。

図表 産業別人口の推移

(人)

区 分	平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	1721	910	811	1,574	866	708	1,320	717	603
農 業	38	20	18	35	18	17	38	22	16
林 業	4	3	1	3	1	2	2	1	1
漁 業	222	171	51	186	142	44	152	120	32
鉱 業	3	2	1	-	-	-	-	-	-
建 設 業	186	166	20	166	149	17	134	117	17
製 造 業	437	138	299	301	101	200	221	55	166
電気・ガス・熱供給・水道業	7	6	1	8	8	-	7	7	-
運 輸 ・ 通 信 業	53	42	11	47	36	11	40	35	5
卸売・小売業、飲食店・宿泊	227	92	135	240	94	146	195	81	114
金融・保険・不動産業	24	12	12	17	8	9	12	3	9
サ ー ビ ス 業	419	194	225	468	233	235	430	212	218
公務(他に分類されないもの)	96	62	34	102	75	27	82	60	22
分類不能の産業	5	2	3	1	1	-	7	4	3

資料：国勢調査

4 生活環境

国道 229 号（余市～古平間）の線形改良により道央圏への連絡時間が短縮され住民の生活圏が広がった。また、積丹町～神恵内村間が平成 8 年に開通したことで観光入り込み数の一層の増加が見込まれる。

町道の舗装率は令和 3 年度末現在、53.8%となっており、市街地についてはほとんどが舗装済となっている。

水道普及率は令和 3 年度末現在、96.5%である。平成元年度よりスタートした第 2 次拡張計画により簡易水道との統合・無水地区への拡張を図っているが、環境衛生及び自然保護の必要性から生活排水などの処理対策が急がれる状況にある。

また、生活水準の向上や情報化の進展により、利便性・快適性を求める一方で自然の大切さや生活に潤い・やすらぎを求める傾向が見られるようになり、公園・レジャー・娯楽の場や趣味・特技を生かせる施設などの拡充が望まれている。

なお、これらの公園や公共施設は、災害時の避難場所や避難所として重要な役割を担うことから、耐震性等に配慮した整備を進めている。

5 社会的条件にみる災害の要因

社会的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因としては、次のことがあげられる。

【課題】

- ・ 古平川河川流域及び海岸線に沿って市街が形成され人口が集中し、住宅が密集しているため、ひとたび災害時には住家、住民に大きな被害が出やすい。
- ・ 特に火災が発生した場合、灯油、プロパンガス等を個々に所有していること、木造住宅が多いこと、老朽化した建物等が多いことが災害の拡大を招く。
- ・ 高齢化による避難行動要支援者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も災害を大きくする要因である。
- ・ 町民の大半は古平川沿いの比較的平たんな地域及び海岸線に沿って居住しているため、津波・高波、河川氾濫などの危険性がある。
- ・ 山林は、近年の乱伐により荒廃状態にあり、山地の保水機能の低下等が土砂崩れ等の誘因となり、水害の要因となる。

【対策】

- ・ 日常の点検を踏まえた改善及び消防・防災対策の一層の強化が必要である。
- ・ 住民に火災予防思想を普及させるため、関係機関団体と協力し、春秋の火災予防運動を実施する等の具体的な対策が必要である。
- ・ 主防災組織の重要性に鑑み、住民の防火、防災意識の高揚と啓発が必要である。
- ・ 計画的な治山、治水対策を講ずるなど、山林の保全に努めることが必要である。

第3節 既往災害の状況

本町に影響を及ぼした過去の主な風水害は資料編に示すとおりである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害記録（資料8）

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画

第1 町防災会議

1 平常時の防災活動体制

町防災会議は、古平町防災会議条例（昭和37年12月20日条例第20号）により、その事務所掌及び組織が定められている。

町防災会議は、町長を会長とし、町長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、防災に関する基本方針及び町防災計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

図表 町防災会議の構成（令和5年5月現在）



2 町防災会議の運営

町防災会議の運営は、古平町防災会議条例及び古平町防災会議運営規程（昭和 38 年 1 月 17 日規程第 1 号）に定める。

資料編〔条例・協定等〕	・古平町防災会議条例（資料 40）
資料編〔条例・協定等〕	・古平町防災会議運営規程（資料 41）

第2 非常配備体制の配備基準

町は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。非常配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

図表 非常配備体制の配備基準

区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (災害対策連絡会議)	第 3 非常配備 (災害対策本部)
配備時間	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 町内で震度 3 若しくは震度 4 を観測したとき。 3 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 4 その他、特に町長が必要と認めたとき。	1 局地的な災害時。 2 町内で震度 5 弱を観測したとき。 3 「北海道日本海沿岸北部」に「津波注意報」が発表されたとき。 4 その他、特に町長が必要と認めたとき。	1 広域にわたる災害時において、本部長は非常招集を指令したとき。 2 町内で震度 5 強以上を観測したとき。 3 「北海道日本海沿岸北部」に「津波警報」若しくは「大津波警報」が発表されたとき。 4 予想されない重大な被害が発生したとき。 5 「特別警報」が発表されたとき。
配備方法	特に関係のある少数人員で、情報収集及び連絡調整等が円滑に行いうる体制をとる。 次の動員体制に円滑に移行しうる体制とする。	関係各部の所要の人員をもって当たるもので、直ちに非常活動を開始できる体制とする。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
配備要員	各課 1～2 名	各課の半数	全 員
参考基準	勤務時間内		1 平常業務から、応急対策の配備体制に切り替える。 2 庁舎外で勤務している職員は、直ちに帰庁し、配備体制に入る。 3 工事現場にいる職員は、現場の安全対策を講じた後、帰庁し配備体制に入る。
	勤務時間外		1 初期応急対策要員は、気象・地震情報の収集に努めるとともに、自己及び家族の安全を確保し速やかに配備体制の構築を図る。 2 その他の職員は、気象・地震情報の収集に努めるとともに、出動指示に備える。 3 交通遮断等やむを得ない事由により、所定の場所へ参集できない職員は、最寄りの指定避難所へ参集する。

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

第3 応急活動体制

1 緊急幹部会議

町長は、災害時、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期する。
なお、緊急幹部会議は、以下に掲げる各対策部の部長により構成する。

【緊急幹部会議の構成員】

- ・総務対策部長（総務課長）
- ・企画対策部長（企画課長）
- ・町民対策部長（町民課長）
- ・保健福祉対策部長（保健福祉課長）
- ・産業対策部長（産業課長）
- ・建設水道対策部長（建設水道課長）
- ・教育対策部長（教育次長）
- ・支援対策部長（議会事務局長）
- ・その他の課長級

2 第1非常配備

- (1) 町長は、災害対策連絡会議の設置に至らない程度の災害時で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、第1非常配備を行い、必要な災害対策を実施する。
- (2) 非常配備基準の規定により第1非常配備がとられた場合、関係する課及び職員は本部が設置された場合に準じて災害対策を実施する。
- (3) 第1非常配備の構成は、副町長、企画課長及び町長が指名する職員とする。
- (4) 第1非常配備は、災害発生の危険が解消したとき、又は災害対策連絡会議若しくは本部が設置されたときは廃止する。

3 第2非常配備（災害対策連絡会議の設置）

- (1) 町長は、本部設置に至らない程度の災害時で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議を設置し、必要な災害対策を実施する。
- (2) 非常配備基準の規定により災害対策連絡会議が設置された場合は、関係する各課長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施する。
- (3) 災害対策連絡会議の構成は、副町長、全課長及び各課長が指名する職員とする。
- (4) 災害対策連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは廃止する。

4 第3非常配備（災害対策本部の設置）

- (1) 組織等

本部の組織は次のとおりである。

【本部長】町長

【副本部長】副町長・教育長

【本部員】各部長

図表 本部組織

対策部	部長	所管係
総務対策部	総務課長	総務係・電算システム係・財政係・選挙管理委員会・出納室出納係
企画対策部	企画課長	企画防災係・広報統計係
町民対策部	町民課長	社会福祉係・生活環境係・保険係・戸籍年金係・税務係・幼児センターみらい
保健福祉対策部	保健福祉課長	健康推進係・高齢者支援係・介護保険係
産業対策部	産業課長	農林係・水産係・商工観光係・農業委員会
建設水道対策部	建設水道課長	管理係・技術係
教育対策部	教育次長	教育委員会管理係・生涯学習係・生涯スポーツ係・給食センター
支援対策部	議会事務局長	議会事務局・監査委員事務局

(2) 本部の各部所掌事務

本部の事務分掌は次のとおりである。

図表 本部の事務分掌

部	所 掌 事 項	所 管 課・係
各部共通事項	1 所管に属する応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 2 所管に属する被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。 3 災害時における所管事項の執行記録に関すること。	
総務対策部	1 職員の動員に関すること。 2 職員の参集把握及び安否確認に関すること。 3 災害従事者に対する食料の調達に関すること。 4 応急資材の調達及び受払いに関すること。 5 町有車両の配車及び緊急車両の調達に関すること。 6 災害時における情報システム及び情報ネットワークの管理運用に関すること。 7 町本部が使用するパソコン、プリンター等の情報機器の手配及び整備に関すること。 8 輸送車両の確保に関すること。	総 務 課 総 務 係 電算システム係 選挙管理委員会
	9 災害対策予算の編成及び経理に関すること。 10 災害対策に要する経費に関すること。 11 被災者名簿の作成に関すること。 12 安否情報の収集、整理、回答及び提供に関すること。 13 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること。	財 政 係
	1 応急対策の企画及び調整に関すること。 2 気象等特別警報・警報・注意報・並びに情報等の受理伝達に関すること。 3 災害の状況、被害の状況、対策措置状況の取りまとめ及び報告に関すること。 4 町防災会議その他防災関係機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 5 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 6 本部長命令の伝達に関すること。 7 各部の連絡調整に関すること。 8 各部の非常配備人員の把握及び調整に関すること。 9 通信連絡機能の確保及び防災無線の運用に関すること。 10 緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難又は屋内での退避等の安全確保措置の指示に関すること。 11 警戒区域設定の伝達に関すること。 12 住民に対する災害情報の広報に関すること。 13 各地区（町内会）との連絡調整に関すること。 14 自主防災組織（町内会）、住民組織の出動要請及び連絡調整に関すること。 15 災害の記録に関すること。 16 災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。 17 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関すること。 18 救助法の適用に関すること。 19 自衛隊の派遣要請に関すること。 20 空き家等の対策に関すること。 21 復旧対策の企画及び調整に関すること。	企 画 課 企 画 防 災 係 広 報 統 計 係

部	所 掌 事 項	所 管 課・係
町民対策部	1 住民の避難誘導に関すること。 2 被災者の輸送に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 被災者に対する炊出し及び食料の供給に関すること。 5 被災者の生活援護、生活必需品の供給に関すること。 6 被災者相談所の開設に関すること。 7 救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること。 8 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 9 遺体の捜索、収容、処理及び埋火葬に関すること。 10 災害時における環境衛生及び公害対策に関すること。 11 災害時における廃棄物処理に関すること。 12 家庭動物等対策の収容調整に関すること。 13 そ族、昆虫の駆除に関すること。 14 し尿処理、仮設トイレの設置に関すること。 15 罹災証明に関すること。 16 被災者の町税減免に関すること。 17 園児等の避難誘導、安全確保に関すること。 18 保護者との連絡調整に関すること。 19 各対策部への支援に関すること。	町 民 課
		社 会 福 祉 係 生 活 環 境 係 保 戸 籍 年 金 係 税 務 係 幼児センターみらい
	21 義援金の受付保管に関すること。	出 納 室
	22 金品等の出納に関すること。	出 納 係
保健福祉対策部	1 避難場所、避難所の設置運営に関すること。 2 避難場所、避難所の記録（避難者名簿等）及び報告に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 救護所の設置、運営に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導、安全確保に関すること。 6 福祉施設等入所者の避難誘導、安全確保に関すること。 7 福祉施設等の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。 8 医療機関の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。 9 保健所、医師会その他医療機関との連絡調整に関すること。 10 医薬品・その他衛生資材の供給及び確保に関すること。 11 被災者の健康管理及び健康保持対策に関すること。 12 被災者の心のケアに関すること。 13 感染症の予防に関すること。 14 ボランティアの受入れに関すること。 15 町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	保 健 福 祉 課
		健 康 推 進 係 高 齢 者 支 援 係 介 護 保 険 係

部	所 掌 事 項	所 管 課・係
産業対策部	1 農林水産業、商工業及び観光業の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	産 業 課 農 水 産 係 商 工 業 係 農 業 委 員 会
	2 林野の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	
	3 山地等の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	
	4 林道の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	
	5 海岸の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	
	6 水難救助にすること。	
	7 海面の監視にすること。	
	8 漁港内等の排出油対策にすること。	
	9 観光客の避難誘導、安全確保にすること。	
	10 被災農家、漁家、商工業者、観光業者等の援護及び関係資金等の斡旋にすること。	
	11 農作物、畜産物、水産物等の防疫対策にすること。	
	12 種苗及び家畜飼料の確保にすること。	
	13 災害時の応急食料、生活必需品、燃料その他物資の供給計画及び実施にすること。	
	14 災害時の労務供給計画及びその実施にすること。	
	15 災害時の物価等対策にすること。	
	16 船舶の借り上げ及び海上輸送にすること。	
	17 農林水産業、商工業、観光業関係団体との連絡調整にすること。	
建設水道対策部	1 公共土木施設（道路、橋梁、河川、公園等）の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	建 設 水 道 課 管 技 理 術 係
	2 公共土木施設の障害物除去にすること。	
	3 砂防、急傾斜地及び土砂災害警戒区域対策にすること。	
	4 浸水対策にすること。	
	5 水防活動の実施にすること。	
	6 町道の交通規制にすること。	
	7 国道、道道管理者との連絡調整にすること。	
	8 北海道河川管理者との連絡調整にすること。	
	9 雨量、河川水位の監視及び河川情報にすること。	
	10 災害用建設資機材の調達にすること。	
	11 古平建設協会及び建設業者への協力要請にすること。	
	12 公共建築物の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	
	13 建築物応急危険度判定にすること。	
	14 応急仮設住宅の建設にすること。	
	15 民間建築物、工作物及び宅地の復旧助言にすること。	
	16 住宅金融支援機構の災害住宅融資にすること。	
	17 住宅相談にすること。	
	18 上下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧対策にすること。	
	19 災害時における飲料水の確保及び供給にすること。	
	20 被災者の上下水道料金の減免にすること。	

部	所 掌 事 項	所 管 課・係
教育 対策部	1 児童生徒の避難誘導、安全確保に関すること。 2 被災児童生徒の保健管理に関すること。 3 被災児童生徒に対する学用品の給与等学校教育に関すること。 4 被災児童生徒の応急教育に関すること。 5 保護者との連絡調整に関すること。 6 学校長に対する避難指示等に関すること。 7 災害時における教育職員の確保に関すること。 8 社会教育施設、社会体育施設等利用者の安全確保、避難誘導に関すること。 9 文化財の保護及び被害調査に関すること。 10 避難場所、避難所の設置運営協力に関すること。 11 道教育委員会との連絡調整に関すること。	教 育 委 員 会
	12 被災児童生徒への給食に関すること。 13 被災者に対する炊出しの実施に関すること。	管 理 係 生 涯 学 習 係 生涯スポーツ係
	1 各対策部への必要に応じた協力に関すること。	給 食 セ ン タ ー
		議 会 事 務 局 監 査 委 員 局 事 務 局
支 援 対 策 部		

(3) 本部の設置に関する事項

町内において、災害時、防災の推進を図るため必要があると認めたときは基本法の規定に基づく本部を設置し、防災活動の強力な推進を図る。

ア 本部の設置基準

本部は、次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

図表 本部設置基準

種 別		設 置 基 準
風 水 害		・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害		・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
大 事 故 等	航空災害	・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害時。
	道路災害（※）	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。

種 別		設 置 基 準
	林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷（湿）害		・冷（湿）害被害が発生したとき。
地震・津波災害		・震度5強以上を観測したとき。 ・北海道日本海沿岸北部に「津波警報」若しくは「大津波警報」が発表されたとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
そ の 他		・上記以外の災害又は複数災害時。

※ 道路災害とは、道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害

イ 本部の設置場所及び表示

(ア) 本部は、役場本庁舎内に置く。

ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、古平町立古平小学校に設置する。

(イ) 町長（本部長）は、本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、メール、電話、防災無線等により周知する。

(ウ) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等の適切な場所に掲示板を掲げる。また、職員は腕章をつけ、災害時の非常活動に使用する本部の自動車には標旗をつける。

資料編〔防災組織〕	・災害対策本部掲示板（資料2）
資料編〔防災組織〕	・腕章（資料3）
資料編〔防災組織〕	・標旗（資料4）

ウ 本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長（本部長）は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

エ 本部の廃止

町長（本部長）は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止する。

(ア) 予想された災害発生の危険が解消したとき

(イ) 災害に関する応急対策措置が完了したとき

(4) 本部の運営

本部の運営は、古平町災害対策本部条例（昭和37年12月20日条例第21号）の定めに基づき実施する。

資料編〔条例・協定等〕	・古平町災害対策本部条例（資料42）

(5) 現地災害対策本部の設置

町長（本部長）は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

ア 町長（本部長）は、本部の中から、現地災害対策本部長を指名する。

イ 現地災害対策本部の設置に当たっては、災害の状況に応じて、臨機応変の対応に必要な対策部で構成する。

ウ 町長（本部長）は、現地災害対策本部要員として、本部の中から必要な人員を派遣する。

エ 現地災害対策本部の設置又は廃止の基準は、第3非常配備の規定に準ずる。

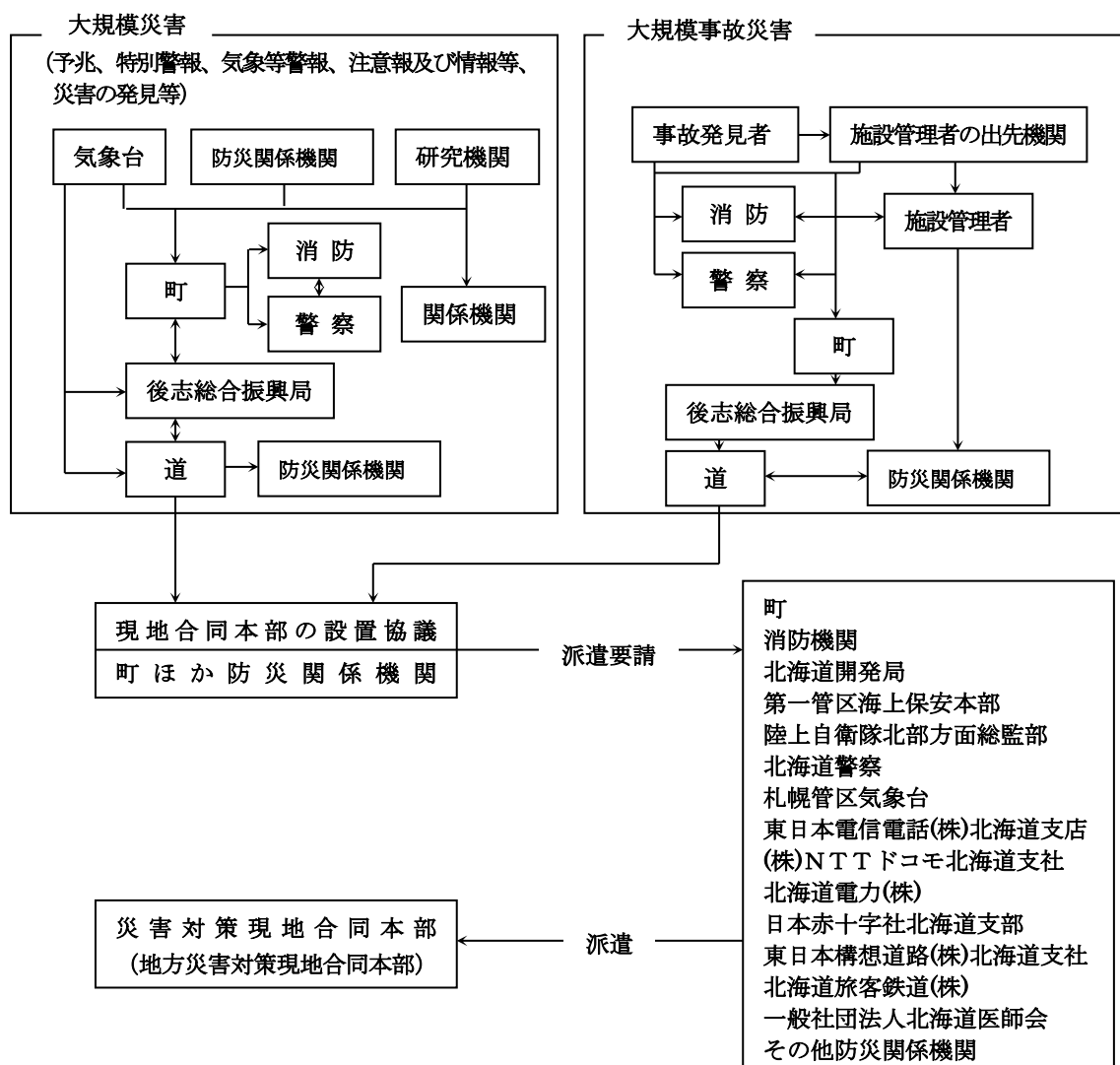
(6) 現地合同対策本部の設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、防災機関が相互に協議し、現地において、災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合に、道が災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町に関わりがある場合に町はこれに参画する。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

図表 災害対策現地合同本部設置に関する情報伝達系統



資料編〔条例・協定等〕・北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料44）

5 非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

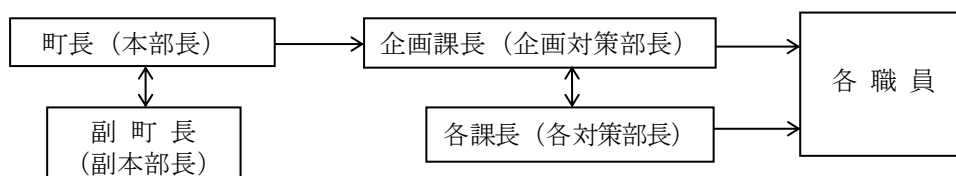
- ア 企画課長（企画対策部長）は、町長（本部長）の非常配備決定に基づき、各課長（各対策部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。
- イ 各課長（各対策部長）は、非常配備の通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。
- ウ 配備要員は、各課長（各対策部長）から非常配備の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。
- エ 各課長（各対策部長）は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行う。

(2) 動員の配備、伝達方法

ア 勤務時間内の場合

- (ア) 勤務時間内に非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、企画課長（企画対策部長）は各課長（各対策部長）に通知する。
- (イ) 各課長（各対策部長）は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

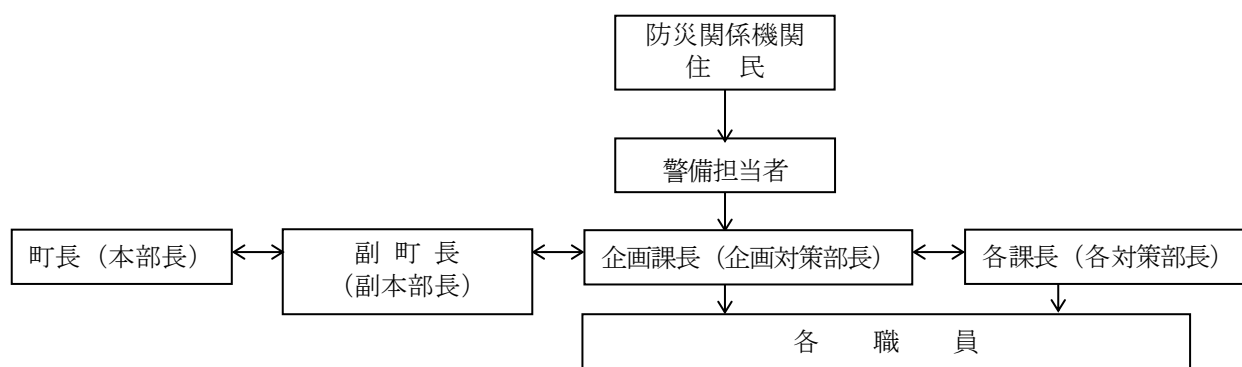
図表 伝達系統（勤務時間内）



イ 勤務時間外の場合

- (ア) 日直または連絡担当者は、次の情報を受けた場合、直ちに企画課長（企画対策部長）に連絡する。
- a 気象警報等が後志総合振興局及びN T T東日本・N T T西日本から通報された場合
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 企画防災係（企画対策部）は、企画課長（企画対策部長）の指示を受け、必要に応じて各課長（各対策部長）、職員に通知する。
- (ウ) 伝達は電話等による。

図表 伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員緊急参集（勤務時間外）の留意事項

(ア) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害時における情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

a 本部が設置された場合は、電話、防災無線、広報車等により周知する。職員がこの旨を知った場合は直ちに参集する。

b 震度4以上の地震が発生したときは、該当する職員は自発的に参集する。

c 震度5強以上の地震が発生した場合、「北海道日本海沿岸北部」に「津波警報」若しくは「大津波警報」が発表されたときは、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて参集する。

d 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。

(イ) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動する。

a 自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

b 応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

c 参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、医院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、災害情報速報により、所属の各課長（各対策部長）に詳しく報告する。

d 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、北後志消防組合古平支署又は余市警察署等へ通報・連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動等の適切な措置をとった上、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

各課長（各対策部長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

資料編〔様式〕	・職員参集状況報告書（別記第30号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況集計表（別記第31号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況受付簿（別記第32号様式）
資料編〔様式〕	・職員等安否確認調査票（別記第33号様式）

(3) 非常配備体制下の活動

非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりである。

なお、企画課長（企画対策部長）は、気象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

ア 第1非常配備体制下の活動

- (ア) 企画課長（企画対策部長）は、関係する各課長（各対策部長）に収集情報を提供し、及び各対策部の活動状況等を把握する。
- (イ) 関係する各課長（各対策部長）は、企画課長（企画対策部長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行う。
- (ウ) 第1非常配備体制の職員の人数は、状況により関係する対策部において増減する。

イ 第2非常配備体制下の活動

- (ア) 町長（本部長）は、必要に応じて災害対策連絡会議を開催する。
- (イ) 各課長（各対策部長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 企画課長（企画対策部長）は、各課長（各対策部長）及び町防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を町長（本部長）に報告する。
- (エ) 各課長（各対策部長）は、次の措置を取り、その状況を企画課長（企画対策部長）に報告する。
 - a 災害の現況を職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせる。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置する。
 - c 関係する対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。

ウ 第3非常配備体制下の活動

各課長（各対策部長）は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、町長（本部長）に報告する。

6 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長（本部長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

(1) 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- イ 緊急避難のための避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- エ 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- オ 避難所での炊出し及び被災者の世話に関すること。
- カ 災害箇所の応急措置に関すること。
- キ 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。

ク その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。

(2) 協力要請先

ア 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりである。

(ア) 古平町社会福祉協議会

(イ) 古平町社会福祉協議会ボランティアセンター

(ウ) 町内会等

イ その他女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求める。

(3) 担当体制

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別に関係する各課（各対策部）とする。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等はこの計画に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第1 予報区

町が該当する予報区（※1）、及び気象等に関する府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

図表 特別警報・警報・注意報の予報区域

府県予報区名称 (担当気象官署)	区 域	一次細分区域名 (※2)	市町村等を まとめた地域 (※3)	二次細分区域名 (※4)
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	石狩振興局管内 空知総合振興局管内 後志総合振興局管内	後志地方	後志北部	古平町

※1 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区から成っている。道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。なお、道において、後志総合振興局管内は1市13町6村から構成され、府県予報区の石狩・空知・後志地方区分の後志地方は、後志北部、後志西部、羊蹄山麓から構成される地方とする。

※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※4 二次細分区域は、気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）海に面する区域にあっては沿岸の海域を含む。

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、発表基準及び伝達

気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき行うもので、町における気象等に関する特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準は次のとおりである。

1 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

図表 気象等に関する特別警報の種類と概要

種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

2 気象等に関する警報・注意報

ア 気象警報

図表 気象警報の種類と概要

警報の種類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

イ 気象注意報

図表 気象注意報の種類と概要

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報の種類	概 要
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 高潮警報及び注意報

図表 高潮警報及び注意報の種類と概要

警報・注意報の種類	概 要
高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ 波浪警報及び注意報

図表 波浪警報及び注意報の種類と概要

警報・注意報の種類	概 要
波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ 洪水警報及び注意報

図表 洪水警報及び注意報の種類と概要

警報・注意報の種類	概 要
洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがある

	あると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕・警報・注意報発表基準一覧表（資料9）

3 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段：洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報	(下段：土砂災害の 危険度分布)	
5	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (注意している可なり))	大雨特別警報 (浸水害)※2 危険度分布：黒 (注意)		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (注意)	高潮特別警報※3 高潮警報※3
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の発効改正 以前の避難指示の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (注意))	危険度分布：紫 (注意)	内水氾濫 危険情報 (おおむね24時間 以内で発生する 危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (注意)	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難材料等水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (注意))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4) 高潮警報は、高潮により危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

第3 気象等に関する警報等の伝達系統

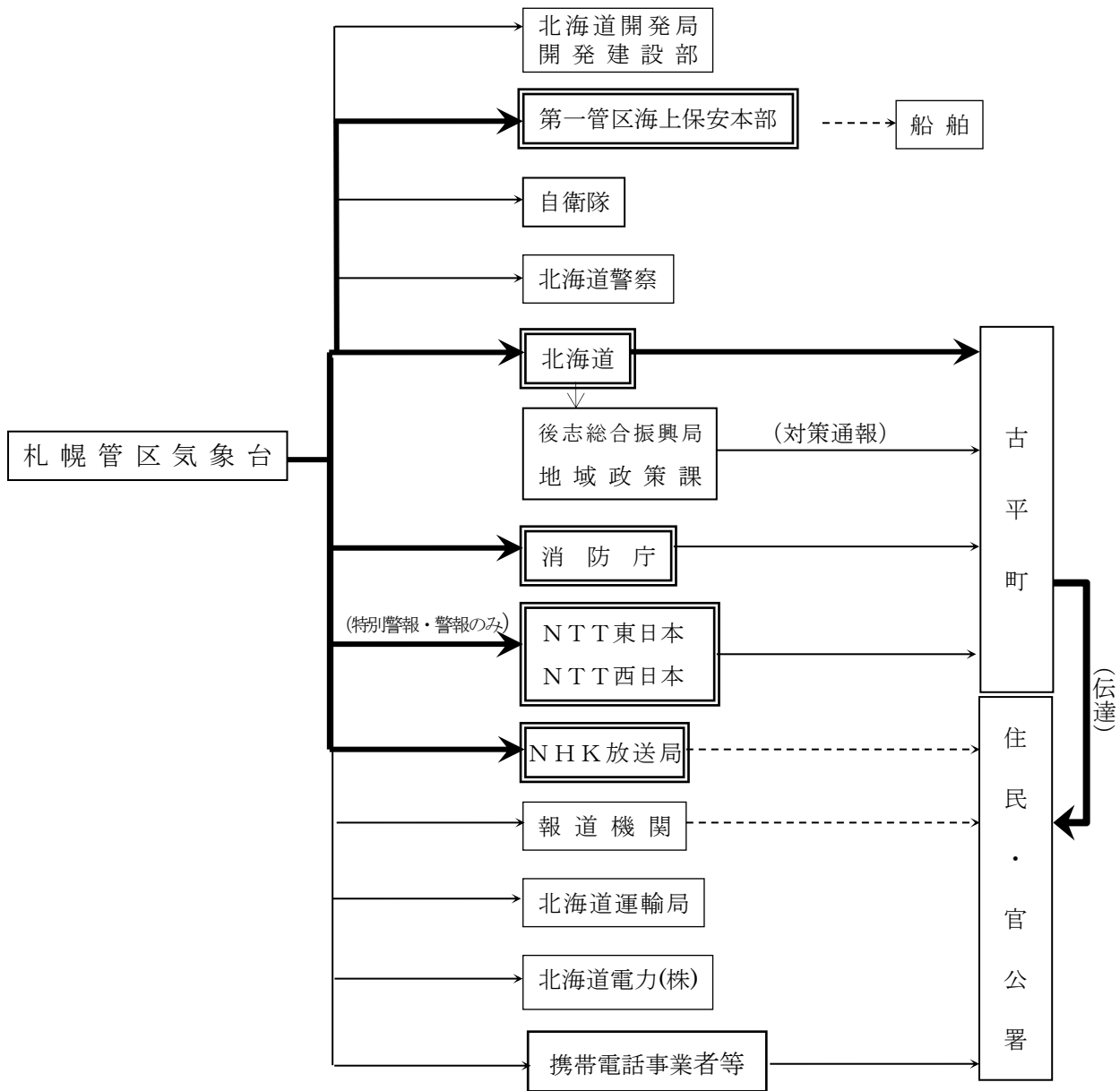
1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の情報伝達系統図は下記のとおりである。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は直ちに町に通知し、道からの通知を受けた町は、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※ 周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

図表 気象等に関する特別警報・警報・注意報の情報伝達系統図



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
→ (太線) は、気象等に関する特別警報が発表された際の気象業務法の規定にも基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
-----> は放送・無線

2 庁内の伝達系統

庁内の気象等に関する特別警報・警報・注意報等は次のように伝達する。なお、通報又は伝達は、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて行う。

- (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報等は、勤務時間中は企画課が、勤務時間外は警備員が受理する。
- (2) 勤務時間外に北後志消防組合古平支署が気象等に関する特別警報・警報・注意報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）に記載するとともに、企画課長に連絡する。
- (3) 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、企画課長に提出する。
- (4) 企画課長は、気象等に関する特別警報・警報・注意報を受理した場合、速やかに町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡する。

第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第5 海上警報

1 種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

図表 海上警報の種類

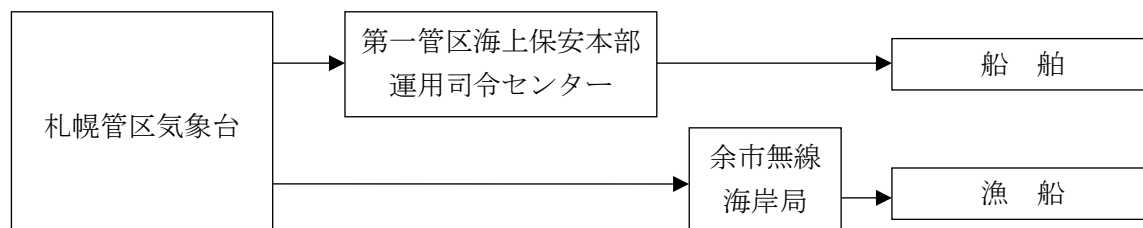
種 別	呼 称		説 明
	英 文	和 文	
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）以上の場合（台風により風力階級12（64kt～）の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合 又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

2 伝達系統

伝達系統は次のとおりである。

図表 海上警報の伝達系統



第6 水防活動用気象等警報・注意報

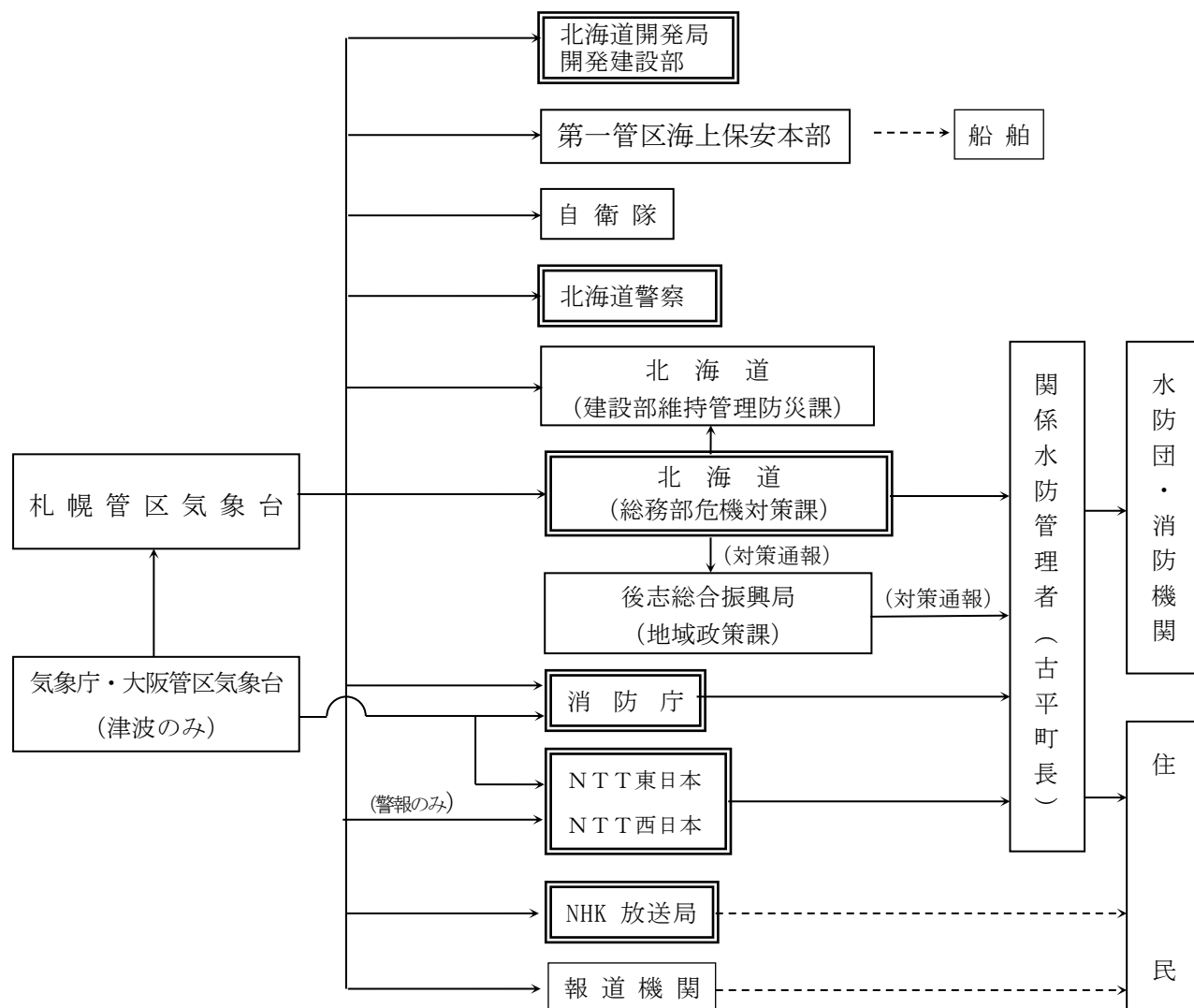
1 種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報は、表の左欄に掲げる種類ごとに、表の右欄に掲げる特別警報・警報・注意報により代行される。

図表 水防活動用気象等特別警報・警報・注意報

水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報
	津波警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

圖表 水防活動用氣象等警報・氣象注意報傳達系統圖



※注)  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先。ただし、北海道警察へは、「水防活動用津波警報」のみ法定伝達
-----> は放送・無線

第7 土砂災害警戒情報

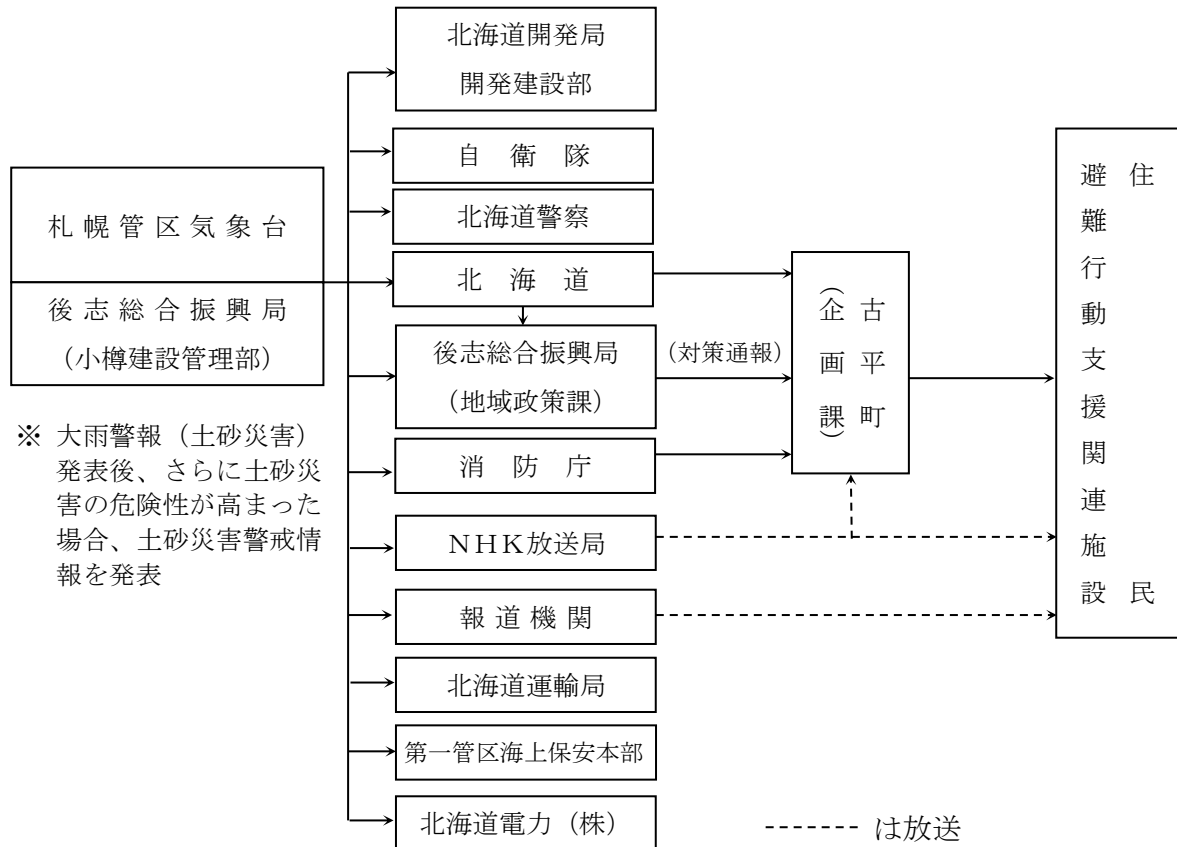
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、後志総合振興局（小樽建設管理部）と札幌管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

伝達は次の系統により行う。

図表 土砂災害警戒情報の伝達系統



第8 水位周知河川

1 基準水位観測所及び基準水位

古平川の基準水位観測所及び基準水位については次のとおりである。

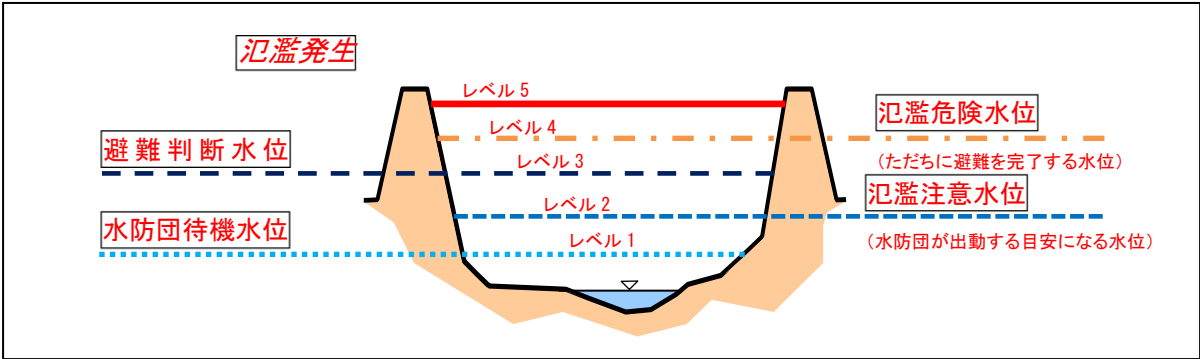
図表 基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	標高	種別
古平川	古平川	北海道古平郡古平町栄町	9m	テレメータ雨量

図表 基準水位

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
古平川	古平川	1.89m	2.31m	2.67m	2.96m

図表 （参考）雨量観測地点の位置図と水位危険度レベルについて



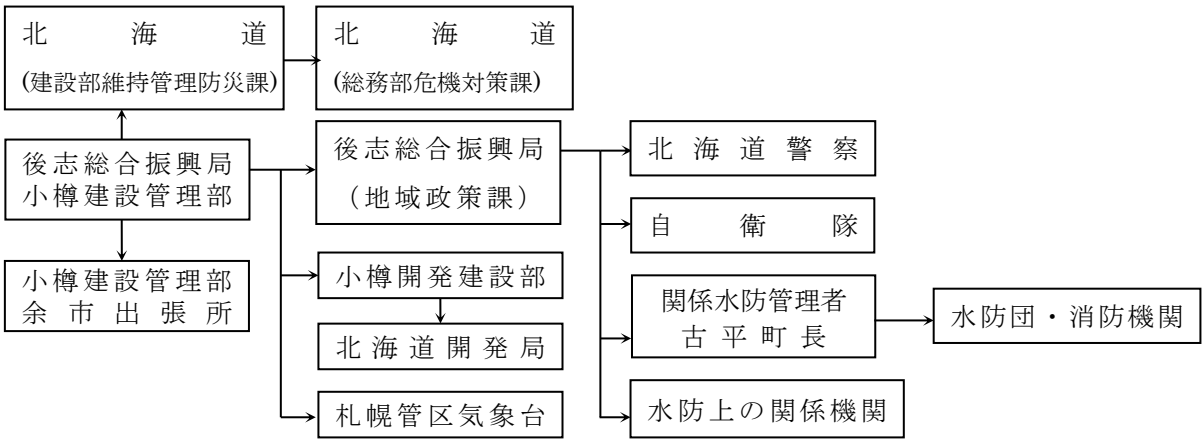
水位危険度の レベル	水位到達情報の 種 類	水位の名称	発表基準 (対住民)	町・住民に 求める行動等
レベル 5	氾 濫 発生情報	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	直ちに安全確保
レベル 4 (危険)	氾 濫 危険情報	氾 濫 危険水位	氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	危険な場所から全員避難
レベル 3 (警戒)	氾 濫 警戒情報	避難判断 水 位	避難判断水位に到達したとき	危険な場所から高齢者等は避難
レベル 2 (注意)	氾 濫 注意情報	氾 濫 注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動
レベル 1	(発表なし)	水 防 団 待機水位		水防団待機

(注) 雨量・水位情報は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」で確認することができる。

2 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手法については次のとおりである。

図表 水位到達情報の伝達系統図



第9 水防警報（水防法第16条）

水防法第16条第1項の規定により、道知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表する。

(1) 水防警報指定河川名

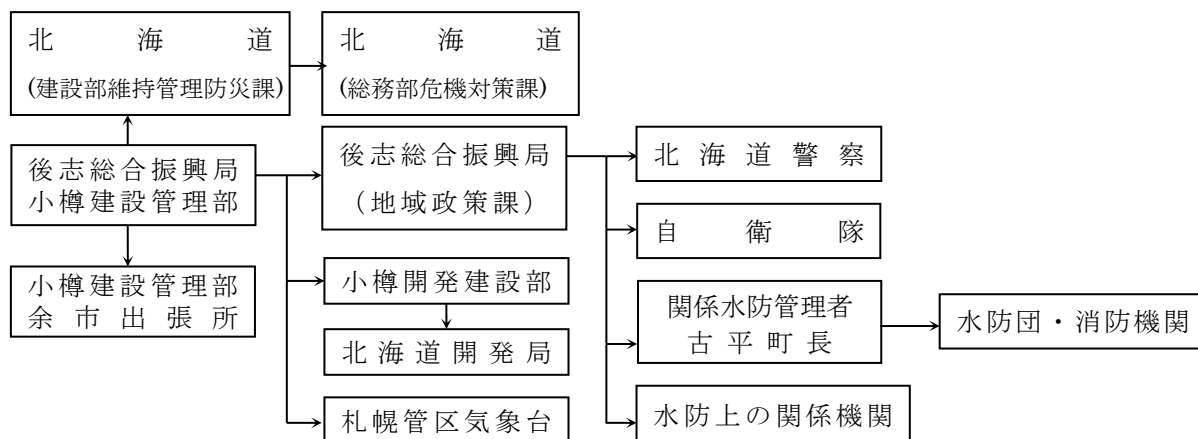
図表 水防警報指定河川名

河 川 名	所 管
古 平 川	後志総合振興局小樽建設管理部

(2) 知事が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。

図表 水防警報の伝達系統



第10 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法の規定に基づき、気象官署から北海道知事に通報される。通報を受けた北海道知事は、町長に通報する。町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

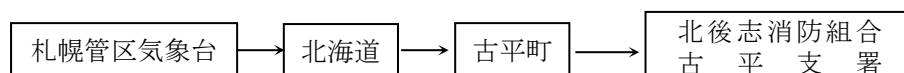
(1) 通報基準

札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

(2) 伝達系統

伝達系統は次のとおりである。

図表 火災気象通報の伝達系統



第11 気象情報等の種類

気象庁が気象等に関する警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、気象等に関する特別警報・警報・注意報を補完したりするために発表する主な気象情報は、次のとおりである。

図表 気象情報等の種類

情報の種類	概 要
(1) 早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
(2) 地方気象情報、 府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。
(3) 台風に関する 気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。
(4) 記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 土砂キキクル（危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land 浸水キキクル（危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund 洪水キキクル（危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
(5) 竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっているときに天気予報の発表地域と同じ発表単位で発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 ※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）： https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

第12 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害時、又は頻発地震、異常音響及び地変、並びに異常潮位、異常波浪等の異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、速やかに町、余市警

察署、小樽海上保安部、北後志消防組合古平支署等に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 通報の取扱い

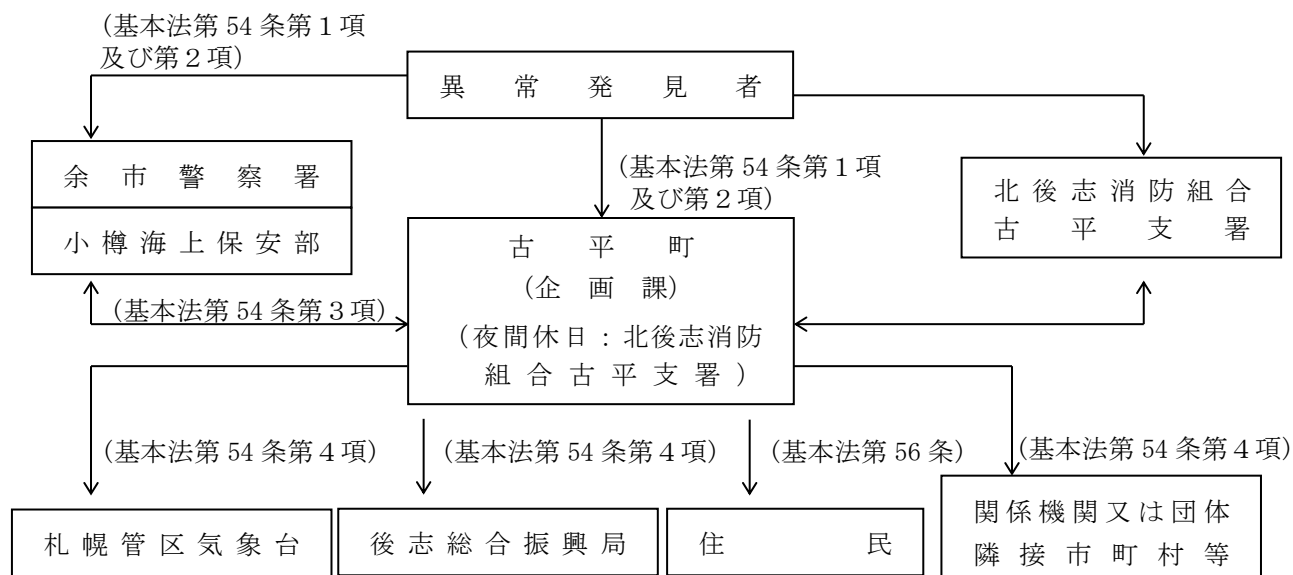
発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、企画課長（本部設置後は企画対策部長）に報告し、その指示により事務処理に当たる。

休日、夜間にあつては、北後志消防組合古平支署が受理し、企画課長（本部設置後は企画対策部長）へ報告し、その指示を受ける。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により、必要に応じて札幌管区気象台に通報するとともに住民に周知する。

図表 異常現象発見通報の連絡系統



第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、国、道、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

加えて、町、国及び道は、円滑な災害応急災害及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、町は災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

このほか、土砂災害防止法等に基づく警戒区域及び特別警戒区域に指定される区域については、国や道の協力を得て、土砂災害の危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を検討する。

資料編〔条例・協定等〕	・ 北海道災害危険区域現地調査実施要領（資料 45）
資料編〔災害危険箇所〕	・ 重要水防区域（資料 11）
	・ 重要水防区域図（資料 12）
	・ 急傾斜地崩壊危険箇所（資料 13）
	・ 急傾斜地崩壊危険箇所位置図（資料 14）
	・ 土石流危険渓流（資料 15）

- ・土石流危険渓流図（資料 16）
- ・地滑り危険箇所（資料 17）
- ・地滑り危険箇所図（資料 18）
- ・急傾斜地崩壊危険地域（資料 19）
- ・急傾斜地崩壊危険地域図（資料 20）
- ・地滑り危険区域（資料 21）
- ・山地災害危険地区（資料 22）
- ・山地災害危険地区図（資料 23）
- ・砂防施設（資料 24）
- ・地滑り防止施設（資料 25）
- ・急傾斜地崩壊防止施設（資料 26）
- ・雪崩対策施設（資料 27）
- ・危険物所在一覧（資料 28）
- ・高波、高潮等危険区域（資料 29）
- ・古平川浸水想定区域（資料 30）

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

1 知識の普及・啓発

東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

2 要配慮者や性差などへの配慮

要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 防災教育の普及推進

地域コミュニティにおける多様な主体の関わりのなかで防災に関する教育の普及推進を図る。

4 防災教育における内容の充実

地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るもの

とする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。

5 専門家の活用

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

6 高齢者の避難行動に対する理解の促進

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

7 防災情報の伝達における配慮

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

防災思想・知識の普及・啓発及び教育に関する事項は、次のとおりである。

- 1 町防災計画の概要
- 2 町の防災関連条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置

- (6) 船舶等の避難措置
- (7) その他

5 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得

- ア (家庭内、組織内の) 連絡体制
- イ 気象情報の種別と対策
- ウ 避難時の心得
- エ 被災世帯の心得

6 災害復旧措置

- (1) 被災農作物に対する応急措置
- (2) その他

7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進

1 防災の実践活動の習得

学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 防災教育の充実

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

3 防災に関する計画やマニュアルの策定

学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

4 教職員等に対する防災研修機会の充実

児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

5 実態に応じた防災教育

防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

6 社会教育における防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画に定める。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 町防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、町と防災会議構成機関の共同により実施する。

- 1 各種避難訓練
- 2 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等の避難訓練
- 3 防災総合訓練
- 4 災害通信連絡訓練
- 5 防災図上訓練

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた住民等と連携した訓練を実施する。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システム及び BxLink（ベル・データ株式会社）等にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 道は、あらかじめ民間事業者と災害協定を締結するなど、町が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。
- 3 町及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町及び道は、防災資機材倉庫の整備に努める。

資料編〔物資・資機材〕 ・ 集積拠点の指定（資料31）

資料編〔条例・協定等〕 ・ 関係機関等との災害時における協定一覧（資料55）

第4節 相互応援体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずる。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努めるとともに、企業や NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や町防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

2 道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日ごろから国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

4 防災関係機関等

町、道及び防災関係機関等と連絡先の共有をあらかじめ図るとともに、災害対策本部との役割分担や連絡員の派遣等の連絡調整体制など、必要な準備を整える。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- (3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

なお、その際、女性の参画の促進に努める。

第1 住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設立及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団と連携し、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るとともに、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研修会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定める。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。

資料編「防災組織」 ・ 集落人口、世帯数、災害時援護者数（資料5）

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日ごろから繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日ごろから点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等の出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所へ誘導する。

特に、高齢者や障がい者等で自力で避難することが困難な者に対しては、町内会や住民の協力のもと早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に務める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 地区防災計画

1 目的

地区防災計画は、コミュニティーレベルでの防災活動を推進し、町による防災活動と地区

居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

町の防災活動と地区居住者等による防災活動が、効果的に連携したものとするために、本計画において、その考え方を定める。

2 地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う防災活動の主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織を構成する町内会単位での作成を前提とするとともに、必要に応じ町内の事業者、小中学校等多数の人が利用する施設管理組織などを想定する。

なお、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要であることから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

- (1) 地区居住者等が計画作成当初の段階からの参加
- (2) 地区居住者等の参加意識の醸成
- (3) 地区居住者等と十分な連携のもと、町防災計画と地区防災計画の整合
- (4) 地区居住者等の意見を広く取り入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行う。町防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものになっているか等の観点から、十分考慮の上、適切な対応を行う。

また、町は、町防災計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地区居住者等に働き掛けを行う。

4 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

地区防災計画に基づく当該地区居住者等による防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

5 地区防災計画に関する計画提案

- (1) 計画提案の手続（基本法第42条の2第1項・第2項、基本法施行規則第1条関係）

ア 計画提案

地区居住者は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案すること（以下「計画提案」という。）ができる。

計画提案の手続は以下のような場合が考えられるが、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

- (ア) 実際に防災活動を行う地区居住者等が共同して計画提案を行う場合
- (イ) 自主防災組織との役員等が、共同して、当該地区の計画提案を行う場合

イ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、町防災会議に提出しなければならない（基本法施行規則第1条）

なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地区居住者等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

(2) 計画提案がなされた場合の町防災会議の判断基準（基本法第42条の2第3項）

計画提案がなされた場合、町防災会議においては、当該計画提案を踏まえて、町防災計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

計画提案においては、地区居住者等が提案主体となるが、計画策定の趣旨は目的1～4に掲げるところであり、町防災会議においては、これらの趣旨を踏まえ、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地域防災計画の内容にそぐわない計画等については、町防災計画に定めるに必要がないものであると判断するが、町は地区居住者等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

6 地域防災力の充実強化（「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号））

- (1) 町は、地域防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項）
- (2) 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第3項）

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複合河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進させる。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局の連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努める。
- 8 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

- 9 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 避難場所の確保

1 指定緊急避難場所（基本法第49条の4から第49条の6）

(1) 指定緊急避難場所の指定及びその指定基準（基本法施行令第20条の3）

町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、学校や公民館などの施設、高台にある公園や広場などの場所を対象とし、以下の基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

具体的には、下記アの条件を満たした上で、地震以外の基本法施行令第20条の4で定める異常な現象（洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等）を対象とする指定緊急避難場所については下記イ（イを満たさない場合についてはウ）の条件を、それぞれ満たしている施設又は場所を異常な現象ごとに指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

なお、地震に関する指定緊急避難場所の要件については、地震・津波防災計画編による。

ア 管理要件（基本法施行規則第1条の3）

指定緊急避難場所が役割を果たすための管理要件は以下のとおりとする。

- (ア) 災害が差し迫った状況や発災時において居住者等（居住者、滞在者その他のものをいう。以下同じ。）が緊急的に避難し、身の安全を確保できるよう指定緊急避難場所が確実に開放されるよう管理すること。
- (イ) 居住者等の受入れの用に供する場所は、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難経路上に障害が生じることがないようにするなど、避難上の支障を生じさせないこと。
- (ウ) 発災時等における指定緊急避難場所の居住者等への開放を行う担当者があらかじめ定められていること。
- (エ) 居住者等の受入れの用に供する部分等の避難上の支障の有無について、居住者等の受入れの用に供する部分や当該部分までの避難経路に、避難上の支障を生じさせる物品等が存在しないことや、地震発生による物品の落下を防止するために必要な措置がとられていること。

イ 立地条件（基本法施行令第20条の3第2号）

指定緊急避難場所は、原則として「安全区域」（「異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」）に立地する場所とする。

なお、災害が発生するおそれがある区域として、以下(ア)から(カ)などをもとに、町長が安全区域を判断する。

- (ア) 洪水については浸水想定区域（水防法第14条第1項）
- (イ) 土砂災害の原因となる崖崩れや土石流、地滑りについては土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律同法第8条第1項、第6条第1項）
- (ウ) 津波については、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項）
- (エ) 土砂流危険渓流や地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所
- (オ) 大規模な火事については延焼危険度を示す地図等や木造住宅密集市街地において大規模な火事による輻射熱等の影響が及ばない範囲
- (カ) これらの区域や過去の災害履歴等

また、こうした区域の特定・把握が行われない限り指定緊急避難場所を指定することはできないときは、差し当たり過去に災害が発生した区域等をもとに、安全区域を判断する。

この場合、町はその旨を町民に周知するとともに、時間的に余裕がある場合には、より安全な場所へ移動することもあわせて周知を図る。

ウ 構造条件（基本法施行令第20条の3第2号ただし書（イ及びロ）、基本法施行規則第1条の4、5）

- (ア) 安全な構造に関する技術的基準として、当該異常な現象により生ずる水圧等の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒等を生じない構造とする。
- (イ) 崖崩れや土石流、地滑りといった土砂災害についても、土砂災害特別警戒区域内に立地する施設に関しては既に安全な構造に関する基準として建築基準法施行令第80条の3に基づき定められている基準などをもとに判断し、土砂災害警戒区域内に立地する施設に関しても鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造とする。
- (ウ) 洪水や内水氾濫等については、基本的に堤防等の近傍に立地しておらず、浸水想定水位以上の高さに避難スペースがあるという条件（基本法施行令第20条の3第2号ロ参照。）を満たしている場所を、指定緊急避難場所として指定する。
- (エ) 想定水位以上の高さに避難スペースがあるかどうかを判断するに当たり、具体的な被害想定が実施されておらず、当該被害想定を行うまでの間に長期間を要するような場合には、過去の災害時の水位の実績等をもとに判断する。

なお、この場合、その旨を町民に周知するとともに、時間的に余裕がある場合には、より安全な場所へ移動することもあわせて周知を図る。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。（基本法49条の8）

(2) 必要となる手続

指定緊急避難場所の指定にあつては、以下の手続を行う。

ア 指定緊急避難場所の管理者の同意を得ること。（基本法第49条の4第2項）

- イ 指定緊急避難場所を定めた旨について知事へ通知すること。（基本法第 49 条の 4 第 3 項）
- ウ 指定緊急避難場所を定めた旨について公示すること。（基本法第 49 条の 4 第 3 項）
- エ 道へ指定緊急避難場所の指定又は指定を取消す場合は、道に通知すること。
- オ 指定緊急避難場所の管理者は、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に「指定緊急避難場所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の 10 分の 1 以上の面積の増減を伴う変更」（基本法施行令第 20 条の 5）などを加えようとするときは、「内閣府令で定めるところにより」町長に届け出なければならない。
- カ 知事は、町長より通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告しなければならない。

(3) その他の留意事項

- ア 避難支援を受けて指定緊急避難場所まで避難した避難行動要支援者について、指定緊急避難場所となっている施設の担当者等への引継ぎの方法等を検討しておく。
- イ 避難行動要支援者について、災害の危険が去った後速やかに、指定緊急避難場所から福祉避難所への円滑な移送等を実施するため、その移送先及び当該移送先までの移送方法をあらかじめ避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整をしておく。
- ウ 避難行動要支援者の移送先への移送等を行うに当たっては、事前に運送事業者と締結している協定に基づき被災者等の運送を実施する。
- エ 「輸送関係者に対する従事命令」（救助法第 7 条第 1 項）及び「被災者の運送の要請等に関する規定」（基本法第 86 条の 14）を活用する。

資料編【避難場所】 ・ 指定緊急避難場所（資料 32）

2 指定避難所（基本法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 等関係）

(1) 指定避難所の指定及びその指定基準（基本法施行令第 20 条の 6 等関係）

被災者が一定期間滞在する場としての指定避難所は、円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保するため、以下の基準を指定避難所として指定する。

ア 規模条件（基本法施行令第 20 条の 6 第 1 号）

指定避難所は被災者の生活の場になることを踏まえ、地域の実情に応じて想定される被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有する施設とする。

イ 構造条件（基本法施行令第 20 条の 6 第 2 号）

速やかに、被災者等の受入れ等を行うことができるよう多数の被災者等の出入りに適した出入口などを有していることや、多数の被災者等の受入れに必要となるトイレ、水道等の設備が整備されている施設とする。

ウ 立地条件（基本法施行令第 20 条の 6 第 3 号）

指定避難所の立地場所は自然災害の影響が比較的少ない場所とし、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。

エ 交通条件（基本法施行令第20条の6第4号）

災害の影響が比較的少ない場所や車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な施設を指定する。

オ 指定福祉避難所に関する指定基準（基本法施行令第20条の6第5号）

主として要配慮者を滞在させることが想定されるものについては、施設のバリアフリー化に加え生活相談員等が配置され、避難所での生活に関して必要に応じて相談等の支援体制を有することなど、要配慮者を受け入れるために必要な一定の措置を講ずることが可能な施設を指定する。

また、災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保できる施設を選定する。

カ 公共施設（基本法第49条の7第1項）

上記アからオの事項に加えて、「公共施設その他の施設」を指定避難所として指定しなければならない。

避難生活を一定期間送るのには適切ではない公園や広場などは、指定避難所の対象とはならない。

キ その他の施設（基本法第49条の7第1項）

カにおいて掲げる「その他の施設」とは、公共施設を含め広く施設一般を想定し、ホテルや旅館等の民間施設も対象とする。

ただし、民間施設を指定避難所として指定するに当たっては、当該民間施設の管理者の同意を取得するなどの法定の手続を行う。

ク 町は、救助法等に基づく支援が被災者に行き届くようにすることともに、災害が発生したときは、以下の事項を講ずるよう努める。（基本法第86条の6）

- (ア) 町防災計画の定めるところにより、遅滞なく、指定避難所を供与
- (イ) 当該指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保
- (ウ) 当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- (エ) 当該指定避難所における保健医療サービスの提供
- (オ) その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置

(2) 必要となる手続

指定避難所の指定にあつては、以下の手続を行う。

ア 指定避難所の管理者の同意を得ること。（法第49条の4第2項）

イ 指定避難所を定めた旨について知事へ通知すること。（法第49条の4第3項）

ウ 指定避難所を定めた旨について公示すること。（法第49条の4第3項）

エ 道へ指定避難所の指定又は指定の取消す場合は、道に通知すること。

オ 指定避難所の管理者は、指定避難所を廃止し、又は指定避難所の現状に「指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更」

（基本法施行令第20条の7）などを加えようとするときは、「内閣府令で定めるところにより」町長に届け出なければならない。

カ 知事は、町長より通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告しなければ

ならない。

(3) その他の留意事項

- ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- イ 指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。
- ウ 避難支援を受けて指定避難所まで避難した避難行動要支援者について、指定避難所となっている施設の担当者等への引継ぎの方法等を検討しておく。
- エ 避難行動要支援者について、災害の危険が去った後速やかに、指定避難所から福祉避難所への円滑な移送等を実施するため、その移送先及び当該移送先までの移送方法をあらかじめ避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整をしておく。
- オ 避難行動要支援者の移送先への移送等を行うに当たっては、事前に運送事業者と締結している協定に基づき被災者等の運送を実施する。
- カ 「輸送関係者に対する従事命令」（救助法第7条第1項）及び「被災者の運送の要請等に関する規定」（基本法第86条の14）を活用する。

資料編〔避難場所〕 ・ 指定避難所（資料33）
・ 福祉避難所（資料34）

第3 想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案（基本法第49条の7第1項関係）

町長は、「想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し」指定避難所を指定しなければならない。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても慮する。

第4 住民等に対する周知のための措置（基本法第49条の9関係、基本法施行規則第1条の8関係）

円滑な避難行動を行う上で、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の周知が重要となる。町は、想定している災害の概要や当該災害の危険が及ぶことが想定される地域、指定緊急避難場所の所在地等、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報を記載した防災マップ等の作成を行い周知を図る。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、町長は、以下に示す災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路を記載した印刷物の配布等の必要な措置を講ずるよう努める。

- 1 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶことがあると認められる土地の区域を表示した図面に法第49条の9に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 2 当該図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態におくこと。

第5 その他留意事項

町は、住民が指定避難所と指定緊急避難場所の違いや、災害ごとに避難すべき場所が異なることについての理解を深め、避難についての住民の意識の向上に努める。

また、防災訓練や防災教育等を通じて、普段から住民等に対し制度の趣旨と緊急避難場所等の所在地情報、避難方法等の周知徹底を行う。

第6 町における避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

- 1 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- 4 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- 5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 給水、給食措置
 - (2) 毛布、寝具等の支給
 - (3) 衣料、日用必需品の支給
 - (4) 暖房及び発電機用燃料の確保
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 6 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難中の秩序保持
 - (2) 住民の避難状況の把握
 - (3) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (4) 避難住民に対する各種相談業務
- 7 避難に関する広報
 - (1) 防災無線（戸別受信機を含む。）等による周知

- (2) 緊急速報メールによる周知
- (3) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (4) 避難誘導者による現地広報
- (5) 住民組織を通じた広報編〔物資・資機材〕

8 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定緊急避難場所及び指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定緊急避難場所及び指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定緊急避難場所及び指定避難所の担当職員や指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

9 避難所における配慮

避難所は地域の生活拠点としての機能を有するものである。

町は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。なお、避難所の運営については、本節第10に記載する。

また、町は、避難所を開設した後の防犯対策や衛生環境確保対策により、安全な生活環境確保に努める。

第7 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な避難計画を作成する。

第8 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮する。

第9 避難誘導体制の整備

町は職員に対して「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第5章 第4節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導体制の整備に当たって、次の事項を実施するよう努める。

1 避難者の誘導体制の整備

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、担当課の統括のもと、消防団や自主防災組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。

特に要配慮者や危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

- (2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難指示等を発令し、避難を開始する。

- (3) 避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の指定緊急避難場所及び指定避難所等までの距離が離れていたり、要配慮者の円滑な避難が求められる場合は、地区の指定緊急避難場所及び指定避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

2 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報誌（紙）をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

3 避難情報の伝達方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

また、住民は戸別受信機の電池交換等、町防災情報の受信環境の整備に努める。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。
- (5) 防災無線により伝達する。

4 要配慮者に対する避難誘導体制

要配慮者に対する避難誘導体制の整備については、「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に準ずる。

5 避難路の安全確保

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所等への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、崖崩れ等のための施設整備に努める。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第10 避難所の運営計画

町は、被災者の安全確保と復旧に向けた支援対策の拠点となる指定緊急避難場所及び指定避難所について、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定める。

1 運営方針

指定緊急避難場所及び指定避難所は、施設管理者が開設を判断する。

指定緊急避難場所及び指定避難所は、夜間・休日に一定規模以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所の近傍に住む町職員及び施設管理者が参集して開錠する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の運営は、町内会、自主防災組織等を中心とした住民が主体となって、運営を行う。

このため、指定緊急避難場所及び指定避難所は、地域と施設管理者が協力して開設・運営体制を確保し、町は必要な支援や物資供給を行う。

なお、運営に当たっては、指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営組織に、女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した運営に努める。

2 運営に係る対応力及び地域防災力の向上

東日本大震災における避難所運営の教訓などから、地域コミュニティを活かした避難所運営に向け、行政が行う防災対策はもとより、住民、家族、企業、町内会などの身近な地域団体などが連携・協力して指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営及びそれに必要な体制を整備する。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所運営マニュアルの策定

町は、1及び2の考え方を基本とし、寒冷な気候や高齢化が進む町の実情等を考慮した上で、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営に関し、町職員、施設管理者、避難者及びボランティアなどが協力・連携して行うことを基本として、別途、指定緊急避難場所及び指定避難所運営マニュアルを定める。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合がある。

町は、道及び社会福祉施設等と協力体制を構築し、要配慮者の安全の確保等を図る。また、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者

町長は、町に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

また、避難行動要支援者は、その身体的能力等が制限されているため、被災後の避難所や在宅での避難生活において、配慮や支援が必要となる。

- ア 移動が困難な者
- イ 日常生活に介助が必要な者
- ウ 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- エ 急な状況変化に対応できない者
- オ 薬や医療装置が常に必要な者
- カ 精神的に著しく不安定な状態になりやすい者
- キ 言語、文化、生活習慣への配慮が必要な者
- ク その他避難に当たって支援が必要な者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成（基本法第49条の10第1項）

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係課局に加え、消防団、余市警察署、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者及び障がい者団体等の福祉関係者と連携し、避難行動要支援者に対する支援体制を整備する。

このため、平常時から避難行動要支援者に関する情報を共有し、個別避難計画の作成に努めるとともに、避難を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿は、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（基本法第49条の10）

生活の基盤が、自宅にある者（病院、施設等長期間在留していない方）のうち、以下の要件に該当する町民を対象範囲とする。

ア 直接避難行動要支援者（何らかの手助けを必要とする者）

- (ア) 要介護2以上の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級で下肢、体幹、視覚及び聴覚の者
- (ウ) 療育手帳Aの者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の者

イ 避難行動要支援者（声かけ、呼びかけ程度を要する者）

- (ア) 要介護1の者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級で下肢と体幹以外の者及び3級で視覚及び聴覚の者
- (ウ) 療育手帳Bの者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳2級の者

ウ 高齢者等で上記ア、イに準ずる者

※ 施設入所者や乳幼児については、当該施設の職員等あるいは父母等の保護者が存在していることから、対象者からは除く。

(4) 名簿の更新に関する事項（基本法第49条の10第2項）

名簿の記載事項は、次のアからキの掲げる事項とする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げたもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(5) 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、特別の場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治(町内)会
- キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(6) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課局で把握している情報を集約するよう努める。

(7) 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報を保管する。

(8) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結する。

(9) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置（基本法第49条の12、同第49条の11第3項）

町は、名簿の保管に当たって、町において厳重に管理し、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。また、支援関係者に提供される情報は、要支援者本人の同意を必須とし、プライバシー保護に配慮した具体実施方法を定める。

(10) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（基本法第56条第1項及び第2項）

町長は、災害時に、人命や身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、避難のための立退きを指示することができる。

この場合に、町は要配慮者が避難のための立退きが行うことができるよう、さまざまな情報伝達手段を講じて対処する。

ア 正確な情報をわかりやすく伝えていくこととし、FAXやメールの一斉送信やポスティング等、文字情報を優先的に活用する。

イ 視覚障がい者は、文字情報での伝達が困難なことから、町の取組として個別受信機又は防災ラジオの導入を検討する。

ウ さまざまな伝達方法を組み合わせた情報伝達手段を確保する。情報内容が混乱しないよう本計画に定める事項に従い、情報伝達系統等を定める。

エ 要支援者の円滑な避難行動に向け、支援団体や町内会等の避難支援等関係者を經由した情報伝達手段（いわゆる「住民の声掛け」）を確立する。

(11) 避難支援等関係者の安全確保（基本法第50条2項）

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮した支援を徹底する。

2 避難行動要支援者支援計画

町は、防災担当と福祉担当との連携の下、防災関係機関や福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有体制を構築するとともに、「古平町避難行動要支援者避難支援プラン」の実施に努める。

(1) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら取り組む。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(4) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、「古平町避難行動要支援者避難支援プラン」全体計画において、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化対策を講じる。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等も含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認する。

3 要配慮者に対する避難誘導體制

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

要配慮者を速やかに避難誘導するため、住民、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の確立に努める。

その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の扱いには十分留意する。

(2) 避難情報の活用

要配慮者が安全に避難できるよう、避難情報の「高齢者等避難」を活用する。

特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、住民をはじめ、自主防災組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、あらかじめ定めておくようにする。

また、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所や介護事業所等では、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難所等や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保するなど、避難所における避難生活に配慮する。

(5) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等の施設や指定一般避難所内の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

資料編〔避難場所〕	・福祉避難所（資料 34）

4 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から、町、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との連携のもとに、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立し、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

5 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等のさまざまな機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ適確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所等や道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ町防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に町防災会議構成員間で共有するとともに、町防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、町外における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に町が孤立し、更に停電が発生した場合に備え、帰宅困難な住民と町との双方向の情報連絡体制を、衛星携帯電話などにより確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの適切な管理・運用を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、道、国、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報連絡手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、火災等の災害から、建築物を防ぎよするため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、地震災害に対する措置については、地震対策編に示す。

第1 予防対策

1 町

- (1) 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策に努める。

2 道

- (1) 町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、町に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に実施できるよう、情報提供を行う。
- (2) 町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、木造建築物について延焼のおそれある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図る。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。そのための対策は、本計画の定めるところによるほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び基本法に基づき作成の「北後志消防組合消防計画」による。

第1 消防体制の整備

1 町消防計画の充実

町は、消防の任務を遂行するため、北後志消防組合消防計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう、町消防計画の一層の充実を図る。なお、火災予防については次の事項に重点を置いた計画の充実を図る。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

2 火災防ぎょ対策

北後志消防組合の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少するなかで、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化推進化計画」を踏まえながら、消防の対応力を推進するなど、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

北後志消防組合古平支署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

北後志消防組合古平支署は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校等において「消防学校における教育訓練の基準」等

に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

北後志消防組合古平支署は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

なお、町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町村からの応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項により出動を要請する。

第5 消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「北後志消防組合消防計画」による。

資料編〔消 防〕	・ 消防組織（資料6）
資料編〔消 防〕	・ 消防施設の現況（資料7）

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、次のとおり、水害予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

2 予防対策

- (1) 気象等警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するために、関係事業者の協力を得つつ、防災無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティーFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

町内の洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設については以下の通りである。

施設名	住所
ぷらっとほ一む	古平町大字浜町 106 番地
いきいき生活支援センター風花	古平町大字浜町 645 番地
さわえ寮	古平町大字沢江町 21 番地
はまよん寮	古平町大字浜町 218 番地
さわえ2寮	古平町大字沢江町 672 番地

はま2寮	古平町大字浜町 202 番地
はまさん寮	古平町大字浜町 483 番地
第2はま2寮	古平町大字浜町 232 番地 1
さかた寮	古平町大字浜町 269 番地
地域福祉センター	古平町大字浜町 711 番地
元気プラザ	古平町大字浜町 644 番地
古平町立診療所海のまちクリニック	古平町大字浜町 644 番地 1
古平町立古平中学校	古平町大字浜町 385 番地

- (イ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）
- (3) 町防災計画において上記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、町防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定める。
- ア 不特定かつ多数の者が利用する施設 所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員
- イ 要配慮者利用施設 所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
- ウ 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
- (4) 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町防災計画において定められた上記(3)ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 町は、排水施設等を水防法に基づき指定したときは、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、道は関係市町村に通知する。

第2 水防計画

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条1項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防ぎよにより被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責任等

水防法に定める関係機関及び住民等に対する水防上の責任及び義務は、次のとおりである。

(1) 町（水防管理者）の責務

町（水防管理者）は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 北後志消防組合

法及びこれに基づく水防計画の定めるところに準じ、消防機関の出動等、水災時の応急対

策を実施する。

3 札幌管区気象台

気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

4 北海道

道は、水防法第3条の6の規定に基づき、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

なお、小樽建設管理部は、次の事項を行う。

- (1) 所管する河川の水防警報の発表に関すること
- (2) 道の所管する雨量水位観測所において観測した水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること
- (3) 所管する河川について維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと
- (4) 水防管理者に技術指導を行うこと

その他、道の水防活動については、北海道水防計画による。

5 余市警察署

- (1) 水災等の情報の収集、広報活動の実施及び水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達について協力を行うこと
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締まりを行うこと

6 居住者等の義務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防署長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。（基本法第24条）

第3 津波における留意事項

津波には「遠地津波」と「近地津波」があり、その津波の種別により、到達時間に差異がある。水防従事者は自身の避難時間を確保し、避難誘導や水防活動を実施する。

また、津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波に係る避難訓練を実施するとともに、指定避難施設の管理者は、津波避難訓練に協力する。（基本法第32条の3、津波防災地域づくりに関する法律第70条）

第4 安全への配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。また、避難誘導や水防作業の際も水防従事者自身の安全を確保する。

- 1 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第5 水防組織

町は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理する。なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。

第6 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄する。

1 水防本部、消防団、水防団、水防組織

(1) 水防本部の所掌事務

水防本部の事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、所掌する。

(2) 消防団及び水防団の組織

消防団が水防団となるものとし、その配置状況は、消防組織に準ずる。

資料編〔消 防〕	・ 消防組織（資料6）
資料編〔消 防〕	・ 消防施設の現況（資料7）

(3) 水防組織（消防団及び水防団）の管轄区域

水防組織（消防団及び水防団）の管轄区域は、第4章「第10節 消防計画」のとおりとする。ただし、管轄区域外であっても、団長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し、現地水防活動に当たる。

2 隣接市町管理団体及び消防機関並びに警察官との協力、応援

(1) 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援に当たる。

(2) 消防機関への出勤要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、北後志消防組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備、又は出勤を要請する。

ア 警察通信施設の使用（水防法第27条第2項）

イ 警戒区域の監視（水防法第21条第2項）

(ア) 増水、氾濫等の応急処置

(イ) 警戒区域の設定

(ウ) 危険区域の巡視

(エ) 情報伝達等

(オ) サイレン、無線、通信施設の使用

(カ) 消防職員、消防団員の出勤、その他機械・機具等の使用

(キ) その他

(3) 警察官との応援協力

警察官との協力応援は、第5章「第12節 災害警備計画」に定めるものの他、水防管理者及び消防署長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- ア 警察通信施設の使用 (水防法第27条第2項)
- イ 警戒区域の監視 (水防法第21条第2項)
- ウ 警察官の出動法 (水防法第22条)
- エ 避難、立退きの場合における指示・通知 (水防法第29条)

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、第5章 第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事に対して派遣要請を依頼する。

第7 重要水防区域及び水防施設

1 重要水防区域の指定

町の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒防ぎょ区域は、下表のとおりとする。

(1) 重要水防区域

資料編〔災害危険箇所〕	・重要水防区域（資料11）

2 水防施設

(1) 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておく。

(2) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の保有先は、資料編に示すとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、対策班が担当し、必要に応じ発注調達する。

(3) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておく。

第8 予報及び警報等

1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防管理者又は水防に関係する機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び小樽建設管理部（又は後志総合振興局）から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにする。

図表 水防活動用予報及び警報の種類

区 分	種 類	発表機関	適 用
気 象 予 報 警 報 〔 水 防 法 〕 法第10条第1項 〔 気 象 業 務 法 〕 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報 高潮注意報・高潮警報	札幌管区 気 象 台	一般向け注意報及び警報・特別警報の発表をもって代える津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報又は津波注意報を発表
水防警報法第16条	待 機 準 備 出 動 指 示 解 除	小樽建設 管 理 部	水防警報河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

※洪水予報指定河川（町関係）…なし

※水防警報…北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。

※水防警報河川（町関係）…二級河川

※水防警報区…古平川 左岸 自 古平郡古平町大字浜町1529番地地先の出戸の沢川合流点 至 海
右岸 自 古平郡古平町大字浜町334番地地先の出戸の沢川合流点 至 海

第9 気象庁が行う予報及び警報

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び北海道知事を通じて、北海道開発局小樽開発建設部長及び後志総合振興局長に通知する。

また、必要に応じ報道機関等の協力を求め、町民に周知をさせる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

- (1) 早期注意情報（警報級の可能性）
- (2) 地方気象情報、府県気象情報
- (3) 台風に関する気象情報
- (4) 記録的短時間大雨情報
- (5) 土砂災害警戒情報
- (6) 竜巻注意情報
- (7) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
 - ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
 - イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
 - ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
 - エ 流域雨量指数の予測値

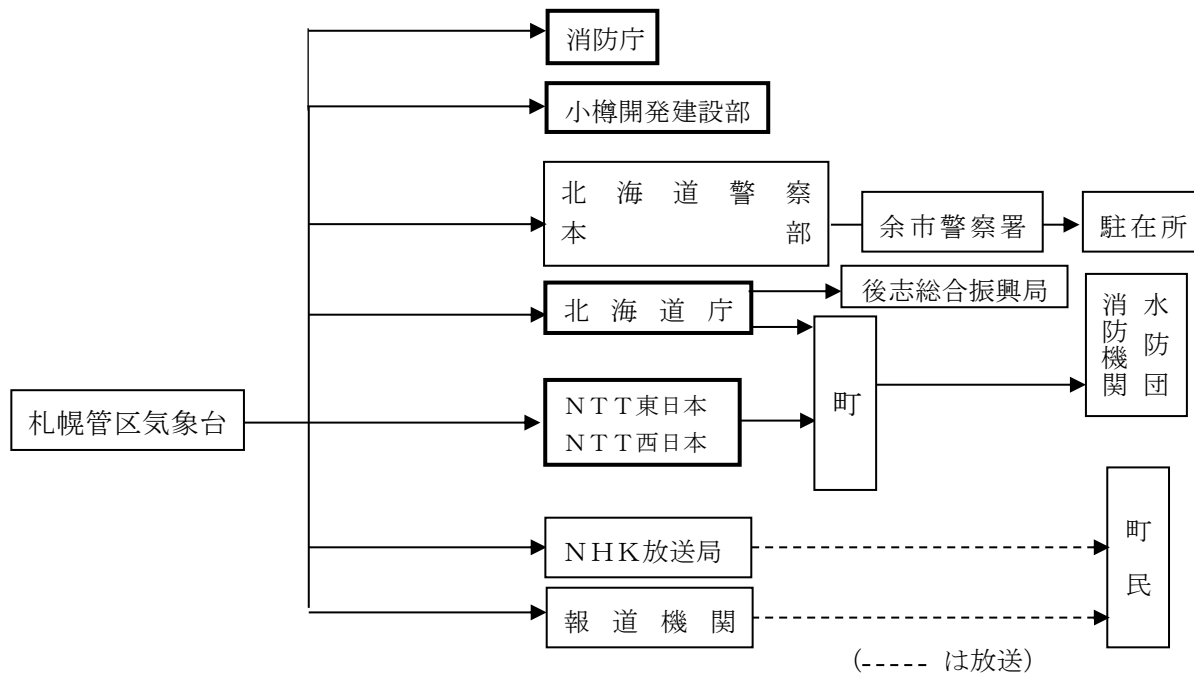
これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ・ 台風に関する気象情報
- ・ 大雨に関する地方気象情報または府県気象情報
- ・ 記録的短時間大雨情報
- ・ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

3 警報等の伝達経路及び手段

水防管理者は、水防活動の利用に適合する注意報、警報の通知を受けたときは、次により伝達を行う。

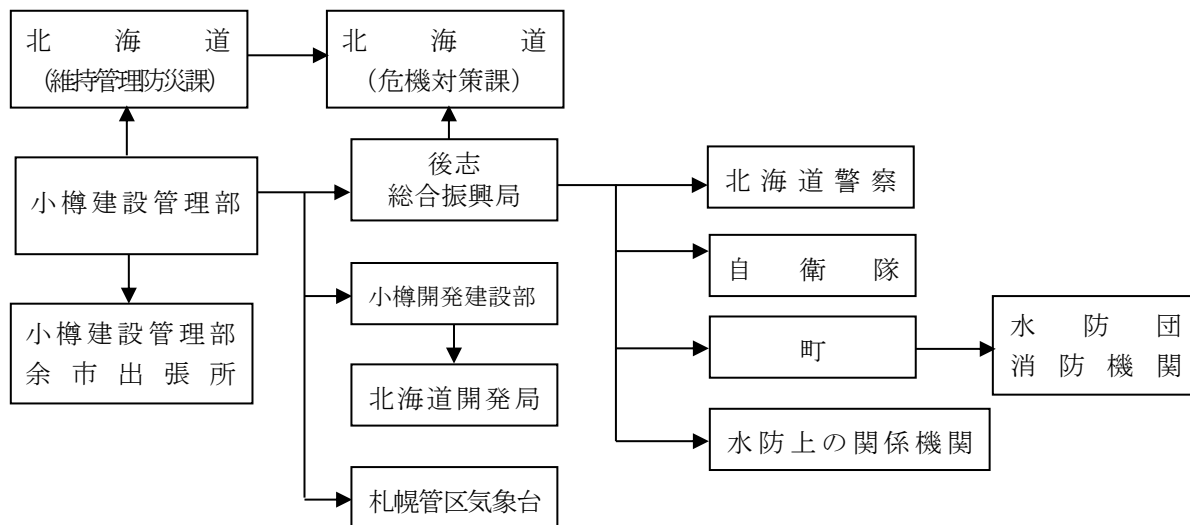
(1) 水防活動の利用に適合する注意報、警報



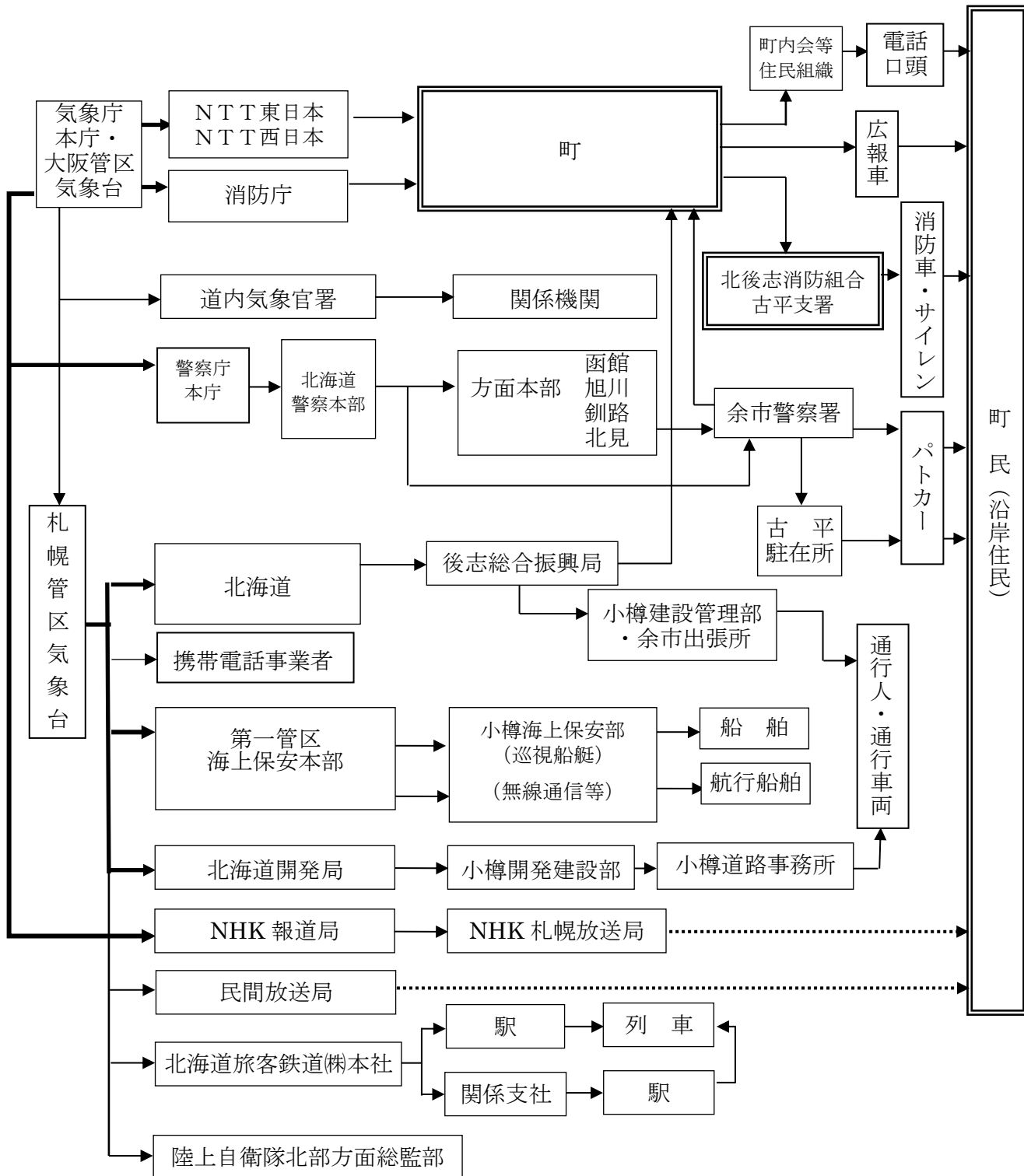
注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

(2) 水防警報（水防法第16条）

北海道が発表する場合



(3) 津波の場合



(注) 1 対策通報の町に対する通知（北海道→後志総合振興局→町）

2 NTT東日本、NTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。

3 法定伝達は太線、放送による伝達は波線、その他は細線。

4 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4 津波に関する水防警報

津波に関する水防警報は以下のとおりである。ただし、次の（１）～（３）のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- (1) 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- (2) 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- (3) 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要が認められなくなったとき

第10 気象予報等の情報収集等

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

- (1) 水防管理者又は水防に関係する機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。
- (2) 水防管理者又は水防に関係する機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「気象庁ホームページ」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

図表 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://www.city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等

図表 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災ポータル	http://www.bosai-hokkaido.jp/ (携帯電話用有り)	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.data.jma.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

2 水位・雨量の観測、通報及び公表

(1) 水位の通報・公表

小樽建設管理部（又は後志総合振興局）は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(2) 障害時の水位の通報

道及び小樽開発建設部は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により前記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は防災無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき

イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時

エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき

オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき

カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

(3) 雨量・水位の通報

道は所管する観測所の雨量・水位を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(5) 障害時の雨量の通報

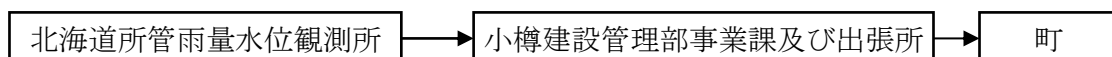
道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。通報は電話又は防災無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき

イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき

(6) 雨量及び水位の観測通報系統図

雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。



第11 水門等の操作

1 水門・樋門等

水門等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努める。

図表 排水樋門位置図



- (1) 施設管理者は、気象等の状況の通報があったとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、水位の変動を監視し必要に応じて的確な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。
- (2) 施設管理者は、津波警報が発令された場合に、安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にした上で、施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行う。
- (3) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにする。
- (4) 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出する。

- ア 目的
- イ 操作員名
- ウ 操作の時期及び通報
- エ 操作に関する記録及び報告
- オ その他

2 操作の連絡

施設管理者は、施設操作要領等に基づき、放流等の情報を直ちに小樽開発建設部等の水防

管理団体に迅速に連絡する。

3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第12 通信連絡

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 水防管理団体の通信連絡

通信連絡は、一般有線通信のほか、防災無線、総合行政情報ネットワーク等による。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、あらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知する。

2 電話による通信

電話による通信については、第5章 「第2節 災害通信計画」に準ずる。

第13 水防資機材及び輸送

1 水防倉庫及び水防資機材

(1) 水防資機材の保有状況調査

水防管理者は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

(2) 水防資機材の備蓄

町は、自ら保有し、又は直接調達できる水防資機材を使用し水防活動を行う。また、水防活動に必要な水防資機材を備蓄するとともに、必要に応じ町内業者から調達する。

(3) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておく。

2 輸送の確保

(1) 水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。

(2) 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町防災計画基本編第6部「災害応急対策計画」第7章「交通応急対策計画」及び第8章「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第14 水防活動

1 水防非常配備体制

(1) 町の非常配備体制

町は、法第10条並びに法第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の基準による非常配備体制により水防業務を処理する。なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防業務を処理する。

(2) 消防機関の非常配備基準

区分		配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部の設置後	準備体制	1 法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表され、洪水のおそれがあるとき。 2 法第16条第2項による水防警報の通知を受けたとき又は知事が法第16条第1項の規定により水防警報をしたとき。 3 これらの通知がなくても町長が必要と認めたとき。	1 各課所属職員のおおむね10分の1以内の職員をもって、情報の収集・連絡活動を実施する。 2 事態の推移に伴い速やかに第1非常配備に移行し得る体制とする。
	第1・第2非常配備	1 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 2 洪水等により、人的被害又は住家被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 3 災害対策本部設置基準に該当し、町長が必要と認めたとき。	【第1非常配備】 1 各課所属職員のおおむね5分の1以内の職員をもって所掌する応急対策に当たる。 2 事態の推移に伴い速やかに第2非常配備に移行し得る体制とする。 【第2非常配備】 3 各課所属職員のおおむね3分の2の職員をもって所掌する応急対策に当たる。 4 事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に移行し得る体制とする。
	第3非常配備	1 洪水等により多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 2 洪水等により多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 3 洪水等により多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。	1 各課所属職員の全員をもって所掌する応急対策に当たる。
(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。			

(3) 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、知事（後志総合振興局長）に報告する。

第15 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができる。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは水防作業を実施するとともに、小樽開発建設部長及び河川等の管理者に連絡し、小樽開発建設部長は水防本部長に報告する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、小樽開発建設部長及び海岸等の管理者に報告し、小樽開発建設部長は水防本部長に報告する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、最も有効適切な工法で実施する。水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が迅速に実施できるよう体制の整備に努める。

また、水防従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第16 決壊・越水の通報及びその後の措置

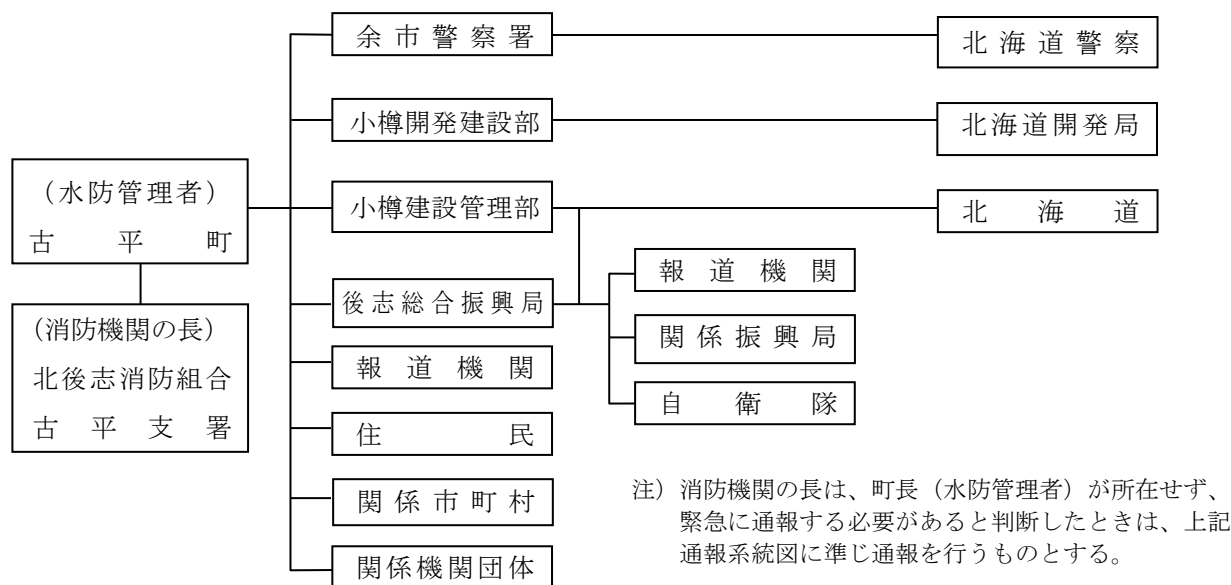
1 決壊・漏水の通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者（町長）、北後志消防組合古平支署長又は水防協力団体の代表者は、直ちに次の系統図により通報する。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

図表 堤防等の決壊通報系統図



2 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

3 避難及び立退き

水防管理者（町長）は、堤防等が決壊した場合、又は破堤のおそれがあるときは、「第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところに準じ、実施する。

4 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次のとおりとする。

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

図表 水防信号

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒－15秒 5秒－15秒 5秒－15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5秒－6秒 5秒－6秒 5秒－6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	10秒－5秒 10秒－5秒 10秒－5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第4信号	乱 打	1分－5秒 1分－5秒 ○－休止 ○－休止

（備考）1 信号は、適宜の時間継続すること

（備考）2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない

（備考）3 危険が去ったときは口頭、電話、防災無線、広報車により周知すること

5 主要資機材の備蓄

水防管理者（町長）は年次計画を立て、水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備する。このほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達しうる数量等を確認して災害に備える。

6 非常監視及び警戒

巡視員（消防職員、町職員等）は、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者（町長）に報告するものとし、水防管理者（町長）は速やかに当該河川管理者に連絡する。監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両所で又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋りょうとその他構造物と堤防の取付部分の異常

- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意すること

- ア 取入口の閉塞状況
- イ 流域の山崩れの状態
- ウ 流入水及び浮遊物の状況
- エ 余水及び放水路付近の状況
- オ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

7 非常配備体制

- (1) 水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。

- ア 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
- イ 水防活動を必要と判断したとき
- ウ 知事から指示があったとき

- (2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じる。

水防管理者（町長）は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員（消防職員、町職員等）を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

8 警戒区域の設定

- (1) 北後志消防組合古平支署に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

- (2) 前記に定める区域において、町及び北後志消防組合古平支署に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は北後志消防組合古平支署に属する者の職権を行うことができる。

9 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施する。その工法はおおむね次のとおりである。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基杵等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

10 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知する。

11 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告する。

- ア 消防機関を出動させるとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告を翌月5日までに後志総合振興局長に2部提出する。

第17 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に下降し、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときなど、自らの区域内における水防活動の必要がなくなったと認めたときには、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令を行ったときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資機材は、手入れをして所定の位置に設備する。

第18 公用負担等

1 公用負担

(1) 公用負担

ア 水防管理者又は水防団長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりである。また、水防管理者から委任を受けた者は(ア)から(エ)（(イ)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (ウ) 車両及びその他運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物及びその他障害物の処分

イ 公用負担命令をするときは、公用負担命令書を交付して行う。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第1号様式）

ウ 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、関係人からの請求があった場合は、これを提示する。

エ 公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、公用負担命令書を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

(2) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

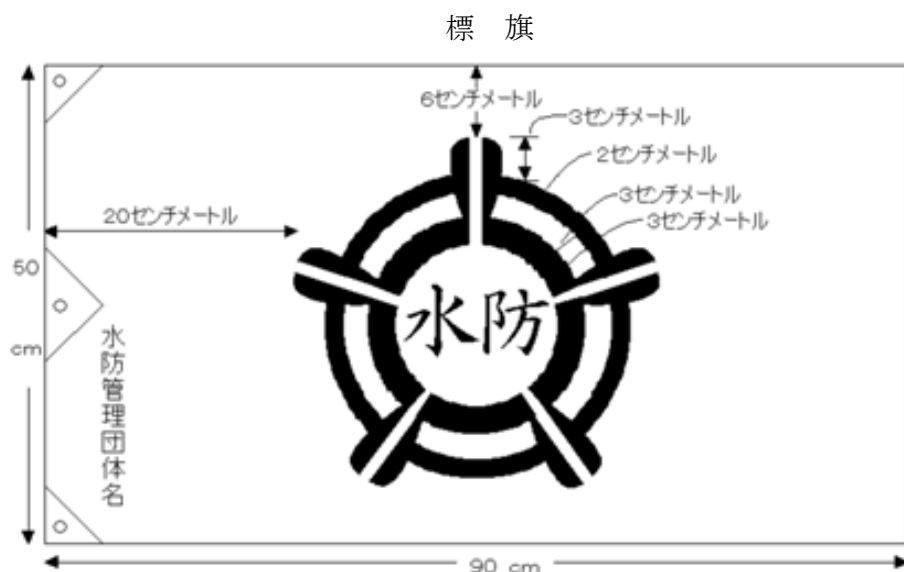
2 公務災害補償

法第24条の規定に従い水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の定めるところにより補償しなければならない。

第19 水防標識等

1 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



水防管理団体

水防の文字は赤で書くこと。
外枠は黒、地は白のこと。

2 水防管理者から委任を受けたものが着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

3 身分証明書

法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、下図のとおりである。

表	裏
9 cm 第 号 水防立入調査員証 所属 職名 氏名 上記の者は、水防法第 49 条第 1 項 の規定により必要な土地に立ち入る 職員であることを証明します。 年 月 日 古平町長 印	水防法（抜粋） 第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めたとき、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者として必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
← → 6 cm	

第 20 協力及び応援

1 隣接市町の水防管理団体との協力応援

水防法第 23 条第 1 項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、町は、隣接市町の水防管理団体に対し、応援協力を求めることができる。また、隣接市町の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

2 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、第 5 章 12 節 「災害警備活動」の定めるところに準じるものの他、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

(1) 警察通信施設の使用	水防法第 27 条第 2 項
(2) 警戒区域の設定	水防法第 21 条第 2 項
(3) 警察官の援助の要求	水防法第 22 条
(4) 立退きの場合における通知	水防法第 29 条

3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町防災計画基本編第 6 部「災害応急対策計画」第 26 章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求

する。

4 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資機材の提供等に関して、後志建設業協会、後志土木協会等と協定を締結しており、活動への協力を求める。

5 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第21 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに知事（後志総合振興局長）に報告する。

3 水防活動実施報告書

水防管理者は、水防活動が終結したときは、延滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成のうえ、所定の期日までに後志総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第22 水防訓練・津波避難訓練

水防管理者は、消防機関の職員等に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、法第32条の2に定めるところにより水防訓練を実施する。

また、津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、法第32条の3に定める津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第23 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 浸水想定区域の指定状況

小樽建設管理部（又は後志総合振興局）は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合の浸水区域を想定し、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設又は避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

3 避難行動要支援者利用施設等における伝達方法

町防災会議は、法第15条第2項の規定により、避難行動要支援者が利用する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水位到達情報の伝達方法を定める。

4 洪水・津波ハザードマップ

町では、古平川が大雨によって増水し、氾濫した場合の浸水予測等に基づき、洪水ハザードマップを作成している。

また、道の津波シミュレーション結果に基づき、津波ハザードマップを作成し、避難指示想定地区や避難所の位置等の公表を検討している。これらの資料を有効に活用し、平常時から防災意識の向上と自主避難への心構えを養い、円滑かつ迅速に避難を促す。

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 古平川洪水浸水想定区域（資料30）

第24 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、道及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (3) 水防に関する調査研究
- (4) 水防に関する知識の普及・啓発
- (5) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加する。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法第32条の3)

第12節 風害予防計画

暴風、竜巻等による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 町は、学校や医療機関などの応急対策上重要な施設の安全性向上に配慮する。
- 3 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 4 町は、道と連携して、農産物等の風害防止のため、時期別、作物別の対策を指導するとともに、耕地の保全、作物の育成保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導する。

第2 竜巻等の突風災害予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

1 竜巻災害の特性

- (1) 竜巻は、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する。積乱雲等に伴って発生する類似した現象として、ダウンバースト、ガストフロントがある。分かりやすい前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい風等の出現があげられる。
- (2) 竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には「気象情報」により竜巻が発生しやすい気象状況かどうか、数時間前には雷注意報により積乱雲に伴う激しい現象により被害が予想されるかが、0～1時間前には「竜巻注意情報」によって、今、まさに竜巻の起こりやすい状況となっていることが発表される。
「竜巻発生確度ナウキャスト」は気象レーダーによる観測などから竜巻などの激しい突風の発生する可能性がある地域を解析し、1時間先までの移動を予測する情報である。
- (3) 竜巻に関する気象情報は、台風等と比べると非常に規模が小さく、まれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、気象情報とあわせて、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。
- (4) 竜巻から身を守る方法について、町民一人ひとりが十分に理解した上で、その必要に応じて竜巻に関する気象情報を入手して発生に備えておく必要がある。

図表 突風の特徴

区 分	竜 巻	ダウンバースト	ガストフロント
現れ方	・回転を伴う突風 ・1箇所での突風の継続時間は短い ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や、砂塵や飛散物などで地上の付近の渦が目撃される場合がある	・発散性の突風 ・1箇所での突風の継続時間は短い ・強雨やひょうを伴うことが多い	・ほぼ一定方向の突風 ・1箇所での突風の継続時間は比較的長い（数分から数10分） ・降水を伴うこともある
被害分布	・線状又は帯状	・円や楕円形など広がりを持つ	・形は明瞭ではなく広がりを持つ ・点在する場合もある
一地点での気温や気圧、風の変化	・気圧のV字状の急下降 ・渦の通過を示す風向の変化、風速の急変	・露点温度(水蒸気を含む空気を冷却したとき、凝結が始まる温度)がV字状の下降する場合がある ・気温や気圧は、上がる場合も下がる場合もある ・比較的継続時間が短いほぼ一定の風向	・気温の急下降 ・気圧の急上昇 ・風速の急増とその後の緩やかな減少、風向の急変
音や体感	・「ゴー」というジェット機のような轟音が、突風の前後に聞こえる ・気圧の変化で耳に異常を感じる	・音は特にないが、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる	・音は特にないが、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる

2 住民が行う竜巻災害対策

(1) 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻等の激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

ア 竜巻等に関する気象情報に留意する。

イ 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

ウ 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

エ 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

(2) 竜巻からの身の守り方（緊急対策）

ア 屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない

- (イ) 窓から離れる
- (ウ) カーテンを引く
- (エ) 雨戸・シャッターをしめる
- (オ) 地下室や建物の最下階に移動する
- (カ) 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- (キ) 部屋の隅・ドア・外壁から離れる
- (ク) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

イ 屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する
- (エ) 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る
- (オ) 飛来物に注意する

(3) 竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

主な情報の入手方法は次のとおりである。

- ・気象庁ホームページ
- ・テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ・携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供（（一財）日本気象協会等民間事業者（有料））

また、入手した情報は、観天望気の結果とあわせて危険を回避する行動（「身を守るための行動」）実行の要否の判断に利用する。

(4) 自主防災行動の実施（応急対策）

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下、本節で「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 北海道雪害対策実施要綱（資料 46）

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害の発生が予測される場合において、適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 8 孤立予想地域に対しては、食料、燃料等の供給対策、医療助産対策、応急教育対策を講ずること。
- 9 除雪機械及び通信施設の整備点検を行うこと。
- 10 雪捨て場の設定に当たっては、交通障害及び溢水（いっすい。水があふれる）災害等の連絡について十分な配慮をすること。
- 11 雪害対策マニュアルの策定

町は、今後、雪害が町内で発生した場合に速やかに対処するため、「雪害対策マニュアル」の策定を推進する。

第2 住民のとりべき措置

1 雪害時の心得

- (1) ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞くこと。
- (2) 不要不急の外出は控えること。
- (3) 防災行政無線等による町からの情報に注意すること。
- (4) 非常持出品、非常備蓄品の準備を行うこと。（懐中電灯、ラジオ、灯油、スコップ）
- (5) 屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止等に必要な措置を行うこと。
- (6) 雪崩に注意し、がけ、川べり等には近づかないこと。
- (7) 隣近所等と協力しあって生活道路や歩道等の除排雪を行うこと。

2 運転中に突発的な吹雪に遭遇した場合の心得

- (1) 無理をせず安全な場所を見つけ、極力車内にとどまり、天候の回復を待つこと。
- (2) 吹きだまりに突っ込まないように注意すること。
- (3) エンジンを切り（マフラーが雪で隠れる状態）、ハザードを付けておくこと。
- (4) 窓を少しでも開け換気すること。
- (5) 携帯電話があれば、知人や警察等に消息を伝えながら救助を待つこと。
- (6) 排気管付近の除雪を頻繁に行うこと。

第3 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施する。

ア 一般国道は、北海道開発局が行う。

イ 道道は、北海道が行う。

ウ 町道は、町が行う。

2 除雪作業の基準

(1) 道

図表 道の除雪作業の種類と目標

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000 台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300 台/日以上 1,000 台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300 台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ない。

(2) 町

ア 作業区分

町道の除雪は、古平町除排雪業務委託処理要領に基づき、次の要領で実施する。

種類	除雪目標
第1種	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外常時交通を確保する。 異常降雪等においては、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第2種	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける 異常降雪時には、10日以内に2車線の確保を図る。
第3種	1車線幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。

イ 除雪作業

受注者は、業務委託路線における降雪量が概ね15cmに達した場合には、直ちに作業を実施し、前記の作業区分に応じ交通の確保をしなければならない。

3 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

(1) 第1次目標

期間 11月～12月中旬

目標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

(2) 第2次目標

期間 11月～3月まで

目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 排雪作業

(1) 道路管理者は、一般交通が著しく支障をきたしている場合に排雪作業を実施する。

(2) 排雪作業に伴う雪処理については、雪捨て場へ搬入によるものとし、特に次の事項に留意する。

ア 雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。

イ 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮する。

5 警戒体制

(1) 町は、気象官署の発する気象等特別情報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、本計画に定める非常配備体制に入る。

(2) 町は、雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討する。

第4 避難救出措置等

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第5 孤立予想地域の対策

町は、孤立が予想される地域について、関係機関等の協力を得て次の措置を講ずる。

1 食料の供給対策

2 医療助産対策

3 応急教育対策

第6 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、

個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、降積雪時の適切な活動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においては、特に視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行う。

1 住民への啓発・普及事項

- (1) 雪崩危険箇所
- (2) 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止への注意

2 暴風雪等による被害防止に向けた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) 止むを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。

ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。

イ 地吹雪などにより、運転中に危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。

ウ 避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

図表 町有除雪機械

種 別	台 数
除 雪 ド ー ザ	4 (大 3、小 1)
ロータリー車	2

※ロータリー車については、除雪ドーザと兼用可能な車両を配備
(アタッチメントの脱着)

第7 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節で「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互連携のもとに、「古平町水防計画」に定めるもののほか、本計画に定めるところにより実施する。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 北海道融雪災害対策実施要綱（資料47）

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては札幌管区气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、災害危険区域及びその他の地区における融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。
 - ア 町及び北後志消防組合古平支署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行う。
 - イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。

ウ 町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい（ちり、ごみ等）等により、河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河川周辺の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

エ 町は、被災地における避難所等を住民に十分周知とともに、避難について収容施設の管理者と協議しておく。

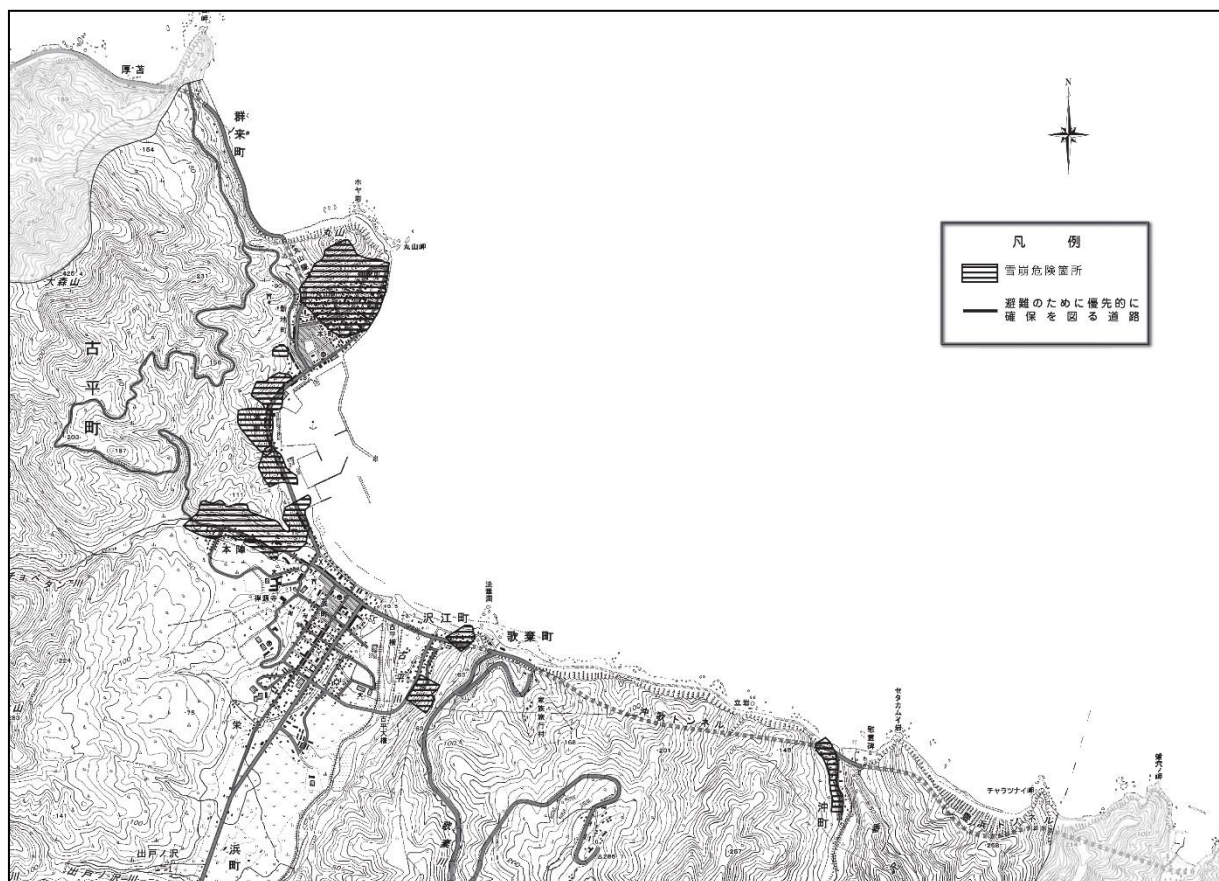
- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。
- (2) がけ地等の管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化する。

図表 雪崩危険箇所



4 交通の確保

- (1) 町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努める。
- (2) 町長及び道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい（ちり、ごみ等）等により道路側溝の機能が低下し、溢水（いっすい。水があふれる）災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。

また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防対策については、本計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、以下のよう
な方法で伝達手段の多重化、多様化を図る。
 - (1) 防災無線（戸別受信機を含む。）
 - (2) 北海道防災情報システム
 - (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
 - (4) テレビ
 - (5) ラジオ（コミュニティーFM放送を含む）
 - (6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等
- 2 高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、
水防体制の確立を図る。
- 3 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、町防災計画
において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- 4 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場
合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。
- 5 高波・高潮危険区域

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 高波、高潮等危険区域（資料 29）

第16節 土砂災害予防計画

当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害（地滑り、崖崩れ、土石流等）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「砂防法」及び「地滑り等防止法」による指定地域の予防対策については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、土砂災害防止法に基づき、道が指定する土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を進める。

また、町は、道との連携のもと砂防3法（砂防法、地滑り等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）において指定されている区域の行為制限を行うとともに、必要な施設整備を行うためのハード対策を進める。

さらに、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として、林野庁の調査要領に基づき道が実施する山地災害危険地区調査（山腹崩壊危険地区、地滑り危険地区、崩壊土砂流出危険地区）結果に留意し、計画的な治山事業を進める。

町は、これらの法指定の経緯及び調査結果を踏まえ、次のとおり予防対策を実施する。

1 土砂災害に関する避難指示等の避難情報発令基準の設定

- (1) 町は土砂災害警戒情報等が発表された場合に備えて、以下のことを設定する。
 - ア 直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準の設定
 - イ 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定
- (2) 避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

2 情報伝達・周知対策

- (1) 土砂災害に関する情報の伝達方法
- (2) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項
- (3) その他円滑な避難を確保する上で必要な事項の住民への周知
- (4) 上記（1）から（3）の事項を記載した印刷物の配布
- (5) その他の必要な措置

第2 土砂災害防止法に関する事項

1 基礎調査

- (1) 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害防止法の対象となる箇所を地形図をもとに机上で抽出した調査結果で、以下のアからエの該当要件により選定される。

ア 急傾斜地の崩壊箇所

傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で崖崩れの発生する危険性があり、人家5戸等に被害の及ぼすおそれのある箇所に加え、人家5戸未満で人家に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所等」としている。

【急傾斜地崩壊危険箇所等の基準】

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家5戸以上等の箇所等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家1～4戸の箇所

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家はない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

■ 急傾斜地崩壊危険箇所：町内24箇所が指定

資料編〔災害危険箇所〕	・急傾斜地崩壊危険箇所（資料13） ・急傾斜地崩壊危険箇所位置図（資料14）

イ 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがある渓流である。

【土石流危険渓流等】

(ア) 土石流危険渓流Ⅰ

渓流周辺の保全対象として、人家5戸以上、及び病院や福祉施設、駅、官公舎などの重要施設を有する渓流

(イ) 土石流危険渓流Ⅱ

渓流周辺の保全対象として、人家1～4戸の渓流

(ウ) 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

■ 土石流危険渓流：町内9箇所が指定

資料編：〔災害危険箇所〕	・土砂流危険渓流（資料15） ・土砂流危険渓流位置図（資料16）

ウ 地滑り危険箇所

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいい、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲を地滑り危険箇所とする。

■ 地滑り危険箇所：町内7箇所が指定

資料編〔災害危険箇所〕 ・地滑り危険箇所（資料 17）
 ・地滑り危険箇所図（資料 18）

エ 河道閉塞による湛水地区

河道閉塞による湛水とは、土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいい、土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域の指定は、こうした地区の状況を考慮して指定される。

2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第6条、第8条）

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況により、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」）として指定する。

このときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示する。

■ 土砂災害警戒区域：町内 40 箇所が指定

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」）として指定する。

このときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示する。

■ 土砂災害特別警戒区域：町内 28 箇所が指定

3 町の対策

(1) 町は、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。

- ア 土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準
- イ 警戒区域等、避難指示等の発令対象区域
- ウ 情報の収集及び伝達体制
- エ 避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援
- オ 住民の防災意識の向上等

(2) 警戒区域等の指定があったときは、町防災計画において当該区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設については以下の通りである。

施設名	住所
ふるびら幼児センターみらい	古平町大字丸山町 29 番地
しんち寮	古平町新地町 16 番地
元気プラザ	古平町大字浜町 644 番地
古平町デイサービスセンター	古平町大字浜町 711 番地
ぷらっとほーむ	古平町大字浜町 106 番地
はま2寮	古平町大字浜町 202 番地 1
第2はま2寮	古平町大字浜町 232 番地 1
さかた寮	古平町大字浜町 269 番地
いましろ寮	古平町大字浜町 298 番地
はまさん寮	古平町大字浜町 332 番地
古平小学校	古平郡古平町浜町 370 番地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (3) 町防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定める。
- (4) 警戒区域等をその区域に含む場合は、次の事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法

イ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

ウ その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

- (5) 避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断するものとする。

第3 砂防三法関係指定区域

土地の高度利用と開発に伴い、地滑りや崖崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害等の二次的被害にもつながるおそれがあるため、急傾斜地の崩壊による災害、地滑り防止の予防対策を、次のとおり実施する。

1 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」に基づいて、急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害のおそれのある区域について知事が指定する区域である。

■ 急傾斜地崩壊危険区域：町内では15箇所が指定

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 急傾斜地崩壊危険区域（資料19）
・ 急傾斜地崩壊危険区域図（資料20）

2 地滑り防止区域（地滑り等防止法）

地滑り防止区域は、地滑りによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域である。

■ 地滑り防止区域：町内では1箇所が指定

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 地滑り危険地区（資料21）

3 砂防指定地（砂防法）

砂防指定地とは、砂防法第2条に基づき砂防設備の必要な土地又は治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域である。

(1) 禁止行為

砂防の設備を損傷する行為は禁止される。

(2) 制限行為

ア 土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為

イ 土石の採取、鉱物の採取又はこれらの堆積若しくは投棄

ウ 立竹木の伐採

エ 施設又は工作物の新築、改築、移転若しくは除却

オ 竹木の滑下又は地引による搬出

カ 火入れ又はたき火

など、砂防指定地の現状を変更して土砂の流出等をきたし、又はそのおそれのある行為が制限行為となり知事の許可が必要となる。

■ 砂防施設	4箇所
■ 地滑り防止施設	1箇所
■ 急傾斜崩壊防止施設	4箇所
■ 雪崩対策施設	1箇所

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 砂防施設（資料24）
・ 地滑り防止施設（資料25）
・ 急傾斜崩壊防止施設（資料26）
・ 雪崩対策施設（資料27）

4 急傾斜地の崩壊による災害、地滑り等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、地滑り防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩

壊危険地区の周知に努めるとともに、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努める。

また、定期的な巡回を行い、斜面・急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）の周知・啓発を図る。

また、地滑りによる土砂災害の防止工事を実施するほか、地滑り崩壊を誘発・助長するような有害な行為を規制する。

第4 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山地からの山腹崩壊、地滑り及び崩壊土砂流出等により災害が発生するおそれがある地域で、林野庁が定める調査要領に基づき判定した地区であり、以下の区分がある。なお、山地災害危険地区そのものは、土地利用等に制限を加えるものではない。町及び防災関係機関は、崩壊土砂流出危険地区などの山地災害危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検する。

1 地滑り危険地区

- (1) 地下水などの影響により、土地の一部がすべりだす危険がある地区
- (2) 地滑り地帯で、日ごろから少量の雨でも地下水が集まる等、動きに注意する地区

資料編〔災害危険箇所〕	・ 山地災害危険地区（資料 22） ・ 山地災害危険地区図（資料 23）

2 山腹崩壊危険地区

- (1) 雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区
- (2) 宅地と裏山の距離が近い場合、小さな山崩れでも人命に係わる等注意が必要な地区

資料編〔災害危険箇所〕	・ 山地災害危険地区（資料 22） ・ 山地災害危険地区図（資料 23）

3 崩壊土砂流出危険地区

- (1) 大雨などの影響により、谷沿いの土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区
- (2) 土石流により下流の民家や公共施設に大きな被害をもたらすおそれがある地区

資料編〔災害危険箇所〕	・ 山地災害危険地区（資料 22） ・ 山地災害危険地区図（資料 23）

第5 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象ではないことに留意する。

第6 土砂災害等に係る町の防災対策

町内の土砂災害等による、避難指示等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報等を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等もあわせて総合的に判断を行う。

1 避難指示等の発令基準

崖崩れの発生は、一般的に1時間当たり雨量20mm以上、降り始めてからの雨量が100mm以

上となったら危険性が増すと言われている。また、大雨により土砂災害の危険度が高まった町に対して、後志総合振興局（小樽建設管理部）と札幌管区気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表することとなっている。

上記のことを踏まえ、避難指示等の発令を判断する基準を定める。この基準は「第5章 第4節 避難対策計画」に準ずる。

2 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災無線及び広報車等により周知を行う。

3 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携をとりつつ、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

2 道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、WEB 会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより町と緊密な連絡をとり、道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 北海道警察

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施するものとする。

第3 道路交通の確保

1 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 町は、一般国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 町は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防雪柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。

そのため、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

道、市町村及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

(1) 町

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 北海道

北海道は、市町村における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

2 避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

第18節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「第4章 第2節 防災訓練計画」の再掲）
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

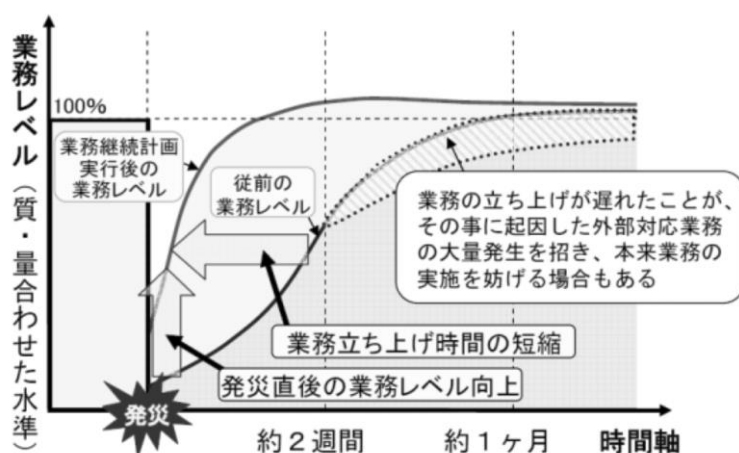
町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

図表 業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



（出典：北海道地域防災計画）

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時または非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

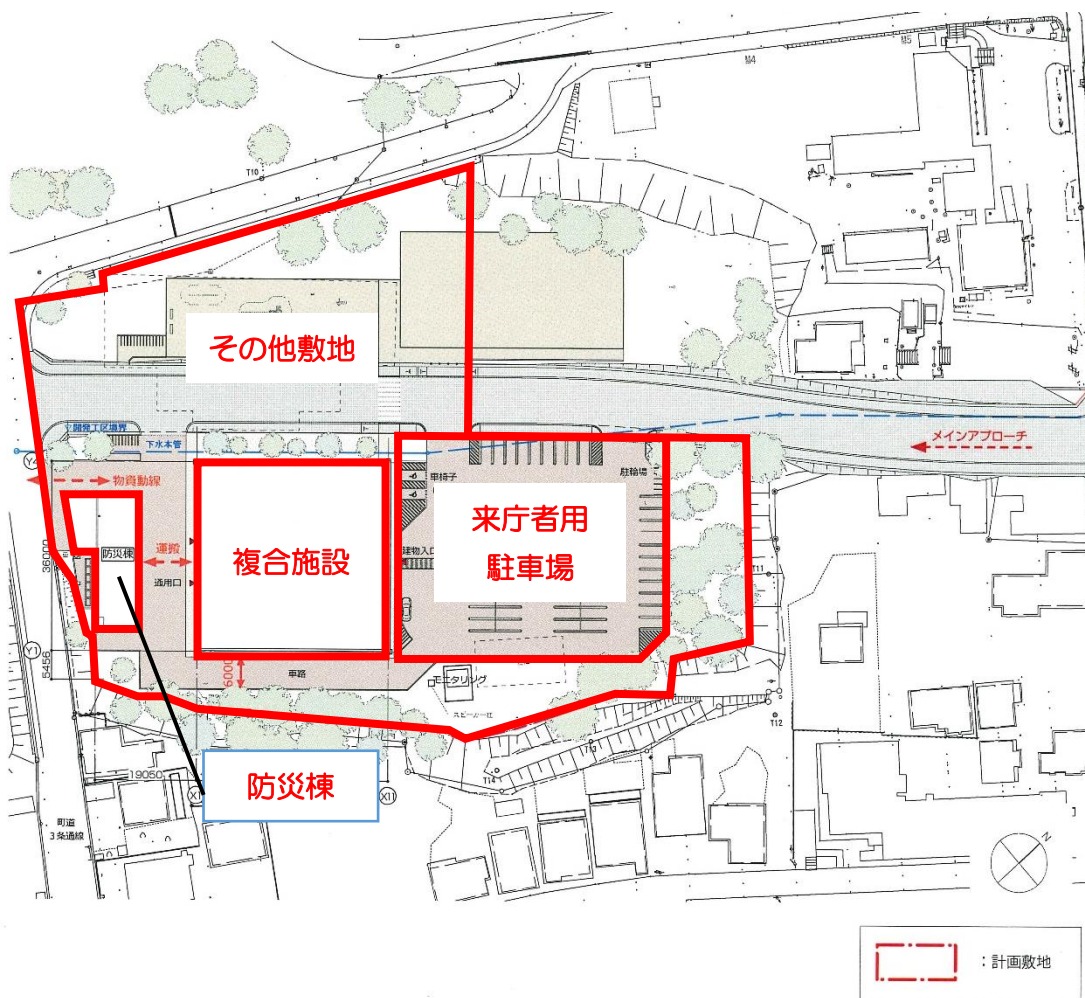
第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第4 災害時における複合施設等の活用方法

災害時における複合施設（※）等の活用方法はそれぞれ、複合施設及び防災棟については災害対策本部や避難所等として、来庁者用駐車場及びその他敷地については災害応急対策に係る緊急通行車両駐車場や避難者用駐車場等として活用する。

※複合施設 図書館・地域交流センター・地域防災センター・庁舎の4用途からなる1つの建築物で令和4年5月から供用開始している。



第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化などに努める。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用を図るほか、被災現場に町職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握する。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行う。その際、道は、町が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、町は道に連絡を行う。当該情報が得られた際は、道は、町との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、町と密接に関係しながら適切に行う。

1 町の災害情報等の収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告する。

- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 町災害対策本部設置

ア 町災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により後志総合振興局を通じて道（危機対策局）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

ア 町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道（後志総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（後志総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を後志総合振興局長に報告する。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 災害情報等報告取扱要領（資料 44）

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

図表 被害状況等の報告【道・後志総合振興局報告先】

回線 \ 区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道後志総合振興局 地域政策部地域政策課
N T T回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0136-23-1345 0136-22-0948 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	6-210-22-561	6-350-2-193

図表 消防庁への直接即報基準

区分		直接速報基準
火災等速報	交通機関の火災	(1) 列車、自動車の火災で次に掲げるもの ア トンネル内車両火災 イ 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。） 又は、行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
救急・救助事故速報		(1) 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃速報		(1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2) 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害速報		(1) 被害の有無を問わず、町の区域内で震度5強以上を記録したもの

図表 被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネット ワーク(注2)	電話	*-048-500-90-43423	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

「*」は各団体の交換機の特番（ただし、市町村においては衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

図表 被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017

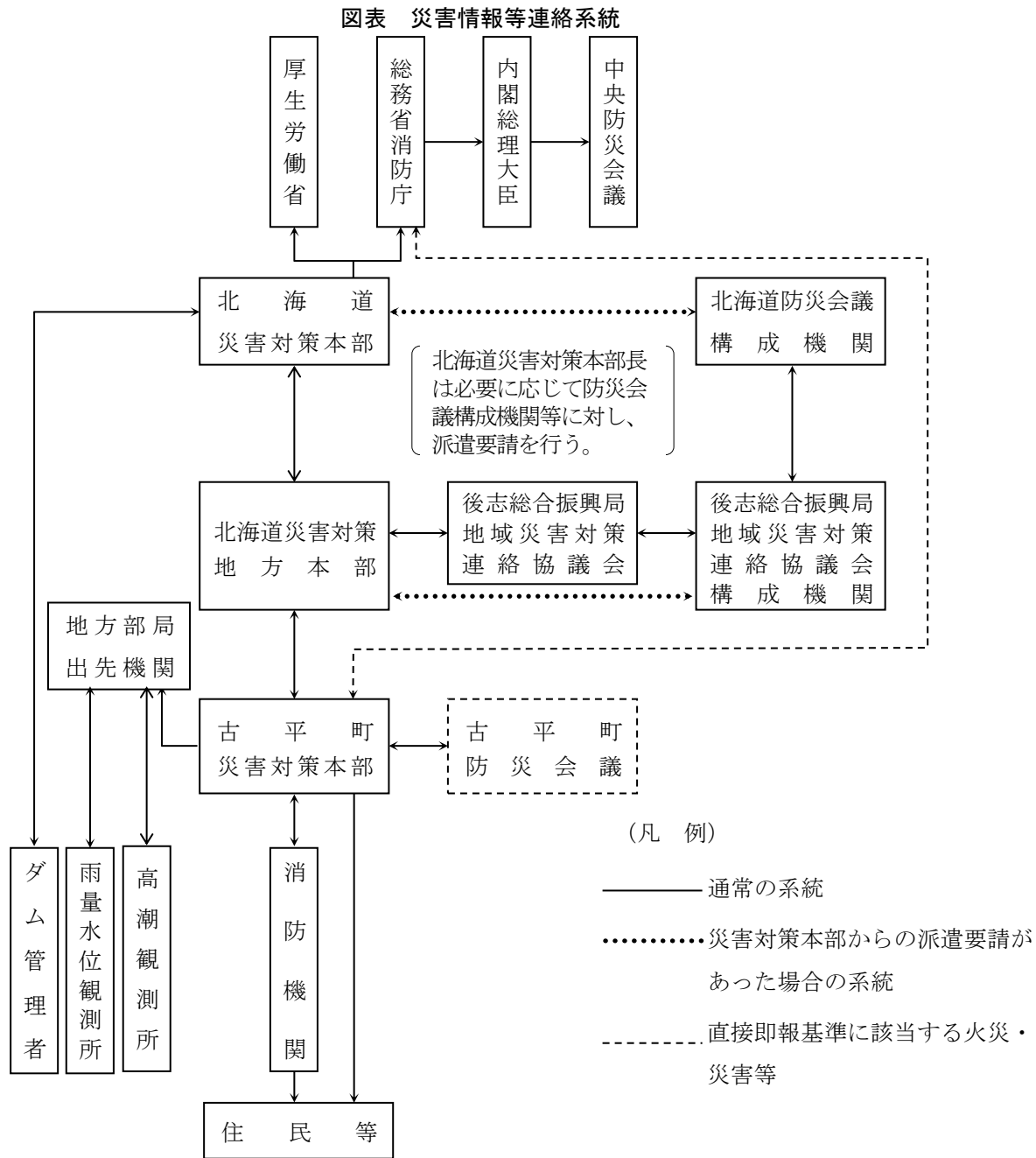
「*」は各団体の交換機の特番（ただし、市町村においては衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注3）内閣府が整備する無線及び有線の通信設備で構築される通信ネットワーク

5 災害情報等連絡系統図



第2節 災害通信計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害時の通信については、本計画に定める。

第1 通信手段の確保等

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用し、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

図表 非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

図表 緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（①の8項に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある事を知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体（①の表、本表1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 町の通信施設

ア 防災無線

イ 衛星通信

(2) 北後志消防組合の無線施設

4 その他の通信施設

(1) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団、旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(2) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(3) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

町、道の本庁又は総合振興局等を経て、北海道総合行政情報ネットワークにより通信を行う。

(4) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンターを経て行う。

(5) 東日本電信電話(株)の設備による通信

東日本電信電話(株)北海道事業部が町の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(6) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の（1）から（3）までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線局等による通信を利用して行う。

5 通信途絶時等における連絡方法

町は、上記（1）から（6）までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。また、その他、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。

(1) 北海道総合通信局の対応

ア 北海道総合通信局は、町の要請に基づき、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、町等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器を貸し出す。

イ 北海道総合通信局は、無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 町の対応

町が移動通信機器等の借受を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受機関
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続を希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア) に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティーFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞、）への情報提供をはじめ、防災無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

3 道の広報

市町村及び関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配属するなど、報道対応窓口を明確化した上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。

- (1) 災害の種別(名称)及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
 - ア 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
 - イ 火災状況(発生箇所、避難等)
 - ウ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
 - エ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
 - オ その他判明した被災地の情報(二次災害の危険性等)
- (4) 救助法適用市町村名
- (5) 応急、恒久対策の状況
 - ア 避難について(避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等)
 - イ 医療救護所の開設状況
 - ウ 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
 - エ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- (6) 災害対策(連絡)本部の設置又は廃止
- (7) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策本部並びに北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 国からの安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地))や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行う。
- (2) 国から安否情報の照会を受けた町長又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 国から安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応

町又は道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 災害時の氏名等の公表

1 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

2 町

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道（道災害対策（連絡）本部）に対して情報の提供を行う。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

1 実施責任

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の伝達に努める。

(1) 町長(基本法第60条)

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示(基本法第60条第3項)

イ 町長は、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。(基本法第61条)

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。(基本法第60条第4項及び第5項)

(2) 水防管理者(水防法第29条)

ア 水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、余市警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地滑り等防止法第25条)

ア 知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。（水防法第29条、地滑り等防止法第25条）

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。（基本法第60条第6項・第72条）

ウ 後志総合振興局長は、町長から避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章 第14節 輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(4) 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のアにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める住民等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。（基本法第61条第3項）

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。（警察官職務執行法第4条第2項）

(5) 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)

イ 他人への土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)

ウ 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)

オ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難措置における連絡、助言及び援助

1 連絡

町、道（後志総合振興局長）、北海道警察本部（余市警察署）及び第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報、連絡する。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

3 協力、援助

(1) 北海道警察（余市警察署）

余市警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(2) 第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災無線（個別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 周知内容

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする。（食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮 注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。また、必要な場合は、2つ以上の方法を併用する。

- (1) 防災無線による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災無線により、伝達する。

- (2) 広報車による伝達

町・北後志消防組合古平支署・余市警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

- (3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し指示を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

- (4) 電話による伝達

電話等により、町内会、官公署、会社等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(6) 地域への伝達依頼

町内会、自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達

危険信号は「第4章 第11節 水害予防計画」に定める。

3 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、発令する。

(1) 高齢者等避難

高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する段階であり、その発令基準は次による。

図表 高齢者等避難の発令基準

区 分		判 断 基 準
河 川 氾 濫	古平川	ア 避難判断水位（2.67m）に到達した場合 イ 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する）かつ氾濫注意水位（2.31m）を超えた場合 ウ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 エ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	その他の河川	ア 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 イ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
高潮災害		ア 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の場合に発表） イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） エ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
土砂災害		【発令基準】 ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【対象地区】 ア 上記アの場合：北海道土砂災害警戒システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において、「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

	イ 上記イの場合：事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ウ 上記ウの場合：基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
その他の災害	ア 災害の状況から、高齢者等について危険な場所から避難させておく必要があると認められる場合

(2) 避難指示

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する段階であり、その発令基準は次による。

図表 避難指示の発令基準

区 分		判 断 基 準
河 川 氾 濫	古平川	ア 氾濫危険水位（2.96m）に到達した場合、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれる場合 イ 洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する）かつ避難判断水位（2.67m）を超えた場合 ウ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） オ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	その他の河川	ア 洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現した場合 イ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
高潮災害		ア 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 イ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
土砂災害		【発令基準】 ア 土砂災害警戒情報が発表された場合 イ 土砂災害の危険度分布で「危険」（紫）（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ウ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） オ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 【対象地区】 ア 上記ア、イの場合：土砂災害危険度情報において「危険」（紫）（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 イ 上記ウ、エの場合：基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ウ 上記オの場合：当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見されたときを含む。）
地震災害		震度4以上の地震が発生したとき
津波災害		【発令基準】 ア 大津波警報が発表された場合

区 分	判 断 基 準
	イ 津波警報が発表された場合 ウ 津波注意報が発表された場合 エ 津波警報等を適時に受けることが出来ない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は、1分間以上ゆっくりとした揺れを感じた場合 【避難対象区域】 ア 上記ア、エの場合：最大クラスの津波により浸水が想定される区域 イ 上記イの場合：海岸堤防等がない又は海岸堤防が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域 ウ 上記ウの場合：海岸堤防等より海側の区域
その他の災害	ア 災害の状況から、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）させておく必要があると認められる場合

(3) 緊急安全確保

命の危険が迫っており、直ちに安全確保すべき段階であり、その基準は次による。

なお、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めること。

図表 緊急安全確保の発令基準

区 分	判 断 基 準
河川 氾濫	（災害が切迫） ア 氾濫開始相当水位（3.28m）に到達した場合 イ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ア 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
	（災害が切迫） ア 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 イ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ウ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ア 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕、水防団等からの報告により把握できたとき）
高潮災害	（災害が切迫） ア 海岸堤防等の倒壊のおそれがある場合 イ 潮位の上昇により、浸水が発生したと推測される場合 （災害発生を確認） ウ 海岸堤防等が倒壊した場合 エ 異常な越波・越流が発生した場合

区 分	判 断 基 準
土砂災害	【発令基準】 (災害が切迫) ア 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 イ 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (災害発生を確認) ウ 土砂災害が発生した場合 【対象地区】 ア 上記アの場合：土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 イ 上記イの場合：家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見されたときを含む。）
その他の災害	ア 災害による被害の危険が目前に切迫していると判断される場合

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町職員、消防職・団員、警察官など、避難誘導に当たる者の安全確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

3 避難経路の設定

町は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 住民の理解と協力を得て避難経路を設定する。

4 避難行動要支援者への配慮

自力避難の困難な避難行動要支援者を避難させる場合には、優先的に誘導するよう配慮する。

また、事前に避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

2 道の対策

道は、町の要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、

応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たって、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等へ周知徹底を図る。

第9 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めることとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努める。

第10 指定避難所の運営管理

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。その際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者の過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の管理運営のために必要な知識等の普及に努める。その際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所の運営に関与できるよう配慮に努める。
なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のために各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ご

- みの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- 6 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 10 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 特に要配慮者等へは、道が締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努める。
- 11 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 12 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
- また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- 14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- 15 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 16 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 避難所等の周知方法

住民に対し、平常時から避難所等を周知するため、広報誌（紙）、ハザードマップ、町のホームページ等を活用して、住民に周知する。

資料編〔避難場所〕	・ 指定緊急避難場所（資料 32） ・ 指定避難場所（資料 33） ・ 福祉避難所（資料 34）

第12 避難所の開設状況の記録

町は、避難所における収容状況及び「第5章 第17節 衣料、生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

資料編〔様式〕	・ 避難所世帯名簿（別記第2号様式）
資料編〔様式〕	・ 避難所収容台帳（別記第3号様式）
資料編〔様式〕	・ 避難所設置及び収容状況（別記第4号様式）
資料編〔様式〕	・ 救助種目別物資受払簿（別記第5号様式）

第13 道（後志総合振興局）に対する報告

- 1 町長が、避難指示等を発令したときは、次の事項を記録して知事（後志総合振興局長）に報告する。
 - (1) 発令者
 - (2) 発令日時
 - (3) 発令理由
 - (4) 避難の対象区域
 - (5) 避難先
- 2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して、知事（後志総合振興局長）に報告する。
 - (1) 避難場所開設の日時、場所及び施設名
 - (2) 開設期間の見込み

- (3) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
- (4) 炊出し等の状況

3 知事による代行(基本法第73条)

知事（後志総合振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の町長に代わって警戒区域を設定する。

第14 関係機関への連絡

町長が避難指示等を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

- 1 余市警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- 2 避難所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第15 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数にかんがみ、当該市町村への区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

2 道内への広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難が必要と判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適確な情報を提供できるように努めるものとする。

第16 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節で「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるとき、道内の他の市町村長（以下、本節で「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求める。
- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。
なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。
- (4) 町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所等の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。
また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。
なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、本節で「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、本節で「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

- (5) 町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われる。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 従事命令等の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、町長は職員に公用令書等を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第1号様式）

第3 町等の実施する応急措置（基本法第62条）

- 1 町長は、町内で災害時、法令又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。
- 2 町の委員会及び委員、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町内で災害時、本計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第4 警戒区域設定権等（基本法第63条、第61条、第73条、地方自治法第153条、消防法第23条の2、第28条、水防法第21条、警察官職務執行法第4条）

- 1 町長は、基本法第63条の規定に基づき、災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 2 町長は、上記の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第61条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方

行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

3 町長及び町長が指定する町の職員以外の者が、代わって警戒区域設定等職務の当たる場合は、次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長（本部長）に代わって実施しなければならない。	基本法第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防 団員又は消防機 関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官、消防吏 員又は消防団員	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ・町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条
警察官 海上保安官	警察官又は海上保安官は、以下の場合に警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去等の職権を行使することができる。 この場合の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。 ・町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ・町長から要求があったとき ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）は、警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去等の職権を行使することができる。 ・この措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。	基本法第63条

第5 応急公用負担等（基本法第64条）

1 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。
- (3) 支障となる工作物等を除去したときは、町長は、当該工作物等を保管する。
- (4) 当該工作物等を保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原者に対し当該工作物等を返還するため、政令で定める事項を公示する。
- (5) 次の場合、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ア 保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき

イ 工作物等の保管に不相当な費用若しくは手数を要するとき

- (6) 保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、次のとおりとする。（行政代執行法第5条、第6条）

ア 代執行に要した費用の徴収は、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命ずる。

イ 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収する。

ウ 代執行に要した費用は、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する

エ 代執行に要した費用の徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

- (7) (4)の公示日から起算して6ヶ月を経過しても、保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

2 町長若しくはその職務の権限の委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、自衛隊、警察官、海上保安官等により応急措置を実施する。

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長の職権を行うことができる。この場合、権限を執行した自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（基本法 第64条第8項及び第65条第3項）
- (2) 警察官又は海上保安官は、町長の職権を行うことができる。この場合、権限を執行した警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（基本法 第64条第7項及び第65条第2項）
- (3) 工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は自衛隊の部隊等の長に差し出し、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- (4) 警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管は、公示日から起算して6ヶ月を経過しても、返還することができない工作物等の所有権は、次のとおりとする。

ア 警察署長が保管する工作物等にあつては道に帰属する。

イ 第一管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に帰属する。

第6 当該応急措置の業務への従事（基本法第65条）

- 1 町長は、町内で災害時、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- 2 工作物等を除去及びその保管については、第5 応急公用負担等の規定を準用する。
- 3 1の規定は町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

第7 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条）

- 1 町長等は、町内で災害時、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 1の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、町長等の指揮の下に行動するものとする。

第8 応援、派遣の要求、要請等

1 知事等に対する応援の要求等（基本法第68条）

町長は、町内で災害時、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 災害派遣の要請の要求等（基本法第68条の2）

- (1) 町長は、町内で災害時、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。この場合において、町長は、町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- (2) 町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を待ついとまがないと認められるとき、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
- (3) 町長は、(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣による応援の要求等（基本法第74条の2）

- (1) 知事は、道の地域に係る災害時、第72条第1の規定による指示又は同条第2若しくは前条第1の規定による要求のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は古平町長を応援することを求めることができる。
- (2) 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、北海道知事及び古平町長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、北海道知事以外の都道府県知事に対し、北海道知事又は古平町長を応援することを求めることができる。
- (3) 内閣総理大臣は、災害時、北海道知事及び古平町長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、(1)の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、北海道知事以外の都道府県知事に対し、北海道知事又は古平町長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、北海道知事に対し、速やかにその旨を通知する。
- (4) 北海道知事以外の都道府県知事は、(2)の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、古平町長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、北海道知事の区域内の市町村の市町村長に対し、古平町長を応援することを求めることができる。
- (5) (2)又は(3)の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、北海道知事の指揮の下に行動する。
- (6) (4)の規定による北海道知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、古平町長の指揮の下に行動する。

4 指定行政機関の長等に対する応援の要求等（基本法第74条の3）

北海道知事は、道の地域に係る災害時、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

5 指定行政機関の長等による応急措置の代行（基本法第78条の2）

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、古平町及び北海道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、古平町長が実施すべき応急措置[※]の全部又は一部を古平町長に代わつて実施しなければならない。
- (2) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、(1)の規定により古平町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- (3) (1)の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

※応急公用負担等及び古平町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者の当該応急措置業務への従事措置

第9 災害時における事務の委託のの特例（基本法第69条、地方自治法第252条）

町は、町内で災害時、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定める事務又は町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

第10 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第5章 第33節 救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により、部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

- (1) 知事（後志総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 派遣要請先（指定部隊等の長）

陸上自衛隊第11旅団長

3 派遣要請の基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき

第2 要請手続等

1 要請の方法

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

派遣の要請先は、次のとおりである。

図表 自衛隊派遣要請連絡先

後志総合振興局 地域政策部地域政策課	電話：0136-20-0033 総合行政情報ネットワーク：6-350-2-193
小樽海上保安部	0134-27-6166

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行うものとする。

なお、緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

図表 緊急時の自衛隊派遣要請連絡先

指定部隊名	窓口	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第11旅団	第11特科隊 第3中隊	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2136 (当直2300)

第3 受入体制

1 受入準備の確立

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

(2) 連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たらせる。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

町は、派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2) 要請権者への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を要請権者に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となる事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ、関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供する。

第4 経費

1 次の費用は、派遣部隊の受入れ側（施設等の管理者、町等）において負担する。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) くみ取料

2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第5 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第6 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

2 連絡体制の確立

知事(後志総合振興局長)、町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請(通報)手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

3 連絡調整

知事(後志総合振興局長)、町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第7 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等
- 2 他人の土地等への立入
- 3 警戒区域の設定等
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等
- 5 住民等への応急措置業務従事命令
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等措置命令等

第8 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。

- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第9 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を依頼する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔様式〕	・ 自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第28号様式） ・ 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第29号様式）

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5章 第4節 避難対策計画」による。

第1 町、道、国間の応援・受援活動

1 町に対する応援（受援）

(1) 町への派遣職員の受入

町は、災害の状況に応じて、道が被災市町村に対して行う職員派遣を連絡調整並びに災害応急対策等への助言・提案を受けるため受け入れる。

なお、道は、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努める。

(2) 応援協定による応援

道内の市町村における大規模災害時に、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

(3) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（後志総合振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（後志総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

ウ 知事（後志総合振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 道から他の都府県に対する応援の要請等

(1) 応援協定による応援要請

道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求め

られた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

(2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害発生時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、町及び道は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(3) 基本法による応援要求

ア 知事は、道内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみでは災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるとき、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は町長の応援を要請するよう求める。

3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

4 他の都府県等からの応援要求への対応

- (1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や町長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、町長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求める。
- (2) 町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関（北後志消防組合古平支署）

- 1 大規模災害発生時に、北後志消防組合古平支署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる緊急患者の緊急搬送手続要領（資料 38）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 48）
資料編〔条例・協定等〕	・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 49）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料 51）

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内における災害時、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 道

北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 北海道広域消防応援協定による活動要請

町は、北後志消防組が締結している北海道広域消防応援協定により、道の消防防災ヘリコプターと連携し札幌市に対し、航空応援要請活動の要請を行う。

3 北海道開発局、第一管区海上保安本部、余市警察署

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、さまざまな災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定める。

第5 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ 電話：011-782-3233 ・ FAX：011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク：6-210-39-898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

- (1) 応援要請

ア 町長（北後志消防組合古平支署）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、後志総合振興局及余市警察署にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。

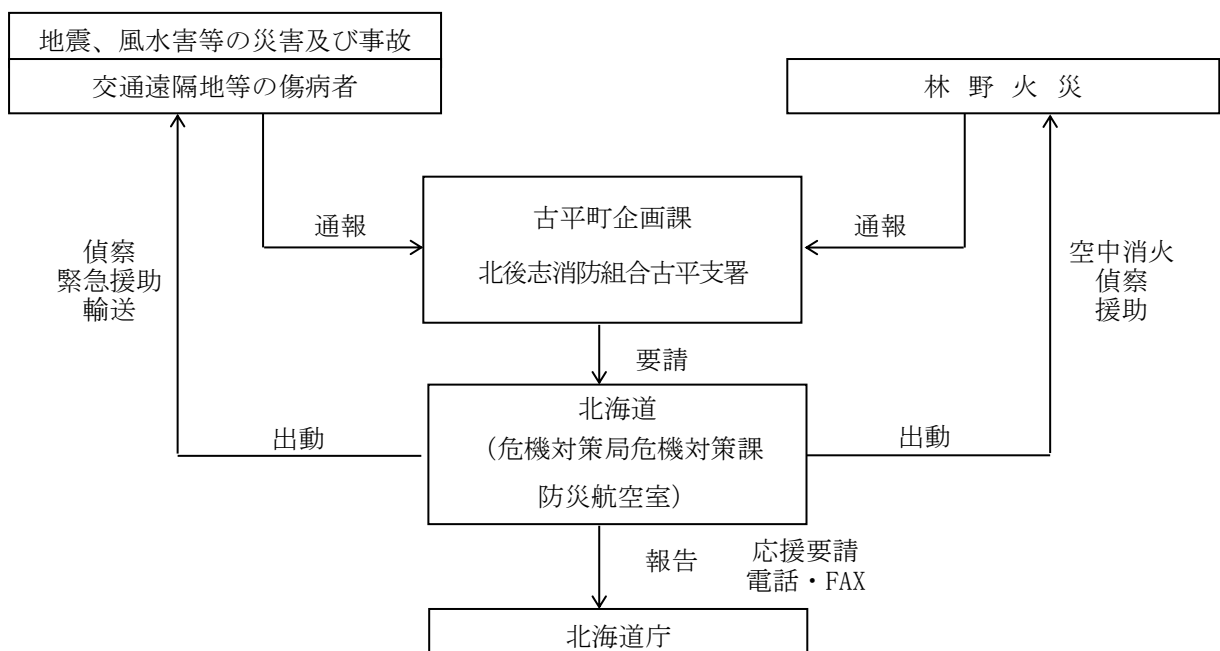
ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を要請のあった医療機関等に連絡する。

(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

図表 消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統



6 受入体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。なお、町におけるヘリコプターの離着陸可能地（危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

図表 町内のヘリコプターの離着陸可能地

施設名	所在地	著名地点からの方向 及び距離(km)	広さ (m)	施設管理者 及び電話番号
古平小学校グラウンド	浜町 932 番地	古平町役場西南西 0.4	100×100	学 校 長 42-2138
中 島 グ ラ ウ ン ド	浜町 1715 番地	古平町役場南東 0.7	100×100	町 長 42-2181
ほほえみくらすグラウンド	浜町 893-5 番地	古平町役場南西 0.6	120×120	施 設 長 42-2033
古平中学校グラウンド	浜町 358 番地	古平町役場西南西 0.4	150×150	学 校 長 42-2257

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料 38）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 48）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 25 号様式）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第 26 号様式）
資料編〔様式〕	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第 27 号様式）

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町・北後志消防組合古平支署

- (1) 町・北後志消防組合古平支署（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）の救護所に収容する。

また、町・北後志消防組合古平支署は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- (2) 町・北後志消防組合古平支署は、警察等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり災害対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 救出対象者

災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害・津波の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地滑り等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第5号様式）
資料編〔様式〕	・被災者救出状況記録簿（別記第6号様式）

4 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

5 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動について、道は災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災した町に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) トリアージ（重症度や緊急性などを判断し、医療救護等の優先順位を決定すること）
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (4) 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
 - (5) 助産救護
 - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護活動の実施

1 町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、北海道医師会及び余市医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。要請する場合は、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因、及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項

- (2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、北海道歯科医師会及び後志歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
- (3) 町は、災害の程度により、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 道

- (1) 道は、災害時に市町村等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出し等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

(2) 独立行政法人労働者安全福祉機構

道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(3) 日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）

道の要請に基づき、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し医療救護及びこころのケア活動を行う。

なお、救助法が適用された場合の救護班及びこころのケア班の業務内容は、「委託協定書」に定める。

また、日本赤十字社が有する日赤災害医療コーディネートチームは、赤十字病院の救護班及びこころのケア班の必要数、活動エリア及び期間について、道が設置する「保健医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携する。

(4) その他の公的医療機関の開設者

医療法の規定による公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(5) 北海道医師会（余市医師会）

道の要請に基づき、救護班（JMAT）を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、本節に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に定める。

(6) 北海道歯科医師会（後志歯科医師会 歯科医師会）

道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に定める。

(7) 北海道薬剤師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に定める。

(8) 北海道看護協会

道の要請に基づき、災害派遣ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に定める。

(9) 北海道柔道整復師会

道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」に定める。

(10) 北海道エアポート株式会社

北海道エアポート株式会社は、道の要請に基づき、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）設置に伴う協力を行う。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 災害時の医療救護活動に関する協定書（資料 53）

資料編〔条例・協定等〕 ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（資料 54）

第3 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として北後志消防組合古平支署が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受入体制の確保

町は、ヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第4 救護所の設置

救護所は町が設置し、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置する。

ただし、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第5 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第6 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入に係る調整を行う。

第7 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第8 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・ 救助種目別物資受払簿（別記第5号様式）
資料編〔様式〕	・ 救護班活動状況（別記第14号様式）
資料編〔様式〕	・ 医療実施状況（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・ 助産台帳（別記第16号様式）

第9 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号。以下、本節で「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い、実施する。
- (2) 俱知安保健所余市支所長の指導のもと、集団で避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。
- (3) 防疫は町民対策部が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

第2 防疫の実施組織

1 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のために、町民対策部による防疫班を編成する。

図表 防疫班の編成及び資機材

防 疫 班 員	防疫に必要な資機材
保健師、必要に応じて各部班より応援を求めたもの、保健所職員 等	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰（酸化カルシウム）等

2 検病調査班の編成

知事は、検病調査等のため、検病調査班を編成する。

検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成する。

ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができる。

第3 感染症の予防

1 感染症予防のための指示・命令

町の災害規模、態様に応じ、知事が感染症予防上必要があると認めるときは、その範囲、期間を定めて次の事項に関する指示及び命令が行われる。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、町と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 町の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

3 予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施する。また、町長は、必要に応じ、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立て等、衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により、不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中、継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について、十分に指導を徹底する。

第4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて、医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

俱知安保健所余市支所長の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分に指導を徹底する。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒について、十分に指導を徹底する。

第5 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

後志家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

後志家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

後志家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

後志家畜保健衛生所長は、災害時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2) 家畜の救護

後志総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 災害警備の実施

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策を実施する。

第2 被災地域における災害警備

北海道警察は、災害時において、災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

1 災害の予警報の伝達に関する事項

- (1) 余市警察署長は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して平常時より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置する。
- (2) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

2 事前措置に関する事項

- (1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が、基本法の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、余市警察署長を経て北海道警察本部長に対して行う。

- (2) 町長の要請により行う事前措置

余市警察署長は、町長からの要請により事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

- (1) 災害情報の収集

余市警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有する。

4 災害時における広報に関する事項

余市警察署長は、風水害等各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法等に基づく避難のための立退きの警告、又は指示を行った場合は、町長に連絡する。

- (2) 警察官が基本法等に基づく避難のための立退きの警告、又は指示を行う場合は、「第5章 第4節 避難対策計画」に定める避難先を示す。

ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずる。この場合において、余市警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

- (3) 避難の誘導に当たっては、町、北後志消防組合古平支署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

6 救助に関する事項

余市警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体見分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力する。

7 応急措置に関する事項

- (1) 余市警察署長は、警察官が基本法に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。
- (2) 余市警察署長は、警察官が基本法等に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知する。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行う。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 余市警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図る。
- (2) 余市警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設、又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と打合せをする。

第3 海上における治安の維持

小樽海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

1 町

町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 北後志消防組合古平支署

- (1) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 消防吏員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、また区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

4 小樽海上保安部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

5 北海道開発局（小樽開発建設部小樽道路事務所）

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

6 道（後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

7 自衛隊（陸上自衛隊第11特科隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

8 一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、道と協定を結んでいる「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（余市警察署）は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により、交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

小樽海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（後志総合振興局長）又は北海道公安委員会（余市警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

- (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（後志総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

- (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

- (4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

資料編〔通信・輸送〕 ・緊急通行車両確認証明書（資料 36）
資料編〔通信・輸送〕 ・緊急通行車両標章（資料 37）

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 車両の確認

北海道公安委員会（余市警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うための必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁協管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁協管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁協管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道は町に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

- (1) 対象地域
道内全域
- (2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線、第2次輸送確保道路及び第3次輸送確保道路を指定している。

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,245 km〉

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長 3,831 km〉

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

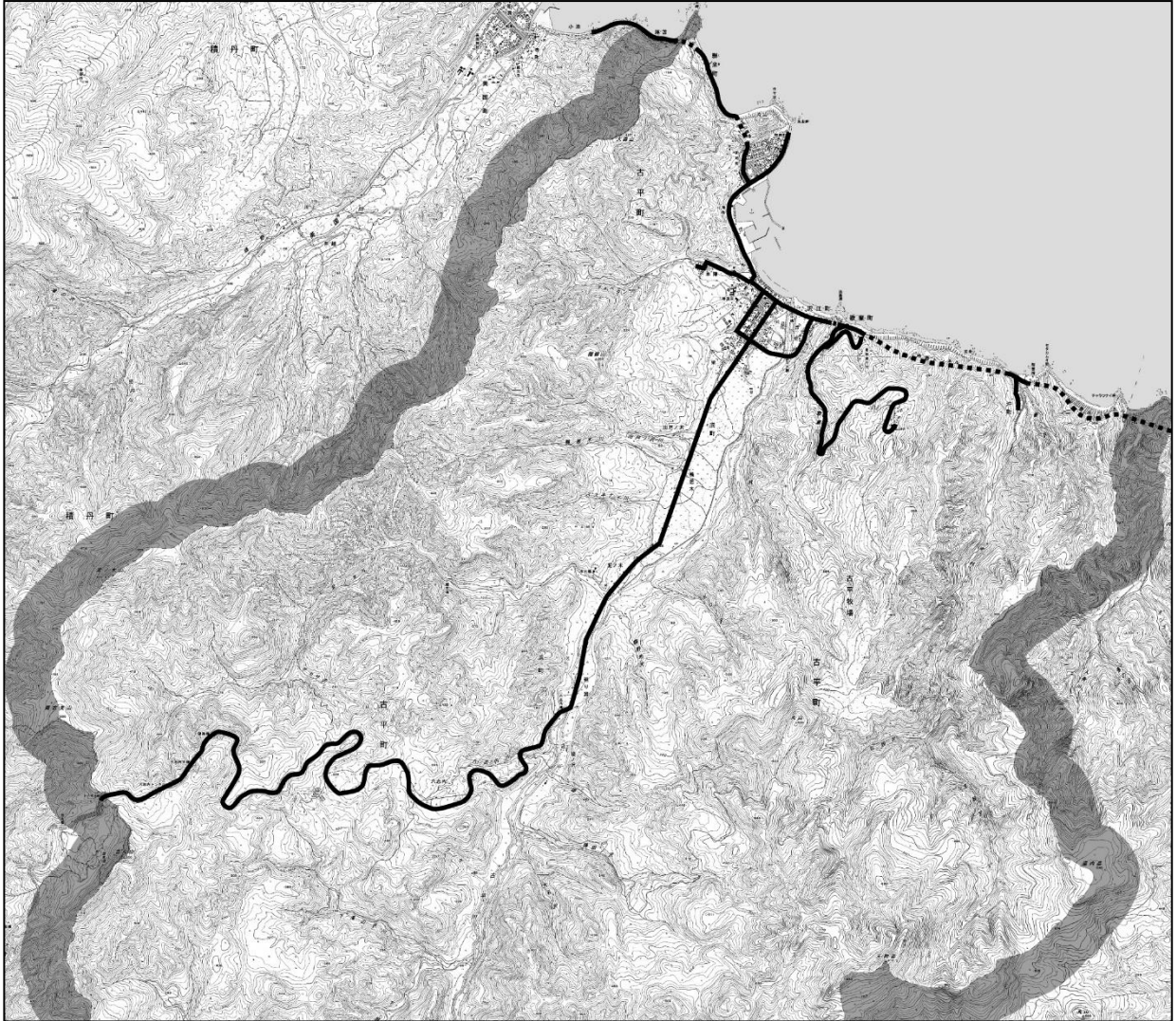
第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 295 km〉

町においては、次のとおり輸送確保路線として指定しているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

図表 緊急輸送路線

区分		道路
第1次輸送確保路線	広域的な輸送に必要な主要幹線道路	国道 229 号
第2次輸送確保路線	町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路	道道古平神恵内線、町道入船線
第3次輸送確保路線	上記以外の道路で避難所をネットワークするなどの重要な道路	—

図表 町内の緊急輸送確保指定路線図



第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節で「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町、国及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

第1 実施責任

1 町

災害時輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行う。

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

4 道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

6 小樽海上保安部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

7 札幌地区トラック協会北後志支部

物資の緊急・救援輸送について、町から要請があったときは、速やかにこれを実施する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等の使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 町

(1) 陸上輸送

災害時の陸上輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率

的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行う。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行う。

(3) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」及び「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。

図表 町現有車両

種 別	台 数	乗車定員	備 考
乗 用 車	10台	61人	5人×7台、8人×2台、10人×1台
ライトバン	3台	15人	5人×3台
軽自動車	2台	8人	4人×2台
軽トラック	2台	4人	2人×2台
福祉バス	1台	29人	29人×1台
特殊車両	1台	7人	7人×1台（ストレッチャー車両）

2 北海道運輸局

(1) 陸上輸送

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し輸送を命じる等、必要な措置を講ずる。

(2) 海上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要がある港湾運送又は海上輸送であり、かつ自発的にその業務及び航海を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、貨物の取扱又は輸送を、船舶運航事業者に対して航海を命ずるための必要な措置を講ずる。

3 道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送業者又は船舶運送業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により輸送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

5 小樽海上保安部

小樽海上保安部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。

6 札幌地区トラック協会北後志支部

札幌地区トラック協会北後志支部は、町からの要請を受け、指定輸送事業者を指定し、緊急・救援輸送を行う。

第3 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接に係わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令に定める。

3 町の要請により輸送事業者が行う災害時輸送

町が要請した緊急・救援輸送に係る運賃及び料金並びに実費負担額については、町が負担する。

4 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・ 救助種目別物資受払簿（別記第5号様式）
資料編〔様式〕	・ 輸送記録簿（別記第7号様式）

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 食料の供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第3 食料の供給

1 町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、後志総合振興局長若しくは後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

2 道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し、食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災地域への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

町及び道と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第4 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第5章 第14節 輸送計画」及び「第5章 第32節 労務供給計画」により措置する。

第5 食料の供給対象者及び需要の把握等

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

- (1) 町は、被災者等に対する食料の需要を把握し、調達を行う。

なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部が把握し、担当課がとりまとめて調達を行う。

3 食料の配給

町が行う被災者に対する食料の配給は、担当課が必要に応じ他の部署の応援を受けながら、次のとおり行う。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会長、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第6 炊出し計画

1 現場責任者

炊出しを実施する場合、担当課長は当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

2 炊出しの方法

炊出しは、日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において、直接、炊出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要がある場合は、後志総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 炊出し給与状況の記録

炊出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔条例・協定等〕	・関係機関等との災害時における協定一覧（資料 55）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 5 号様式）
資料編〔様式〕	・炊出し給与状況（別記第 8 号様式）

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

(2) 生活用水の確保

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

2 道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水用資機材（給水タンク・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

(3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(4) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、おおむね3リットルとする。

3 住民への周知

町は、給水に当たり、防災無線及び広報車の巡回等により、次のことを住民に周知する。

- (1) 給水拠点の場所及び給水方法
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) その他必要事項

4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・ 救助種目別物資受払簿（別記第5号様式）
資料編〔様式〕	・ 飲料水の供給簿（別記第9号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第3 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等、民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

(1) 物資の調達及び配分

町長は、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を要請することができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

(2) 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、町内会長、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

(3) 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔条例・協定等〕	・ 関係機関等との災害時における協定一覧（資料 55）
資料編〔様式〕	・ 救助種目別物資受払簿（別記第 5 号様式）
資料編〔様式〕	・ 世帯構成員別被害状況（別記第 10 号様式）
資料編〔様式〕	・ 物資購入（配分）計画表（別記第 11 号様式）
資料編〔様式〕	・ 物資の給与状況（別記第 12 号様式）
資料編〔様式〕	・ 物資給与及び受領簿（別記第 13 号様式）

(4) 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

2 道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう、事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分調達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 実施の方法

- 1 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。
- 2 知事は町長等の要請に基づき必要物資のあっせん、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況により種々であるが主要経済都市を中心として行い、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずる。

第3 物資供給の要領

1 供給の対象者

町長が給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

町長が被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）

- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第4 生活必需物資の確保

1 調達方法

- (1) 生活必需品等物資の調達は、町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から調達する。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救援用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (4) LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

資料編〔条例・協定等〕 ・関係機関等との災害時における協定一覧（資料55）

2 道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求める。

- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

第3 平常時の取組

道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。(参考 資料編8-2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定、災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書)

また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 電力施設と電力供給区域

1 町に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- (1) 変電設備
- (2) 送電設備
- (3) 配電設備
- (4) 通信設備

第2 応急対策

1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり次の対策を講ずる。

(1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢、特別非常態勢を発令し、体制を整備する。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡する。

また、北海道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況および復旧見込みなどの情報提供を行う。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて速やかに一般公衆に周知を図る。

(5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（後志総合振興局長）に要請する。

(6) 資材等の確保

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規定および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うが、下記事項についてはあらかじめ措置を講ずる。

(ア) 要員の確保

(イ) 防火、防水、救命用具の点検整備

(ウ) 非常持出品の搬出整備

(エ) 建物の補強

(オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

(3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程および保安業務規程に基づき組織及び分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

イ 社外(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 町又は道に協力を要請する場合は、町及び道の災害対策(連絡)本部と密接な連絡をとる。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

(5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保する。

(6) 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガスろう洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

(7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

2 災害時の対策

災害時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、北後志消防組合古平支署、余市警察署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

ガス事業者は、災害時において、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガスろう洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、町及び北後志消防組合古平支署、余市警察署と連携を密にして対処に当たる。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 関係機関等との災害時における協定一覧（資料 55）

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な故障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道及び集落排水

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（しゅんせつ。水深を深くするための土砂の掘削）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、本節で「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
雪崩
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
航路・泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定める。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図り、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

図表 被災宅地の危険度判定結果の表示

区 分	表示方法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示
要注意宅地	黄のステッカーを表示
調査済宅地	青のステッカーを表示

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

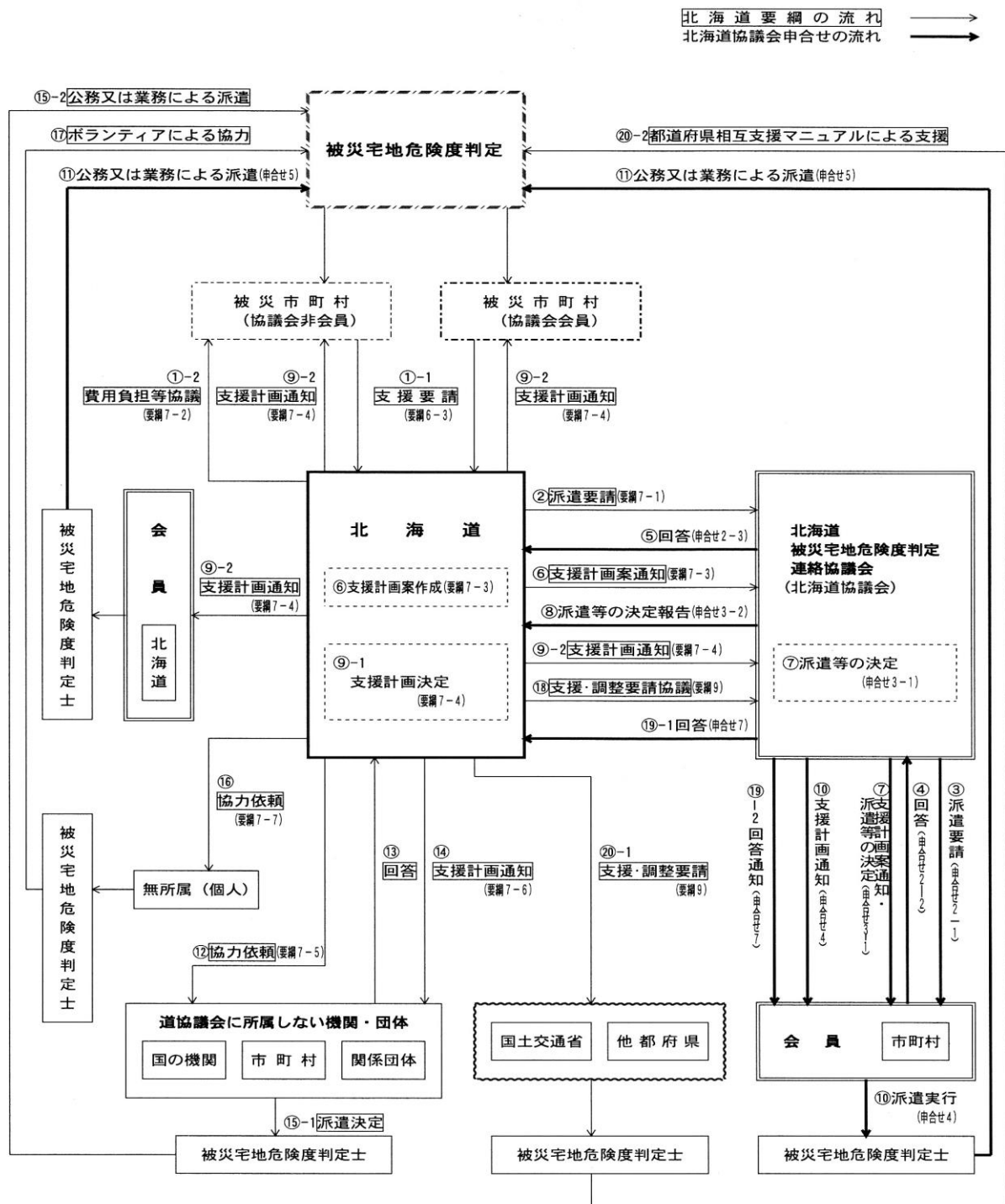
- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

図表 被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する建設型応急住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

災害のため、住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が建設型応急住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 道

救助法を適用し、建設型応急住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、「第5章 第4節 避難対策計画」に定めるとおり、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

建設型応急住宅の入居者の選定については、町が行う。

選定に当たっては、町、町社会福祉協議会、地域団体等による選定委員会を設け、被災者の資力、その他の条件を十分調査の上、町が決定する。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

町長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組み立て方式又は木造により、2～6戸の連続建て、又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る建設型応急住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令に定める。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営に努めるもととともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は建設型応急住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急処理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了する。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令に定める。

6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度とする。やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。ただし、激甚災害の場合は3/4とする。

(イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5とする。

第3 資材等のあっせん調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼する。
- 2 町長から資材等のあっせん依頼があった場合、道は関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行う。

第4 建設型応急住宅及び住宅応急修理の記録

建設型応急住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・建設型応急住宅台帳（別記第22号様式）
資料編〔様式〕	・住宅応急修理記録簿（別記第23号様式）

第5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

2 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水（いっすい。水があふれる）の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- 2 町、北海道財務局及び道は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。
- 3 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」に定める。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、次により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第23号様式）

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、知事の委任により町長が実施する。

第2 応急対応実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより、授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別な教育計画を立て、できる限り、授業の確保に努める。

特に、授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別な教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り、可能な協力をする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう、応急措置を講ずる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

(1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして、消毒に万全を期すること。

- (2) 校舎の一部に、被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況（別記第17号様式）

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町長

（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗淨等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）が行う。）

2 警察官

3 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索の実施

町長が、北後志消防組合古平支署、余市警察署等に協力を要請し、搜索を実施することとし、被災の状況によっては住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対して搜索を要請する。

(3) 警察への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を余市警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 遺体見分（警察官、海上保安官）

(3) 収容処理の方法、安置場所の確保

ア 町は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体安置場所に安置する。

ウ 遺体安置場所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体安置場所とする。なお、町は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日ごろから警察との連携を図り、事前の確保に努める。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者、及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては、土葬又は火葬にする。ただし、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律 93 号）の規定により処理する。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害時等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の広域要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

6 他市町村から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害発生直後において災害による混乱のため、遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

7 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第5号様式）
資料編〔様式〕	・遺体の捜索状況記録簿（別記第20号様式）
資料編〔様式〕	・遺体処理台帳（別記第21号様式）
資料編〔様式〕	・埋葬台帳（別記第22号様式）

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 道

- (1) 後志総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。
- 2 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長が行う。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ、農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。」）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「古平町一般廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

1 町

- (1) 災害廃棄物の処理は、市町村が行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

2 道

- (1) 後志総合振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行う。
- (2) 道は、被災地の市町村から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより、廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(1) ごみ処理

ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。
- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

- (ア) 処理処分は災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水（いっすい。水があふれる）等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならないよう、配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行う。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、倶知安保健所余市支所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土する。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における古平町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、古平町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 町、道、古平町社会福祉協議会及び関係団体は、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。
- 2 町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPO等の活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動

- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び古平町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び古平町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び古平町社会福祉協議会に働きかける。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災した町と古平社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、町長が実施する。

第2 供給方法

町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、小樽公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- 1 職種別、所要労働者数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 期間及び賃金等の労働条件
- 4 宿泊施設等の状況
- 5 その他必要な事項

第3 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各課長は、応急対策のため作業員を必要とする場合、次の事項を明示して賃金作業員の配備を産業対策部長に要請する。

要請を受けた産業対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第5 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、次により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第24号様式）

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、知事又は町長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は基本法第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求める。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節で「町長等」という。）
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下、本節で「知事等」という。）

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定により設定による。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。
- 4 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- 5 派遣受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

図表 災害派遣手当の額の基準

派遣を受けた都道府道又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (一日につき)	その他の施設 (一日につき)
30日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30日を超え60日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第34節 救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、知事(後志総合振興局長)が行う。

但し、町長は、知事から救助の実施について個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

図表 救助法の適用基準

被害区分 町の人口	町単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上) の区域の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、 12,000 世帯以上の 住家が滅失した場合
〔古平町〕 5,000 人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき
摘 要	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

第3 救助法の適用手続

1 町

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を後志総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 道

- (1) 後志総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、知事に報告する。
- (2) 知事は、後志総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

- (1) 災害が発生した場合

図表 救助の種類・実施期間・実施者区分

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町・日赤道支部
建設型応急住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定は町、設置は道（ただし、委任したときは町）
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）
助産	分べんの日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3 日以内	町
住宅の応急修理	3 か月以内 （国の災害対策本部が設置され	町

図表 救助の種類・実施期間・実施者区分

救助の種類	実施期間	実施者区分
	た場合は、6 か月以内)	
学用品の給与	教科書等 1 か月以内 文房具等 15 日以内	町 町
埋葬	10 日以内	町
遺体の搜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町・日本赤十字社北海道支部（日赤古平町分区）
障害物の除去	10 日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

図表 救助の種類・実施期間・実施者区分

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法に定めると災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等により、その責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震・津波災害防災計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、町防災計画の別編である「地震・津波災害防災計画編」による。

第 7 章 原子力災害防災計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、町防災計画の別編である「原子力災害防災計画編」による。

第8章 事故災害対策計画

海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など、大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海難対策計画（海上災害対策計画）

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者、管理者、占有者等（以下、第8章で「船舶所有者等」という。）、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努める。
- (2) 北海道運輸局、小樽海上保安部、道、北海道警察、町（北後志消防組合古平支署）、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター古平救難所
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
 - キ 船舶所有者等及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター古平救難所とともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導する。

(ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

(イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上

(エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(オ) 海難防止に対する意識の高揚

ケ 小樽海上保安部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行う。

(ア) 海技従事有資格者の乗船確認

(イ) 無線従事有資格者の乗船確認

(ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第2 災害応急対策

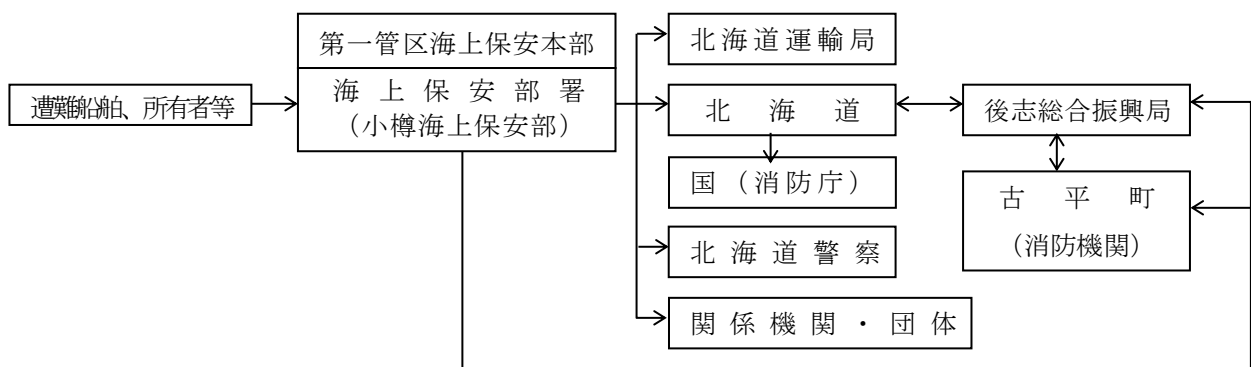
1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりである。

図表 海難対策の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、小樽海上保安部、町（北後志消防組合古平支署）、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と相互に連携を取りながら、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接な協力の上、漁業協同組合、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター古平救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めによるほか、次による。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部

- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと
- (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること

- (ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者、並びに船舶交通に対する障害を除去する者の監督に関すること
- (エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること

イ 町

- (ア) 遭難船舶を認知した町は、小樽海上保安部及び余市警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと
- (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと

ウ 北海道警察

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと

エ 漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たること

オ 公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター古平救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、小樽海上保安部と北後志消防組合古平支署が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町、北後志消防組合古平支署及び道は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第3 災害復旧

海難事故等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第2節 流出油等対策計画（海上災害対策計画）

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画も定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

1 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、小樽海上保安部、道、北海道警察、町（北後志消防組合古平支署））

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 北海道開発局

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して、防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(2) 小樽海上保安部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
- (イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）
- (ウ) 防災施設、機材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び流出油等の防除に関する協議会の育成強化を図る。

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発する。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員法及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) 道

ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 町等の漁港及び航路の計画、施行に関して、防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 町（北後志消防組合古平支署）

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

(1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。

(4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第2 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

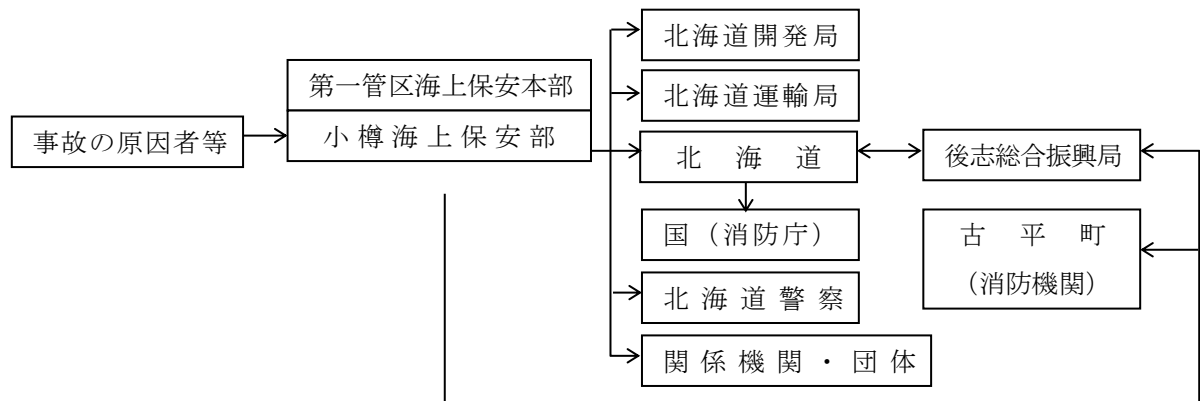
1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。

図表 流出油等の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、北海道運輸局、小樽海上保安部、町（北後志消防組合古平支署）、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、油等大量流出事故災害時、必要に応じ、道防災計画の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 小樽海上保安部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 小樽海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 道、町（北後志消防組合古平支署）

ア 道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

イ 道は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 北海道警察

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合は、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 小樽海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町（北後志消防組合古平支署）に協力を要請する。

(2) 町（北後志消防組合古平支署）

火災状況等の情報収集に努め、小樽海上保安部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、実施する。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

9 広域応援

町、北後志消防組合古平支署及び道は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、「第5章 第30節 防災ボランティアとの連携計画」に定める。

第3 災害復旧

流出油等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第3節 航空災害対策計画

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節で「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 航空運送事業者

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第2 災害応急対策

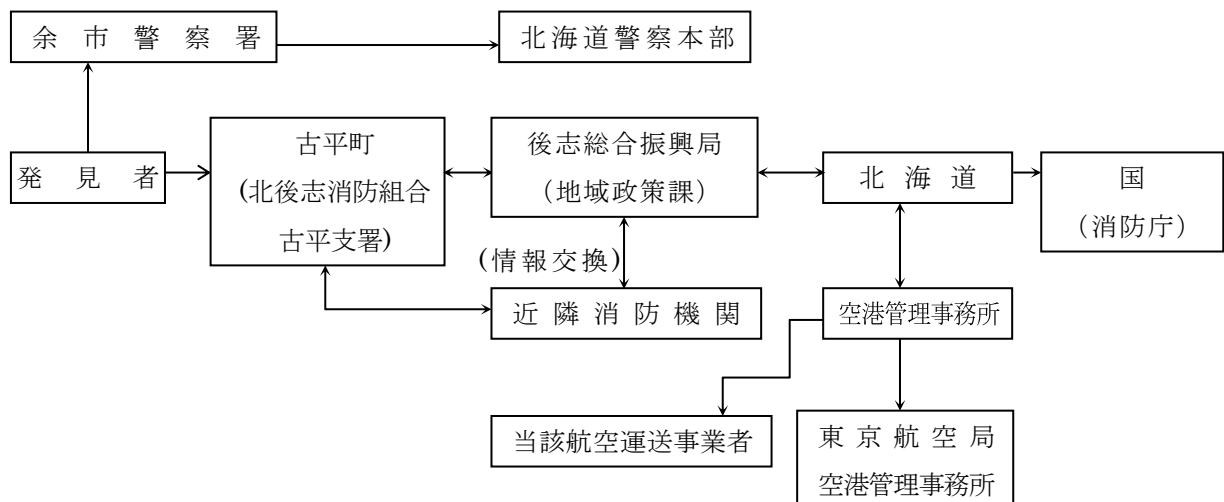
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

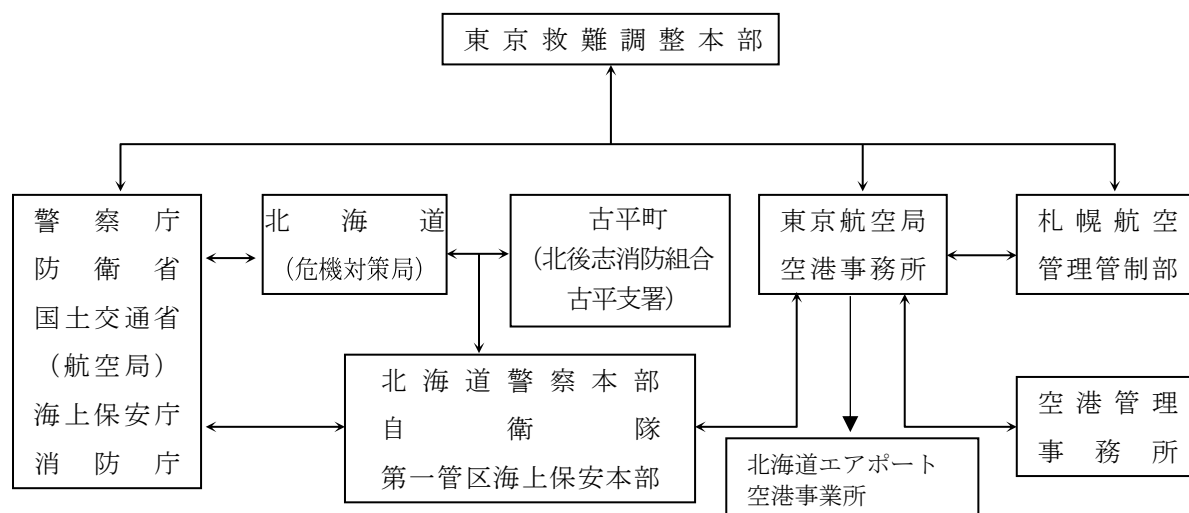
ア 発生地点が明確な場合

図表 航空災害の情報通信連絡系統（発生地点が明確な場合）



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）

図表 航空災害の情報通信連絡系統（発生地点が不明な場合）



注） 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、町（北後志消防組合古平支署）、道、北海道警察、第一管区海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 北後志消防組合古平支署等消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消化薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町は北後志消防組合古平支署等消防機関と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。
- (3) 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第9章 第2節 廃棄物等処理計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町、道及び北後志消防組合古平支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第4節 道路災害対策計画

道路災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋りょう等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害時には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第2 災害応急対策

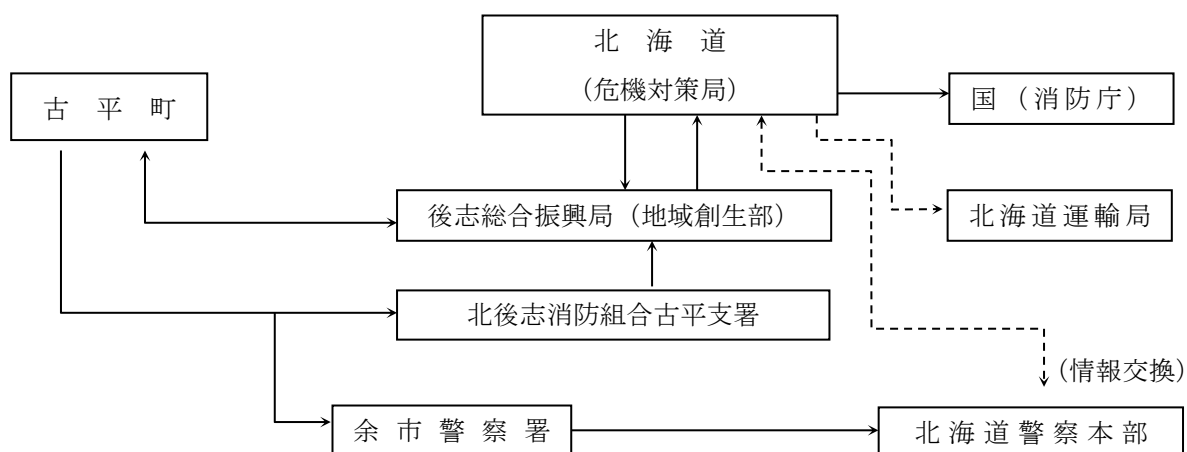
1 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

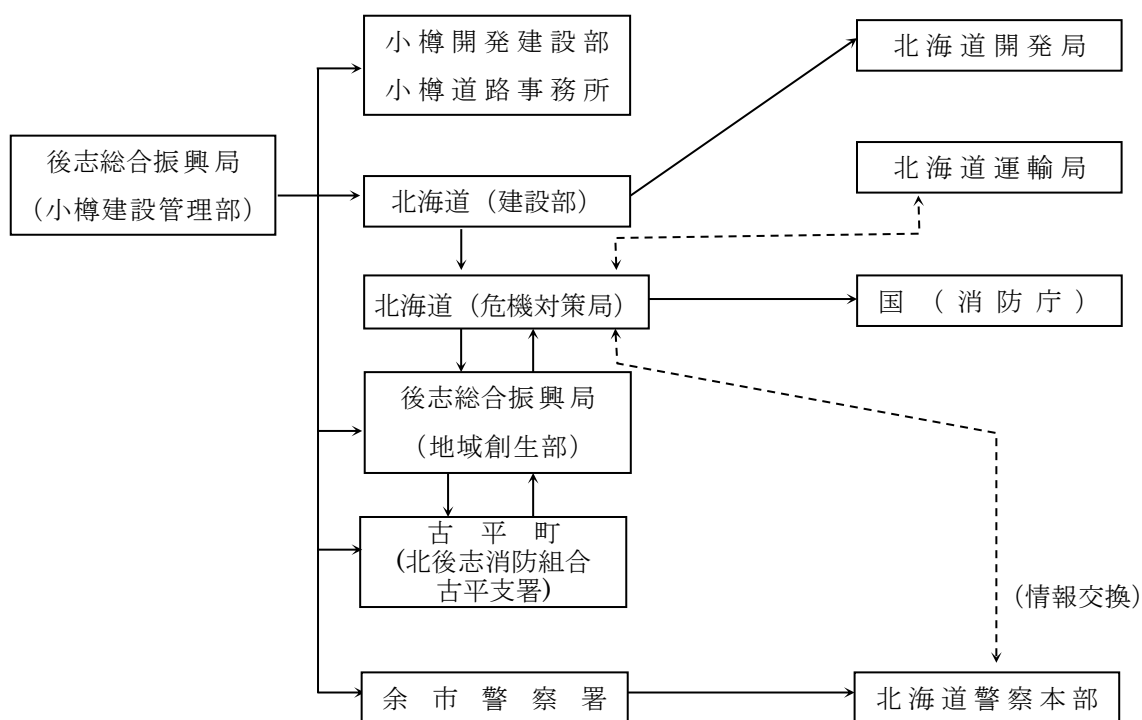
ア 町の管理する道路の場合

図表 道路災害の情報通信連絡系統（町の管理する道路の場合）



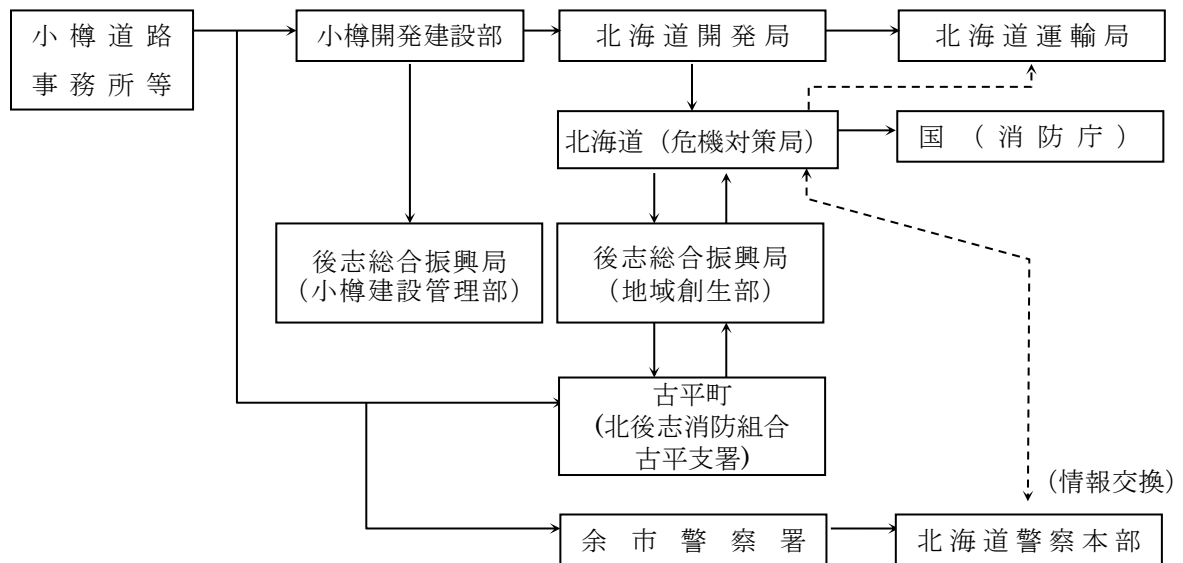
イ 道の管理する道路の場合

図表 道路災害の情報通信連絡系統（道の管理する道路の場合）



ウ 国の管理する道路の場合

図表 道路災害の情報通信連絡系統（国の管理する道路の場合）



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町（北後志消防組合古平支署）、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害時、必要に応じ「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、北後志消防組合古平支署等消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 北後志消防組合古平支署

ア 北後志消防組合古平支署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は北後志消防組合古平支署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章 第5節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援

町、道及び北後志消防組合古平支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第5節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）のろう洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については「第8章 第2節 流出油等対策計画（海上災害対策計画）」、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については別編「原子力防災計画編」に、それぞれ定める。

第1 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節で「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりである。

なお、町は、予防上の観点から北後志消防組合古平支署の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により、自主保安体制の確立等の適切な指導を行う。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、北後志消防組合古平支署、余市警察署へ通報する。

(2) 道、北後志消防組合古平支署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取結法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 北後志消防組合古平支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動体制の確立を図る。

イ 高压ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 北後志消防組合古平支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を後志総合振興局保健環境部、余市警察署又は北後志消防組合古平支署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動体制の確立を図る。

(4) 北後志消防組合古平支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、北後志消防組合古平支署等関係機関へ通報する。

(2) 北後志消防組合古平支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第3 災害応急対策

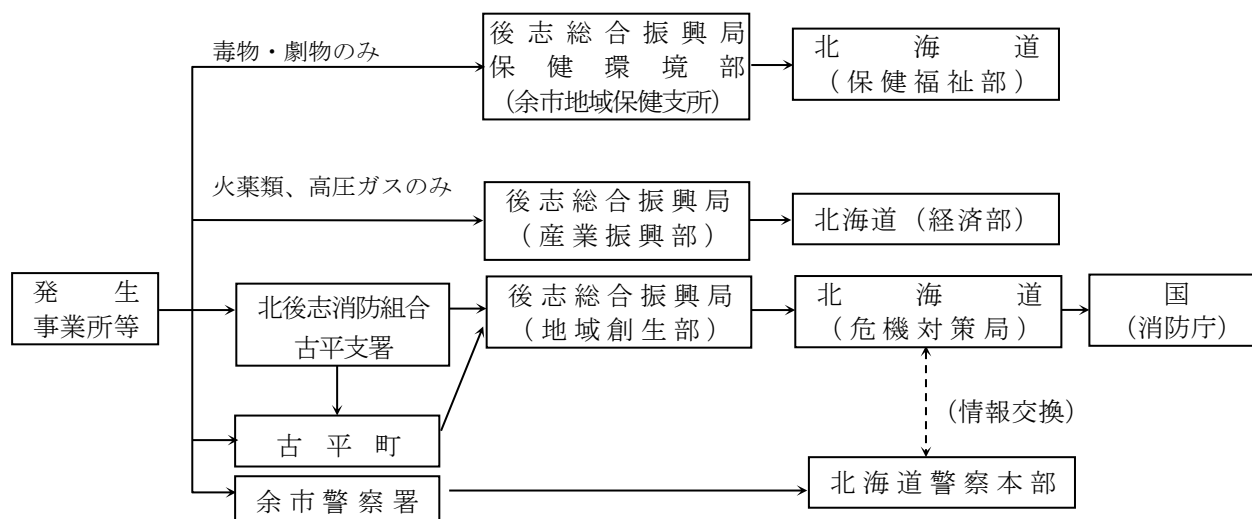
1 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

図表 危険物等災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高压ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため、適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 北後志消防組合古平支署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 北後志消防組合古平支署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援

町、道及び北後志消防組合古平支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

危険物等災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模火事災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町、北後志消防組合古平支署

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、住民等と相互に連携して、実践的な消火救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度 70%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速が 14m/s 以上のときに、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

2 道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、北後志消防組合古平支署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第2 災害応急対策

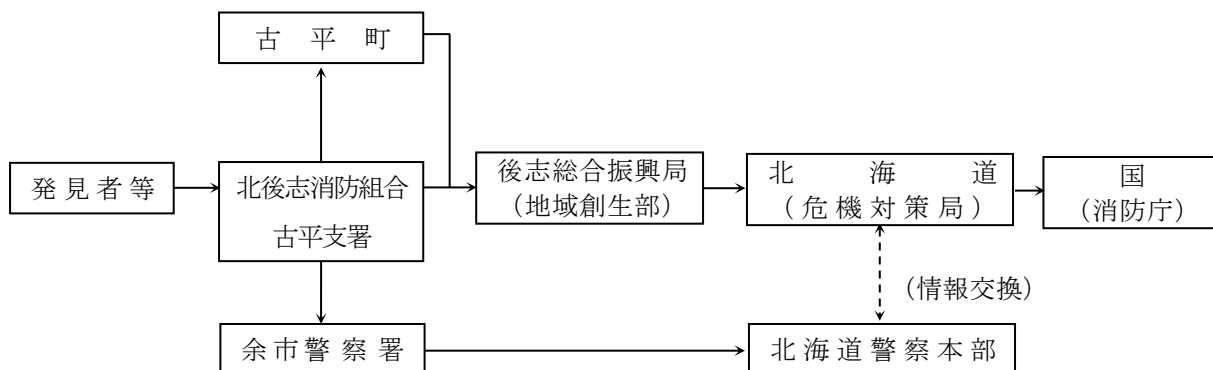
1 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりである。

図表 大規模な火事災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模な火事災害時、必要に応じ「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

北後志消防組合古平支署は、「第4章 第10節 消防計画」に定めるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら、活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等が初期消火活動を実施する場合は安全に十分配慮し、住民等に危険が及ばない範囲で活動する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

9 広域応援

町、道及び北後志消防組合古平支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局石狩森林管理署（積丹森林事務所）、道

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請・届出等について指導する。
 - a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防、その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下、本節では「危険期間」という。）の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- (オ) 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、関係機関等において空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) バス等運送事業者

危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

後志総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 町林野火災予消防対策協議会

町毎の予消防対策については、町を管轄する関係機関により構成された古平町林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により、警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

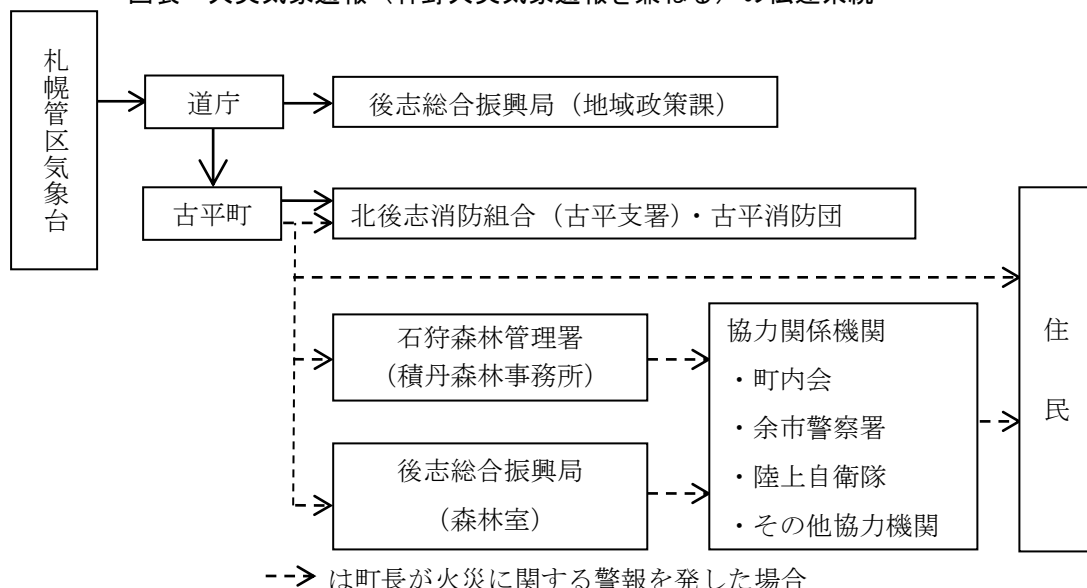
(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」に定める。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりである。

図表 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統



ア 町

通報を受けた町は、北後志消防組合古平支署へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたと又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、北後志消防組合古平支署、関係機関、住民等へ周知を図るものとする。

イ 道

通報を受けた道は、直ちにこれを後志総合振興局及び町へ通報するものとする。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

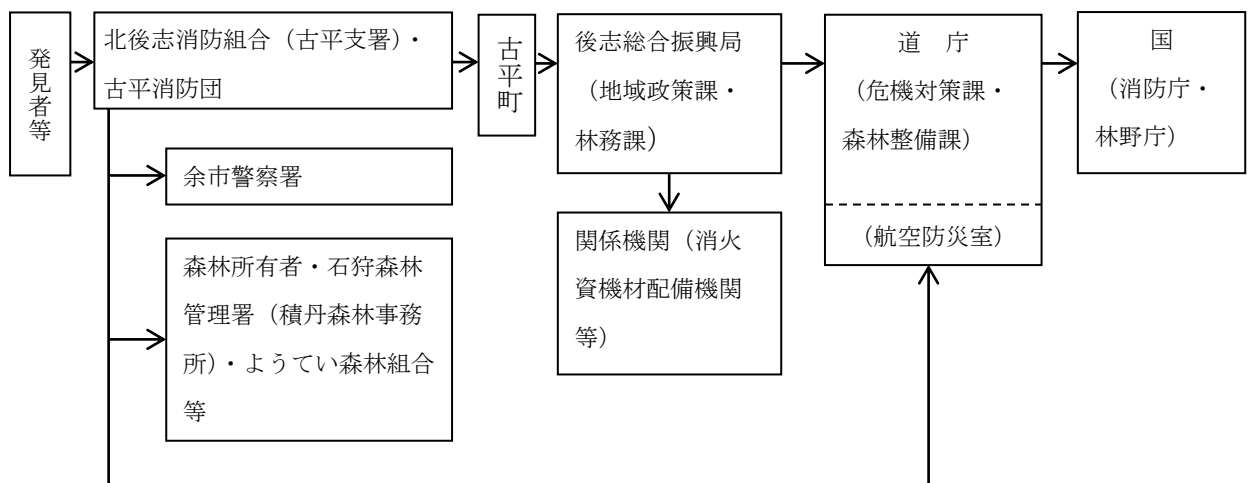
第2 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりである。

図表 林野火災の情報通信連絡系統



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 町及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、必要に応じ、道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

町、道及び北後志消防組合古平支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

- (1) 治山事業等

町は道と協力し、火災後の降雨等により、二次的に発生するおそれのある土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

- (2) 自然環境への対応

町は道と協力し、林野火災による被害が自然環境に及んだ場合の影響を最小限に食い止めるために、必要な応急・復旧活動に協力する。

第3 災害復旧

林野火災により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第8節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 道民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備

状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

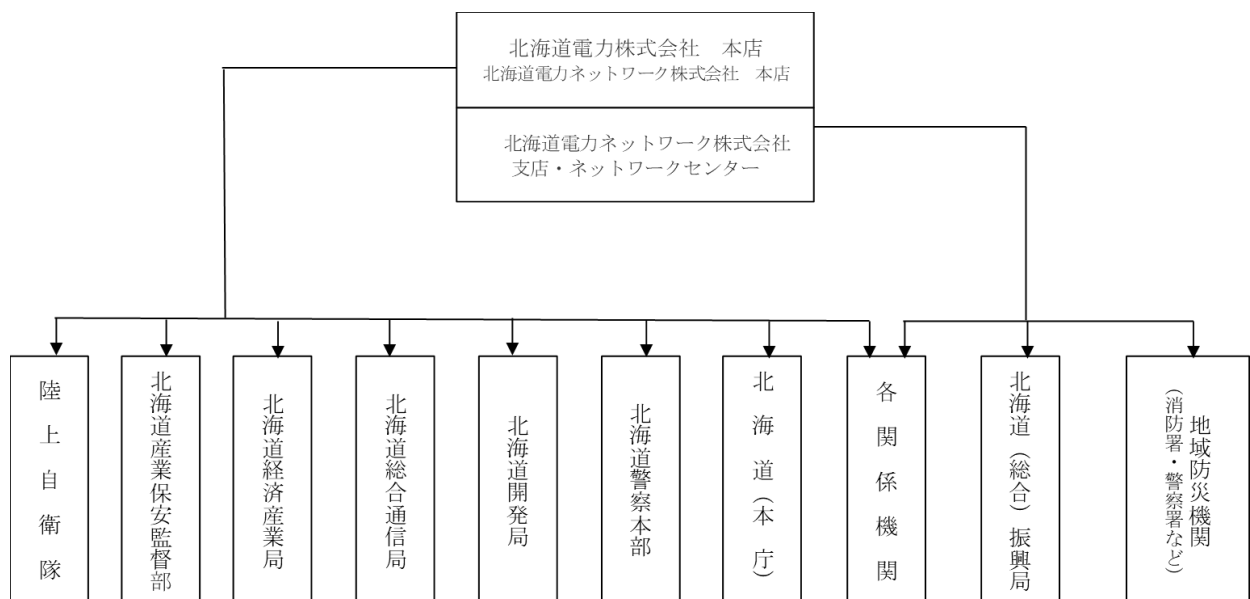
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地滑り防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 空港施設災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市町村は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第5 応急金融対策

応急融資・貸付等による金融支援については、「第9章 第3節 被災者援護計画」に定めるところによる。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

2 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村のノウハウの提供等を行うこと等により被災市町村間の調整を図る。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

3 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各

種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めない。

第3 融資・貸付等による金融支援

町は、被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、国や道が実施する次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

資料編〔応急・復旧〕 ・「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）（資料39）

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則(別記)の定めるところによる。

沿 革

平成 2 7 年 3 月	改定
平成 2 9 年 3 月	改定
平成 3 0 年 3 月	改定
令和 2 年 1 月	改定
令和 3 年 3 月	改定
令和 4 年 3 月	改定
令和 5 年 5 月	改定

古平町地域防災計画

発 行
令和 5 年 5 月

発 行 人
古平町防災会議

(事務局)
古平町 企画課

問い合わせ先：企画防災係
電話：0135-48-9836
FAX：0135-42-3583